

こども・若者 しあわせプラン

所沢市 こども計画



令和7年3月
所沢市

はじめに



所沢市は、市民憲章で「こどもは市の宝である」と謳っています。また、市の最上位計画である『総合計画』において、「こどもを中心としたまちづくり」をリーディングプロジェクトの中心に位置づけております。

すべてのこどもたちが、健やかに成長できる環境を整備することを目指して、これまで「所沢市子ども・子育て支援事業計画」のもと、地域・事業者・学校・行政が協力して、地域社会全体でこどもと子育て家庭を温かく見守るまちづくりを進めてまいりました。

現行の計画が令和6（2024）年度をもって終了いたしますことから、更なるこども施策の推進に向け、国が定めたこども大綱を勘案するとともに、現在の社会情勢の変化などを考慮し、この度新たに、各種取組を体系的にまとめた『所沢市こども計画』を策定いたしました。

本計画の基本理念は「すべてのこども・若者が尊重され 一人ひとりが幸せを感じるまち ところざわ」といたしました。この理念は、すべてのこどもや若者、子育て世代のお一人おひとりが、明るい未来や幸せを感じ、所沢市で充実した生活が送れることへの願いをこめたものでございます。

この計画に基づき、こどもや若者、子育て世代を地域全体で支えていくことで、あらゆる世代の皆様の定住・流入や雇用・産業の創出を促し、まちの元気を生み出す「こどもを中心としたまちづくり」を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、所沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント手続など、様々な機会を通じて貴重なご意見やご提案をいただきました多くの方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7（2025）年3月 所沢市長 小野塚 勝俊

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

第2章 こども、子育て家庭、若者を取り巻く環境

1	こども・子育てをめぐる動き	5
	(1) 国の動向	5
	(2) 県の動向	9
	(3) 市の動向	9
2	所沢市の状況	11
	(1) 出生の状況	11
	(2) 人口と世帯の状況	14
	(3) 就労の状況	17
	(4) 婚姻の状況	20
	(5) 保育の状況	21
	(6) 特に支援を要するこども・家庭の状況	23
	(7) こどもの生活状況	24
3	こども計画策定に向けた保護者アンケート調査結果	27
	(1) 調査の概要	27
	(2) 調査の結果	29
4	こども計画策定に向けたこども・若者への調査結果	37
	(1) 調査票を用いたアンケート調査	37
	(2) 対面によるヒアリング調査	42
	(3) SNS等を活用したオンラインアンケート調査	45
	(4) こども・若者の意見聴取の結果と検討	49
5	第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画の取組と達成状況	53
	(1) 所沢市の事業の実施状況	53
	(2) 目標実現のための施策の取組評価と課題	68
	(3) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の達成状況	72

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1	基本理念	75
2	基本的な視点	75
3	基本目標	77
4	施策の体系	78

5	ライフステージ別事業一覧	80
6	目標実現のための施策	82
	基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援	82
	基本目標2 子育て当事者への支援	104
	基本目標3 特に支援を要するこども・家庭への支援	113
	基本目標4 こども・若者の育成支援	125

第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開

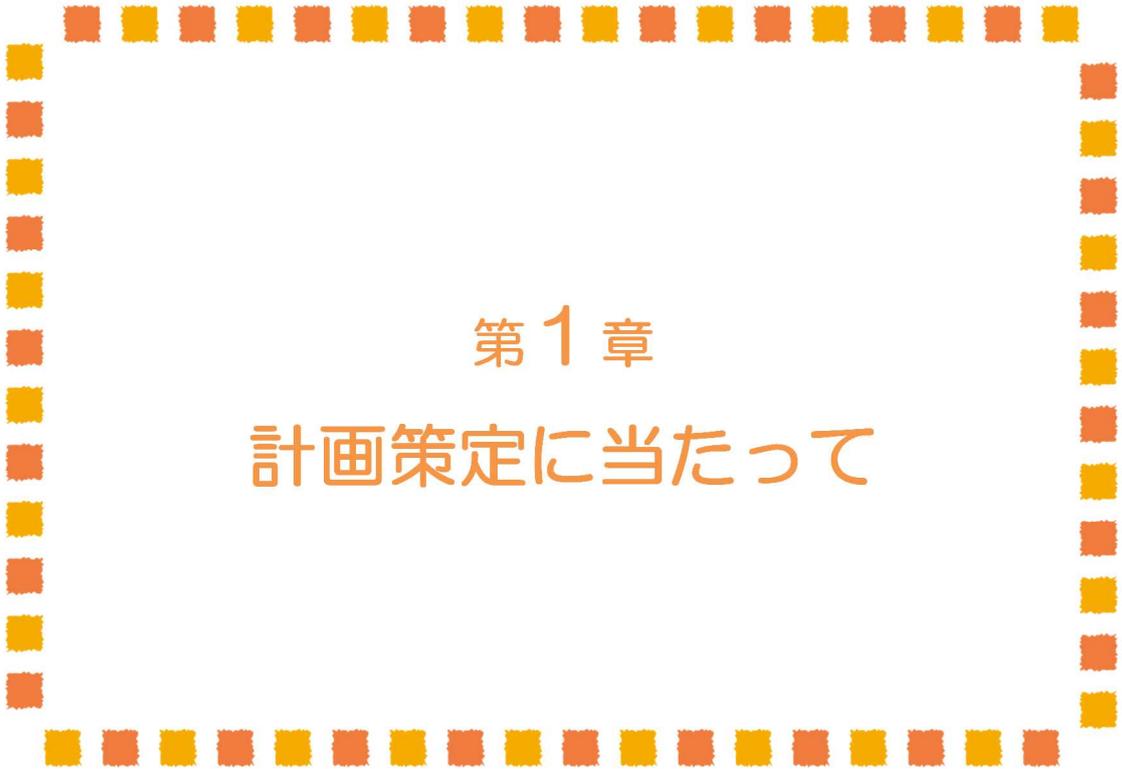
1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要	131
2	目標の設定	131
	(1) 区域の設定	131
	(2) 将来推計児童数	132
3	量の見込みと確保の内容	133
	(1) 教育・保育	133
	(2) 地域子ども・子育て支援事業	136

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の進行管理	153
2	計画の推進体制	154
3	指標一覧	155

資料編

1	策定体制	157
2	策定経過	158
3	所沢市子ども・子育て会議 委員名簿	160
4	所沢市子ども・子育て会議条例	162
5	子ども・子育て支援法(抄)	165
6	次世代育成支援対策推進法(抄)	175
7	母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)	179
8	こども基本法	180



第1章
計画策定に当たって

計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進行による社会・経済構造の変化や、核家族化、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラー※といった問題が顕在化しています。

国において、待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を核とした子ども・子育て関連3法が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が平成27年度から施行されました。

その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が策定されました。

所沢市では、平成27年3月に所沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）、令和2年3月に第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、こども・子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

そしてこの度、第2期計画の計画期間が終了することに伴い、国が定めたこども大綱を勘案した所沢市こども計画を策定します。こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、未来を担う所沢市のすべてのこどもと若者が幸せに暮らしていけるよう、こども・若者、子育て家庭を支援し、所沢市を取り巻く新たな課題の解決に向けて取組を進めます。

※ヤングケアラー …家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（子ども・若者育成支援推進法）

こども計画とは

令和5年4月に施行されたこども基本法において、市区町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案した市区町村こども計画の策定に努めるよう定められています。

市区町村こども計画は、

- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

といった内容を含む、既存の法令と一体のものとして作成することが可能です。市区町村には、こども施策全体に統一的な横ぐしを刺すことで、わかりやすさや地域の実情に応じた計画策定が求められています。

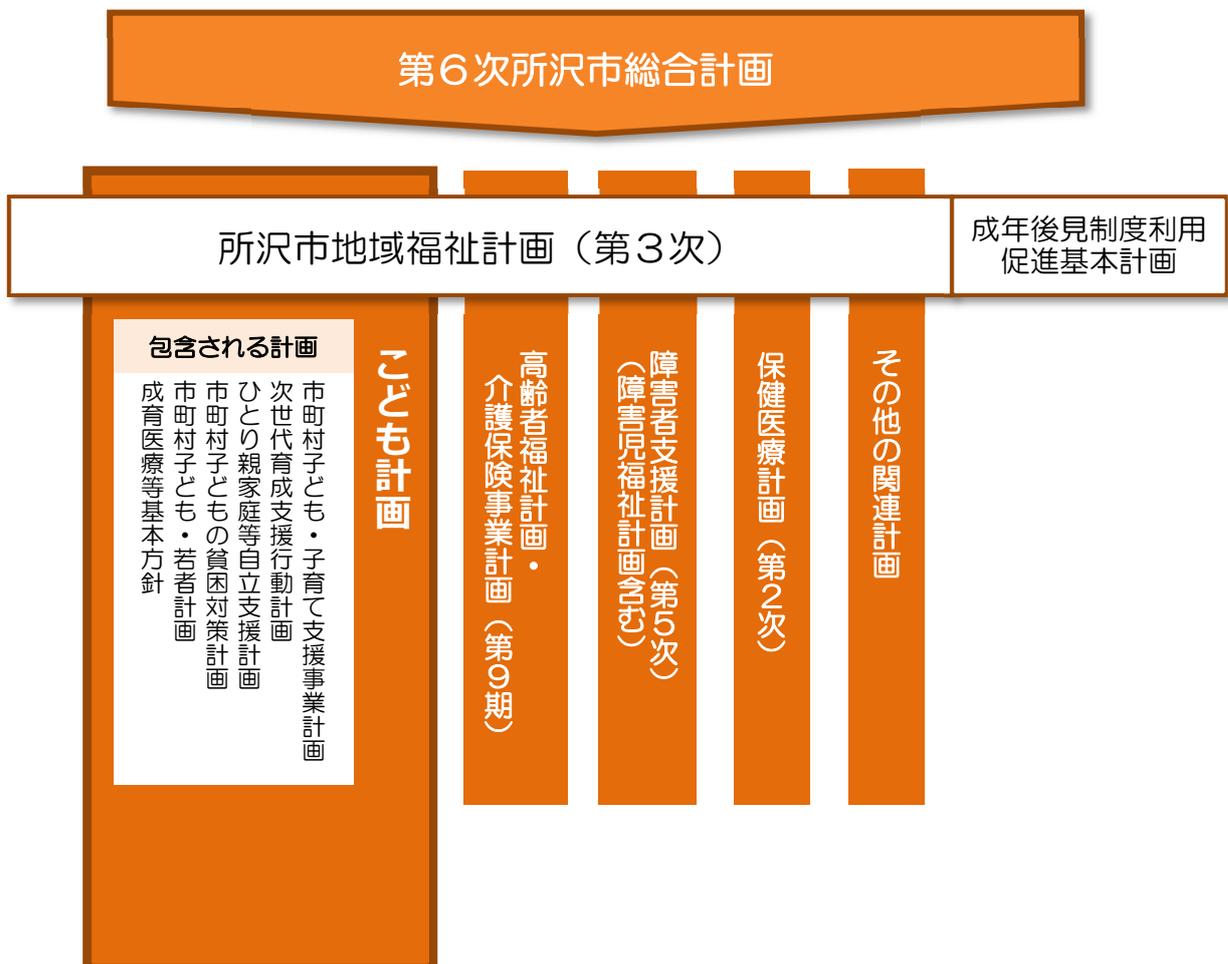
また、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた計画策定とするために、こどもや子育て当事者等の意見を聴取・反映することが必要と明記されています。

2

計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法（第10条第2項）に定める市町村こども計画として、こども大綱及び埼玉県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定します。
- 本計画は、子ども・子育て支援法（第61条）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画を包含し、一体的に策定します。
- 第2期計画と同様に次世代育成支援対策推進法（第8条）に基づく次世代育成支援行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）に基づくひとり親家庭等自立支援計画を包含し、一体的に策定します。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）に基づく市町村子どもの貧困対策計画、子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）に基づく市町村子ども・若者計画、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）を踏まえた市町村計画を包含し、一体的に策定します。
- 所沢市の上位計画である第6次所沢市総合計画の部門別計画に位置づけるとともに、他の関連する各分野の計画との連携・整合を図り、かつ今後策定予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

【所沢市の計画との関係】



3

計画の期間

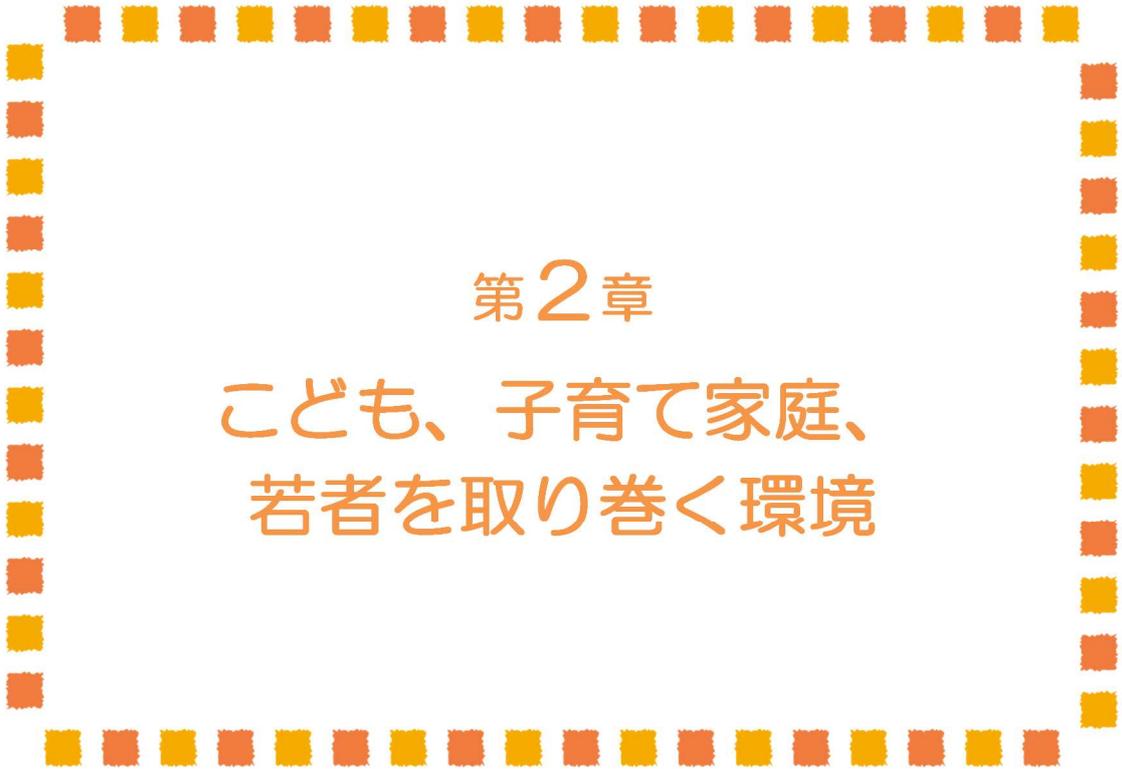
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	令和 2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度	9 (2027) 年度	10 (2028) 年度	11 (2029) 年度
所沢市総合計画										
所沢市 子ども・子育て 支援事業計画										

4

計画の対象

本計画の対象は、市内在住のこども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね40歳未満まで）とその家族とします。



第2章

こども、子育て家庭、 若者を取り巻く環境

こども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

■子ども・子育て関連3法

平成 24 年8月に制定された子ども・子育て関連3法とは、次の3つの法律を合わせたものです。

- ◇子ども・子育て支援法
- ◇認定こども園法の一部を改正する法律（就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
- ◇子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

令和6年6月には、子ども・子育て支援法などの改正法が成立し、児童手当の拡充をはじめとする少子化対策の強化や、働いていない場合にもこどもを保育施設*等に預けることのできる「乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）」の導入、ヤングケアラーへの対応強化などを進めていくとしています。

※保育施設 …保育所、認定こども園、小規模保育事業所など、保育が必要なこどもを預かり、保育するための施設。

●こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件を問わず、保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる制度です。令和8年度から全自治体で実施するとしており、令和6年度現在、国は本格実施を見据えた試行的事業を実施しています。

■子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして平成 27 年度から施行されました。

●「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

幼稚園、保育所（以下「保育園」という。）、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育事業などへの給付（地域型保育給付）が創設されました。

●認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

●地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになりました。

●市町村が計画の策定や事業の実施主体となる

市町村が地域のニーズに基づき未就学児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの提供について市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業を実施することになりました。

●社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が未就学児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの質・量の充実にあてられることになりました。

●子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従事者等が政策プロセス等に参画・関与する子ども・子育て会議を設置することになりました。所沢市では、市町村の地方版子ども・子育て会議として所沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、施策の総合的な推進に関する評価・審議などを行っています。

■こどもの貧困対策

平成 26 年 1 月に、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行、同年 8 月に子供の貧困対策に関する大綱が策定されました。令和元年 6 月の改正では、こどもの貧困対策の目的にこどもの「将来」だけでなく「現在」も改善すること、基本理念にこどもの意見が尊重されること等が明記されたほか、市区町村における計画策定が努力義務となりました。また、同年 11 月に策定された新たな大綱では、基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届いていないまたは届きにくいこども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実等が明記されました。

令和 6 年 6 月に成立した改正法は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律と名称を変えました。妊娠・出産期からの切れ目のない支援の強化を掲げ、こどもの貧困を家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきではないこと等が明記されました。

■こども・若者支援

平成 22 年 4 月に、こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年 7 月に子ども・若者ビジョンが策定されました。平成 28 年 2 月には子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、子供・若者育成支援推進大綱が策定されました。その後もこども・若者を取り巻く状況は変化し、さらにコロナ禍において不安が高まり状況が深刻化していることから、令和 3 年 4 月に第 3 次大綱が策定されました。

第 3 次大綱の基本的な方針として「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の 5 つが掲げられ、社会全体で支援を進めるとしています。

■児童福祉法改正

虐待による重篤な死亡事例の発生や児童虐待の相談対応件数の増加、子育て家庭の孤立化など、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正され、令和6年4月から施行されました。

この改正では、市区町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援等を行う機能を有するこども家庭センターの設置や身近な相談機関の整備に努めることのほか、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備などの内容が盛り込まれました。また、児童をわいせつ行為から守る環境整備についても盛り込まれており、令和6年6月には学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）が成立し、こどもと接する仕事に就く人の性犯罪歴の確認を事業者に義務付けるなど、こどもの性被害防止を目指して取組が進められることとなっています。

■こども基本法の成立

令和4年6月に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するためにこども基本法が成立し、令和5年4月から施行されました。

こども基本法では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、さらに差別的扱いを受けることがないようにすること、平等に教育を受けられること、意見を表明する機会・様々な社会的活動に参画する機会が確保されること、こどもの最善の利益が優先して考えられること、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることなどが基本理念として掲げられています。

■こども家庭庁の発足

令和5年4月に、こどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現と、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔としてこども家庭庁が発足しました。内閣府の外局として設置され、就学前のこどもの育ちの保障やすべてのこどもの居場所づくりなどを主導し、こども政策に関して他省に属さない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むとしています。

■こども大綱の策定

令和5年12月に、こどもまんなか社会の実現に向けたこども施策の総合的な推進のためにこども大綱が策定されました。日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6つの基本的な方針が定められています。

基本理念

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 県の動向

■埼玉県ケアラー支援条例

県において、令和2年3月に埼玉県ケアラー支援条例が交付されました。ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すとしています。

■埼玉県子育て応援行動計画

県において、今後の少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために、令和2年4月に第4期目となる埼玉県子育て応援行動計画が策定されました。「子供を安心して生み育てられる環境を整備する」、「地域全体で子供と子育て家庭を応援する」、「すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す」といった3つの方向性に基づき施策を展開することで、こどもを産み育てることに希望を持てる社会を目指すとしています。

■埼玉県青少年健全育成・支援プラン

県において、令和5年4月に埼玉県青少年健全育成・支援プランが策定されました。こども・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現を基本理念として掲げ、こども・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すために、「すべての子供・若者の健やかな育成と自立支援」、「困難を有する子供・若者への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備」の3つを基本目標のもと、取組を進めるとしています。

■こどもまんなか応援サポーター宣言

県において、こども家庭庁の「こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」というこどもまんなか宣言の趣旨に共感・賛同し、令和5年6月にこどもまんなか応援サポーターが宣言されました。

(3) 市の動向

■所沢市ヤングケアラー支援マニュアル

ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげるために、ヤングケアラーに関する基本的な内容をまとめた所沢市ヤングケアラー支援マニュアルを令和5年に作成し、令和6年3月に改訂しました。主に行政、教育や福祉の従事者を対象としており、行政、教育や福祉に関わる者が起点となって、すべての市民が、こどもたちの幸せを願い、「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら、協働してこどもや子育て家庭を支えていくことを目指しています。

■こども家庭センター開設

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを切れ目なく支援するための包括的な相談支援機関として、令和6年4月1日にこども家庭センターを開設しました。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもからの悩みや不安の相談に応じるほか、母子保健と児童福祉の両面から一体的に支援を検討し、関係機関と連携して必要なサービスを提供するなど切れ目ない支援を行います。

■経済的支援の充実

子育て世帯の経済的な負担軽減と市の将来を担うこどもの成長を支えることで、こどもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、以下の取組を令和6年度から実施しています。

- ◇子ども医療費の助成対象を18歳（18歳に達した日の属する年度の末日）までに拡大
- ◇市立小中学校に通うこどもの給食費無償化の実施

■医療的ケア児への対応

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加するとともに、その実態が多様化しています。医療的ケア児及びその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

市では、公立保育園1園にて専任の看護師・保育士を配置するなどの体制整備を行い、令和4年度より本格的に医療的ケア児の受入れを実施することと併せて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の拡充を図っています。また、医療的ケア児に関する関係機関の情報共有や意見交換の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターによる相談、支援を推進しています。

■保育施設における待機児童対策

共働き世帯の増加により、保育需要は増加傾向にあります。保育が必要な方に利用いただけるよう、以下の取組を実施しています。

- ◇保育施設の定員数の増加
保育施設の新設や既存施設の活用により、令和元年度からの5年間で約320人分の利用定員を増やしました。
- ◇保育士の確保の推進
保育施設の利用者を増やすためには、保育士の確保も併せて行う必要があります。そのため、保育士に関する補助金を整備し、保育士の確保に取り組んでいます。

■放課後児童クラブにおける保留児童対策

共働き世帯の増加等により利用希望者数は増加傾向にあり、放課後児童クラブを利用したくても利用できない児童もいる現状です。その対策として放課後児童クラブの整備を進めています。学校施設の転用可能教室の活用や児童クラブの新設により、令和元年度からの5年間で放課後児童クラブを23支援単位（クラス）分増やし、利用定員を約800人分増やしました。

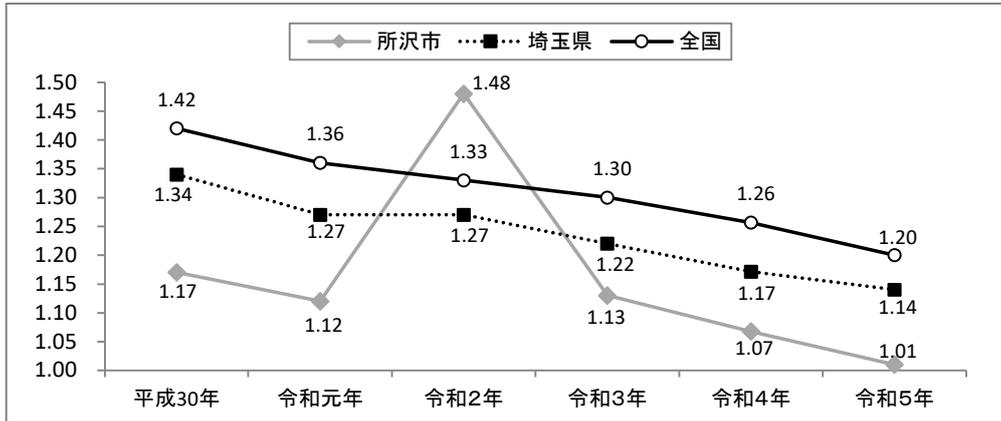
2

所沢市の状況

(1) 出生の状況

① 合計特殊出生率

所沢市の合計特殊出生率の推移をみると、令和3年以降減少傾向にあり、令和5年は1.01で、国の1.20、埼玉県の1.14を下回っています。



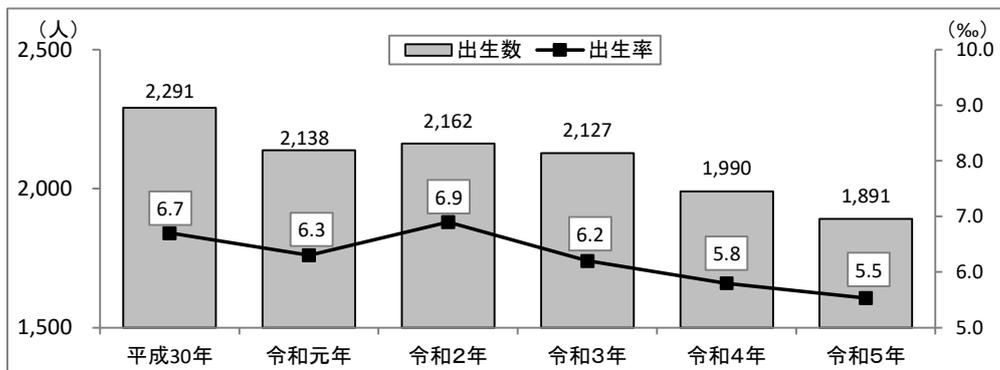
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所沢市	1.17	1.12	1.48	1.13	1.07	1.01
埼玉県	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
全国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

※合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、令和2年は総務省統計局「国勢調査人口」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課「各年1月1日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」を用いているため、国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較はできないものです。

資料：埼玉県ホームページ

② 出生数・出生率

所沢市の出生数・出生率[※]については、令和4年の出生数は1,990人、出生率は5.8‰(パーミル)となっており、出生数・出生率は令和3年以降減少傾向にあります。

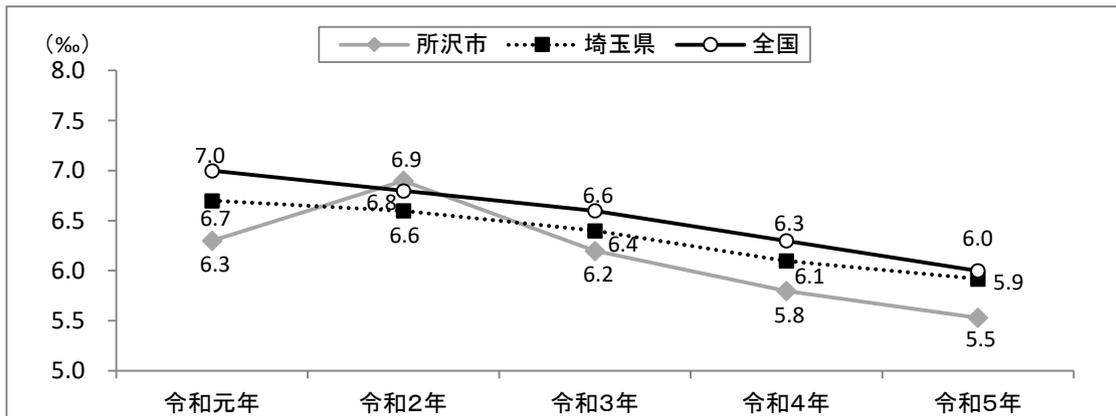


区分	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	人	2,291	2,138	2,162	2,127	1,990	1,891
出生率	‰	6.7	6.3	6.9	6.2	5.8	5.5

※出生率…人口1,000人に対する1年間の出生数の比率

資料：埼玉県保健統計年報

所沢市の出生率を国、県と比較すると、国や県は直近5年間は減少傾向にある中、令和2年に国、県を上回りましたが、令和3年には再び下回っています。



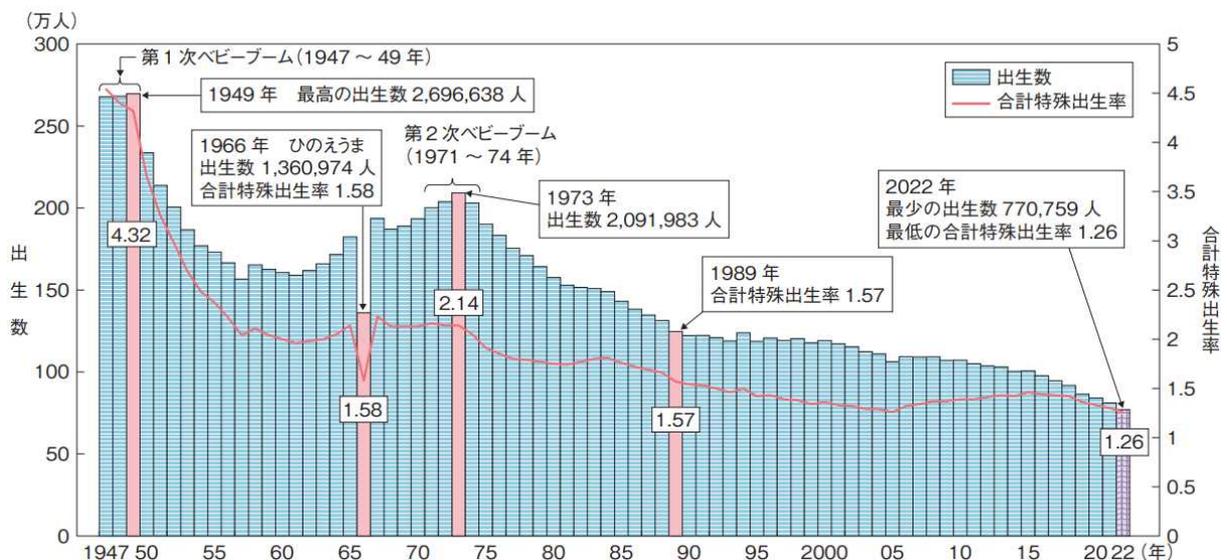
区分	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所沢市	‰	6.3	6.9	6.2	5.8	5.5
埼玉県	‰	6.7	6.6	6.4	6.1	5.9
全国	‰	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

資料：埼玉県保健統計年報

◎国の出生の状況

国の出生数をみると、令和4年（2022年）の出生数は770,759人で、統計を開始してから過去最少となっており、第一次ベビーブーム期（1947～1949年）の約270万人から3分の1以下となっています。

合計特殊出生率の推移については、令和4年には1.26と過去最低となっています。

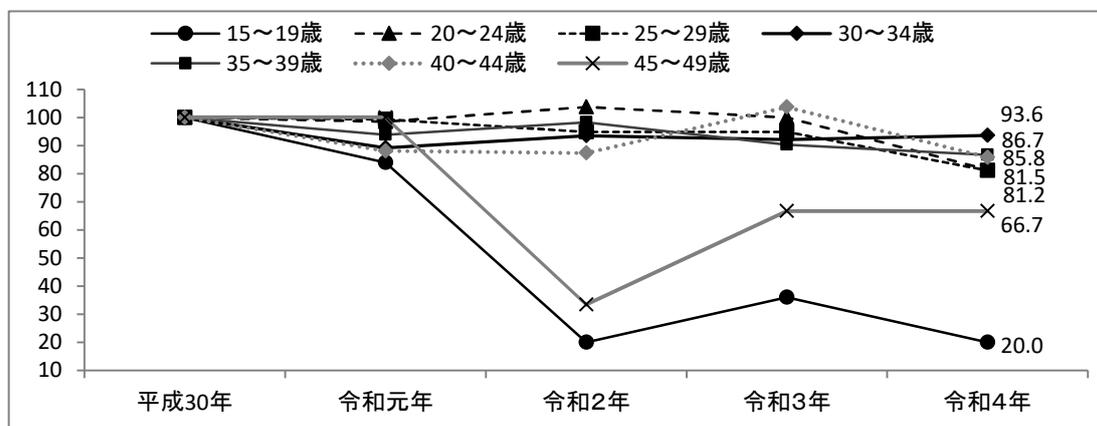


資料：こども白書（令和6年度版）

③母親の年齢階級別出生数

所沢市の母親の年齢階級別出生数についてみると、令和4年は30～34歳の出生数が最も多く、次いで35～39歳、25～29歳の順となっており、いずれの年代でも平成30年に比べて出生数は減少しています。

経年変化についてみると、いずれの年代も増減を繰り返していますが、20～24歳、25～29歳、35～39歳で直近3年間減少傾向がみられます。



年齢区分	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
15～19歳	人	25	21	5	9	5
	指数※	100.0	84.0	20.0	36.0	20.0
20～24歳	人	135	133	140	135	110
	指数※	100.0	98.5	103.7	100.0	81.5
25～29歳	人	563	559	534	534	457
	指数※	100.0	99.3	94.8	94.8	81.2
30～34歳	人	860	767	804	792	805
	指数※	100.0	89.2	93.5	92.1	93.6
35～39歳	人	571	536	561	516	495
	指数※	100.0	93.9	98.2	90.4	86.7
40～44歳	人	134	118	117	139	115
	指数※	100.0	88.1	87.3	103.7	85.8
45～49歳	人	3	3	1	2	2
	指数※	100.0	100.0	33.3	66.7	66.7

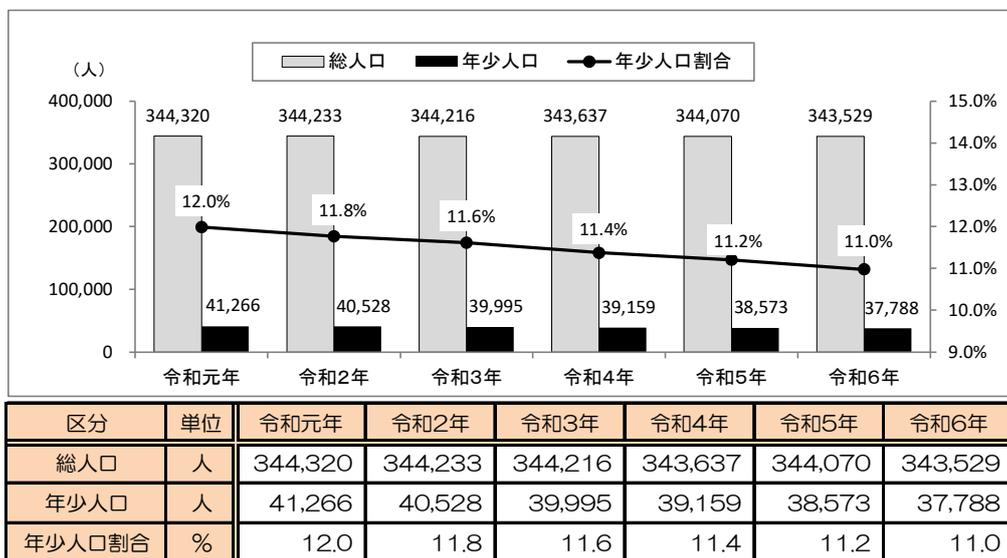
※平成30年の人数を100として、各年の人数をその割合として表したもの

資料：埼玉県保健統計年報

(2) 人口と世帯の状況

①人口推移

所沢市の人口の推移をみると、令和6年1月1日時点の総人口は343,529人で横ばい傾向となっています。一方、年少人口（15歳未満）は、37,788人であり、令和元年と比較すると3,478人減少しており、年少人口割合も11.0%と令和元年の12.0%から減少傾向にあります。

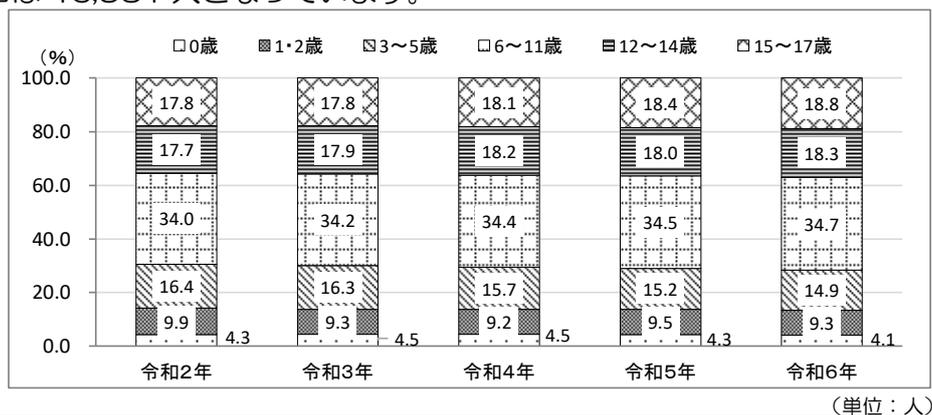


※各年1月1日時点

資料：所沢市住民基本台帳

②18歳未満人口の推移

所沢市の18歳未満人口の推移をみると、直近5年間で大きな変化は見られず、令和6年1月1日時点では0歳が1,916人、1・2歳が4,333人、3～5歳が6,913人、6～11歳が16,133人、12～14歳が8,493人、15～17歳が8,743人で、18歳未満の総人口は46,531人となっています。



(単位：人)

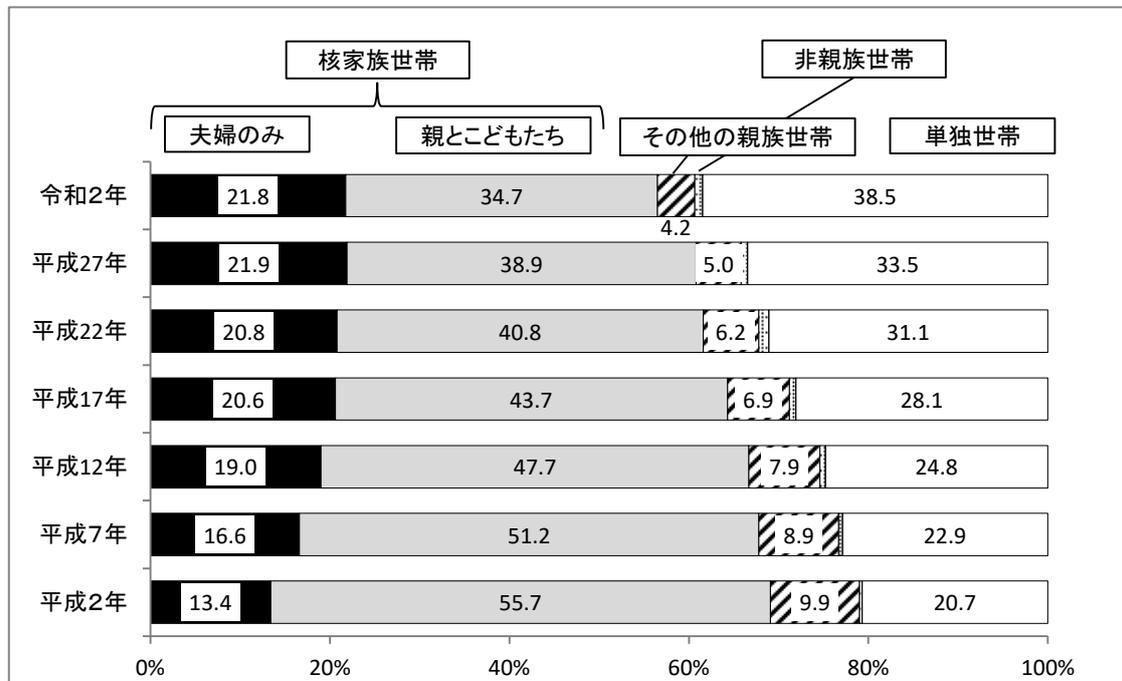
年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,109	2,188	2,150	2,025	1,916
1・2歳	4,889	4,522	4,385	4,509	4,333
3～5歳	8,070	7,936	7,514	7,189	6,913
6～11歳	16,747	16,629	16,435	16,330	16,133
12～14歳	8,713	8,720	8,675	8,520	8,493
15～17歳	8,755	8,682	8,628	8,723	8,743
18歳未満	49,283	48,677	47,787	47,296	46,531

※各年1月1日時点

資料：所沢市住民基本台帳

③家族形態

所沢市の家族類型別世帯をみると、令和2年は、核家族世帯が総世帯数（家族類型不詳を除く）142,192世帯の56.5%（80,324世帯）となっています。経年変化をみると、「単独世帯」が増加し、「親と子どもたち」、「その他の親族世帯（夫婦と両親世帯、夫婦・子どもと両親世帯など）」が減少しています。「夫婦のみ」は平成27年から変化がみられません。



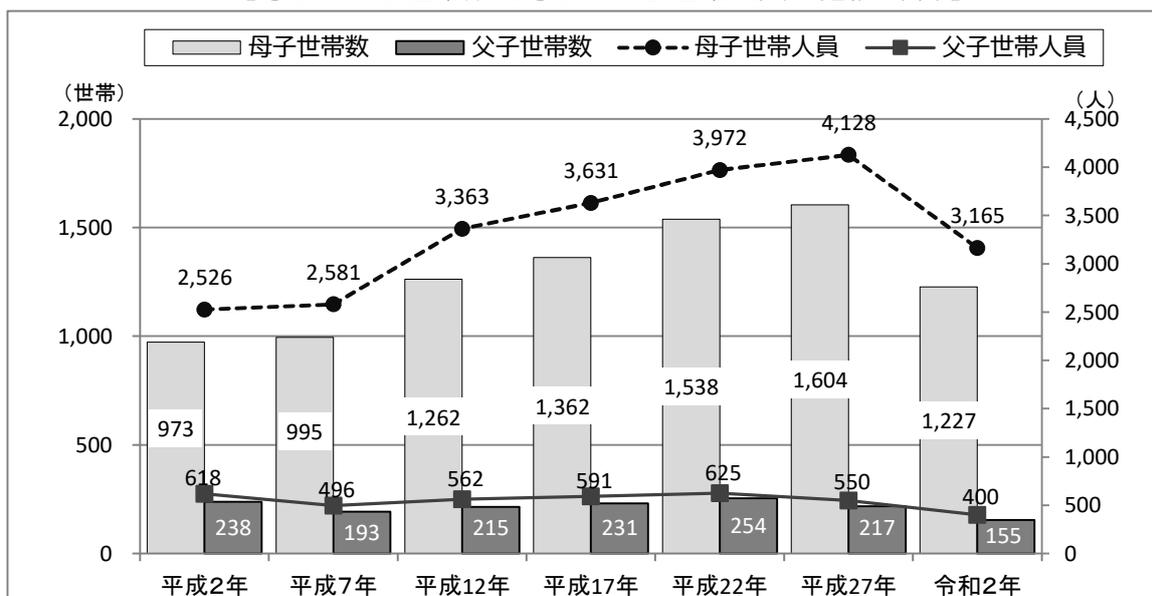
資料：国勢調査

④母子世帯・父子世帯数の推移

所沢市における令和2年の母子世帯数は1,227世帯、母子世帯人員は3,165人となっており、経年変化でみると世帯数、世帯人員ともに平成12年以降で最も少なくなっています。1世帯当たり人員は2.58人であり、経年変化でみるとほぼ横ばいです。

令和2年の父子世帯数は155世帯、父子世帯人員は400人となっており、経年変化でみると世帯数、世帯人員ともに平成2年以降で最も少なくなっています。1世帯当たり人員は2.58人であり、経年変化でみるとほぼ横ばいです。

【母子・父子世帯数と母子・父子世帯人員の推移（市）】



区分	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	母子世帯	973	995	1,262	1,362	1,538	1,604	1,227
	父子世帯	238	193	215	231	254	217	155
世帯人員	母子世帯	2,526	2,581	3,363	3,631	3,972	4,128	3,165
	父子世帯	618	496	562	591	625	550	400
世帯当たり人員	母子世帯	2.60	2.59	2.66	2.67	2.58	2.57	2.58
	父子世帯	2.60	2.57	2.61	2.56	2.46	2.53	2.58

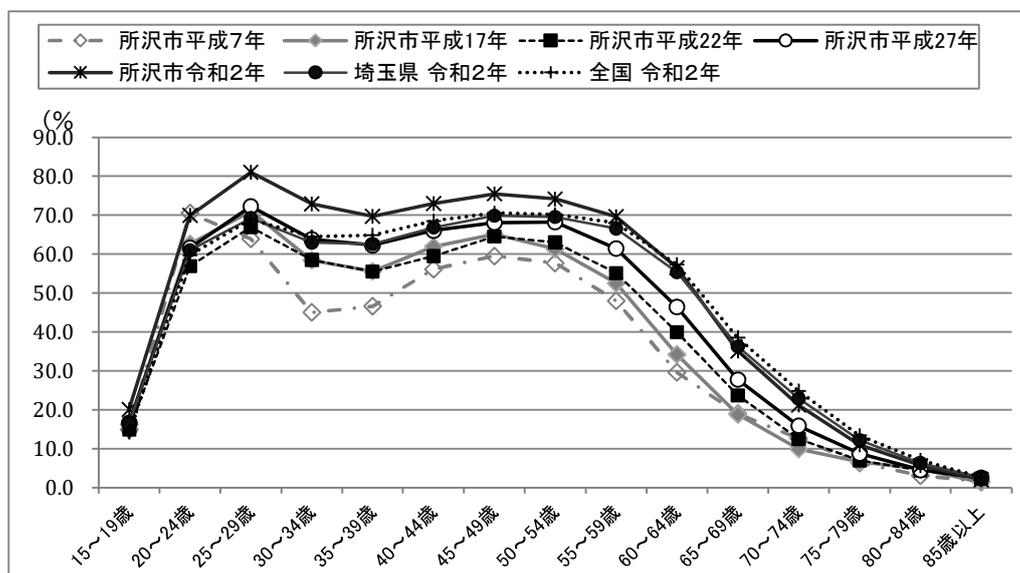
資料：国勢調査

(3) 就労の状況

①女性の年齢階級別就業率

所沢市の女性の年齢階級別就業率について、令和2年は20～24歳と85歳以上を除くすべての年代で今までの数値を上回っており、全国や埼玉県と比較しても高い水準であり就業率の全体的な上昇がうかがえます。

一方で、全国や埼玉県と同様、30歳代で低下し40歳代で再び上昇するM字型となっています。これは、結婚や出産期に当たる年代で一度仕事を辞め、子育てが落ち着いた時期に再び仕事に就くという女性の就労状況を反映したものです。経年変化でみると、M字の底が浅く上方へ、谷の部分が年齢の高い右方へ移行しています。理由としては、仕事と生活、子育ての調和を目指す女性が増えていること、晩婚化・晩産化が進んでいることなどが考えられます。



(単位：%)

年齢区分	所沢市					埼玉県	全国
	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	14.9	16.2	14.9	16.6	20.0	16.7	14.2
20～24歳	70.5	62.6	56.9	61.6	69.9	61.0	59.7
25～29歳	63.9	71.0	66.9	72.3	81.1	69.3	68.9
30～34歳	45.0	58.4	58.5	63.8	72.9	63.0	64.5
35～39歳	46.6	55.6	55.5	62.3	69.7	62.6	64.9
40～44歳	56.1	61.9	59.5	66.0	73.0	66.8	68.5
45～49歳	59.5	65.1	64.5	68.1	75.5	69.9	70.6
50～54歳	57.7	61.3	63.0	68.2	74.1	69.5	70.2
55～59歳	48.0	52.5	55.1	61.4	69.6	66.5	68.0
60～64歳	29.6	34.2	39.9	46.4	56.5	55.4	57.3
65～69歳	19.0	18.8	23.7	27.8	35.1	36.2	38.5
70～74歳	12.6	9.9	12.5	15.8	21.2	22.9	24.8
75～79歳	6.3	6.6	7.0	8.7	11.0	12.2	13.3
80～84歳	3.1	4.8	4.4	4.5	5.6	6.3	7.0
85歳以上	1.5	1.3	2.3	2.4	2.0	2.6	2.6

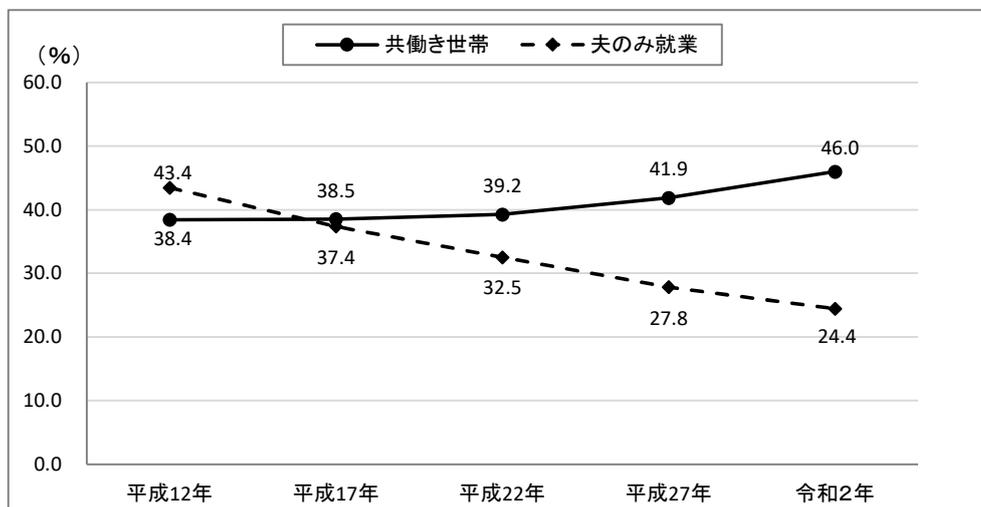
資料：国勢調査

②共働き世帯数の推移

所沢市における共働き世帯数について、共働き世帯数は年々増加傾向にあり、令和2年には夫婦のいる一般世帯 73,059 世帯の 46.0% (33,571 世帯) となっています。

一方、夫のみ就業の世帯は減少傾向にあり、17,842 世帯で 24.4% となっています。

【夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の割合の推移】

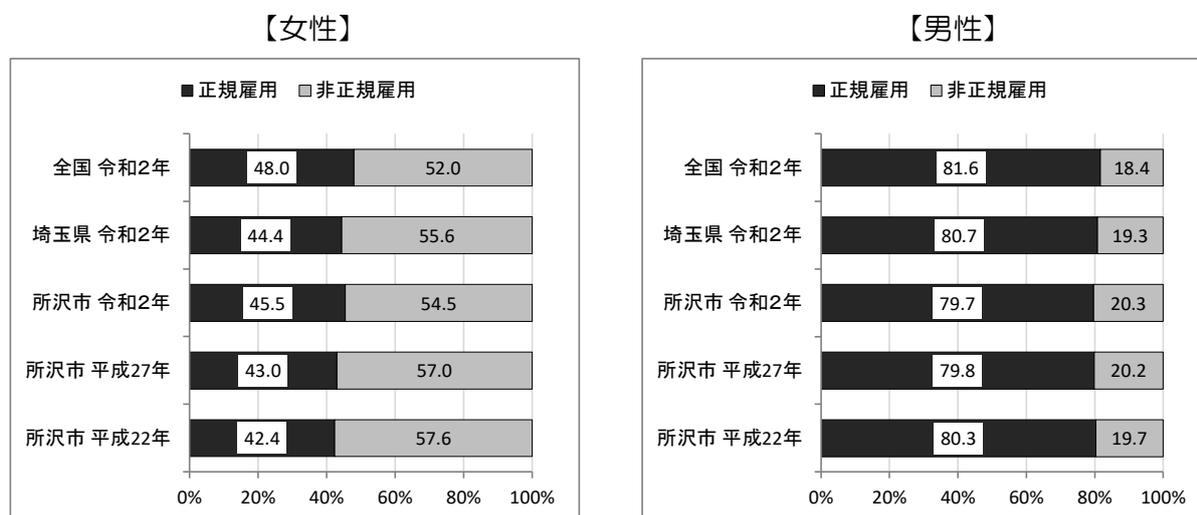


区分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫婦のいる一般世帯	総数	世帯	79,679	82,010	81,964	81,137	73,059
	共働き世帯	世帯数	30,618	31,575	32,155	33,957	33,571
	率	%	38.4	38.5	39.2	41.9	46.0
夫のみ就業	世帯数	世帯	34,597	30,636	26,650	22,594	17,842
	率	%	43.4	37.4	32.5	27.8	24.4
妻のみ就業	世帯数	世帯	2,150	2,463	2,834	2,895	2,911
	率	%	2.7	3.0	3.5	3.6	4.0
夫婦ともに無業	世帯数	世帯	10,923	14,273	16,241	17,938	16,310
	率	%	13.7	17.4	19.8	22.1	22.3
不詳	世帯数	世帯	1,391	3,063	4,084	3,753	2,425
	率	%	1.7	3.7	5.0	4.6	3.3

資料：国勢調査

③雇用形態の推移

所沢市における雇用者の雇用形態について、女性で正規雇用は微増傾向にあり、令和2年には45.5%となっています。埼玉県よりわずかに上回っていますが、全国と比較すると低い水準となっています。また、男性で正規雇用は8割前後で推移しており、女性の水準を大きく上回っています。



【女性】

区分	単位	所沢市 平成22年	所沢市 平成27年	所沢市 令和2年	埼玉県 令和2年	全国 令和2年
雇用者総数	人	54,329	57,464	59,765	1,312,916	22,361,040
正規雇用	人	23,009	24,681	27,194	583,141	10,731,753
	%	42.4	43.0	45.5	44.4	48.0
非正規雇用	人	31,320	32,783	32,571	729,775	11,629,287
	%	57.6	57.0	54.5	55.6	52.0

【男性】

区分	単位	所沢市 平成22年	所沢市 平成27年	所沢市 令和2年	埼玉県 令和2年	全国 令和2年
雇用者総数	人	70,817	70,385	67,292	1,527,301	24,581,181
正規雇用	人	56,852	56,146	53,618	1,232,811	20,065,078
	%	80	79.8	79.7	80.7	81.6
非正規雇用	人	13,965	14,239	13,674	294,490	4,516,103
	%	19.7	20.2	20.3	19.3	18.4

※正規雇用は正規の職員・従業員を指す

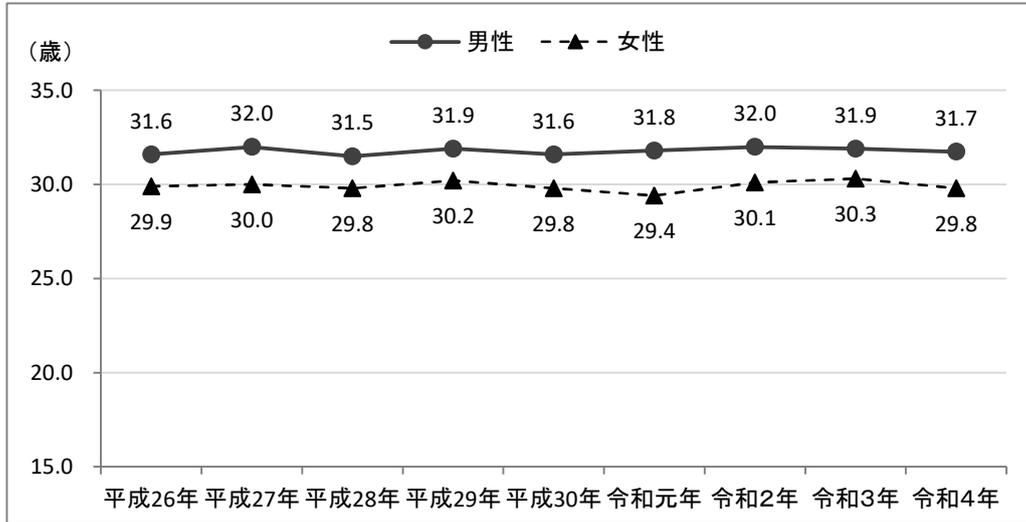
※非正規雇用は労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他の合計

資料：国勢調査

(4) 婚姻の状況

①初婚年齢の推移

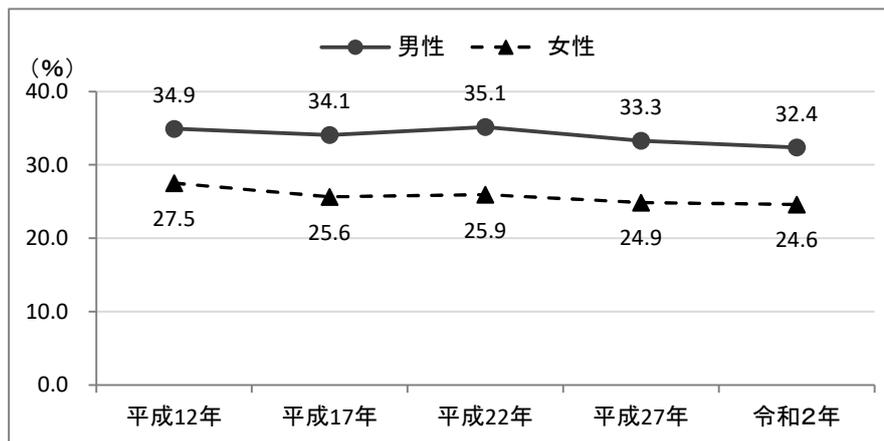
所沢市における男女の初婚年齢の推移をみると、男性は31歳前後で推移しており、令和4年は31.7歳となっています。女性は30歳前後で推移しており、令和4年は29.8歳となっています。女性に比べて、男性の初婚年齢が高くなっています。



資料：埼玉県保健統計年報

②未婚率の推移

所沢市における15歳以上の男女の未婚率の推移をみると、男性は30%台で増減を繰り返しており、令和2年は32.4%となっています。女性は平成12年からゆるやかな減少傾向にあり、令和2（2020）年は24.6%となっています。女性に比べて男性の未婚率が高くなっています。



区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
未婚者数 (人)	男性	41,650	47,777	51,013	46,516	40,236
	女性	33,399	36,596	38,238	36,399	32,869
未婚率 (%)	男性	34.9	34.1	35.1	33.3	32.4
	女性	27.5	25.6	25.9	24.9	24.6

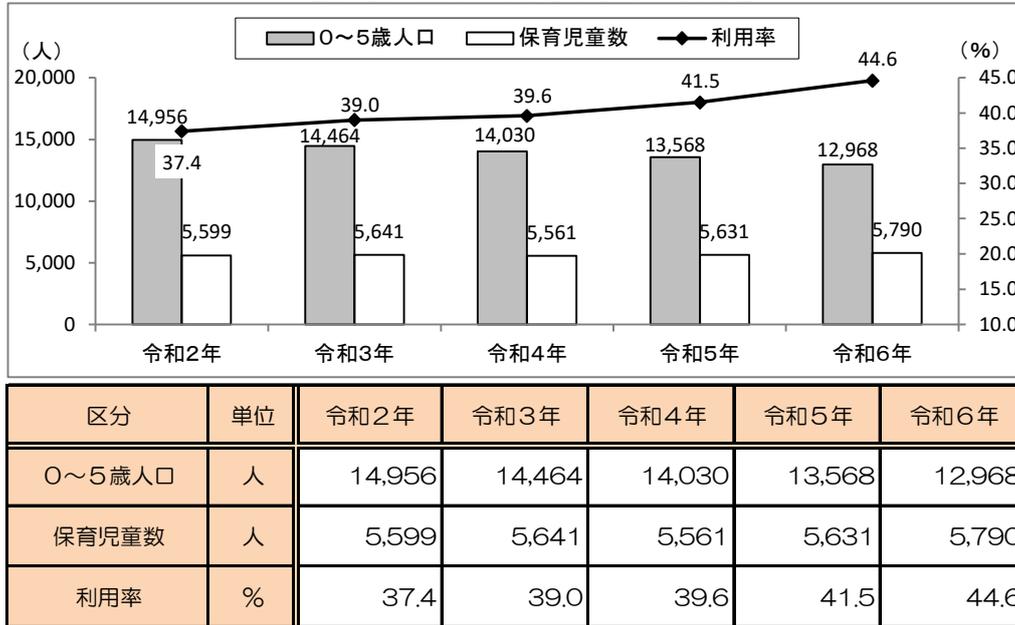
資料：国勢調査

(5) 保育の状況

①保育児童数と利用率

所沢市における保育児童数と利用率については、0～5歳人口が減少しているにもかかわらず、認可保育施設における保育児童数と利用率は増加しており、令和6年の利用率は44.6%となっています。

【保育児童数・利用率などの推移】



※保育児童数…市外施設を利用する市内在住児童数を含み、市外在住児童で市内施設を利用する数を除いた数値
 ※各年4月1日現在

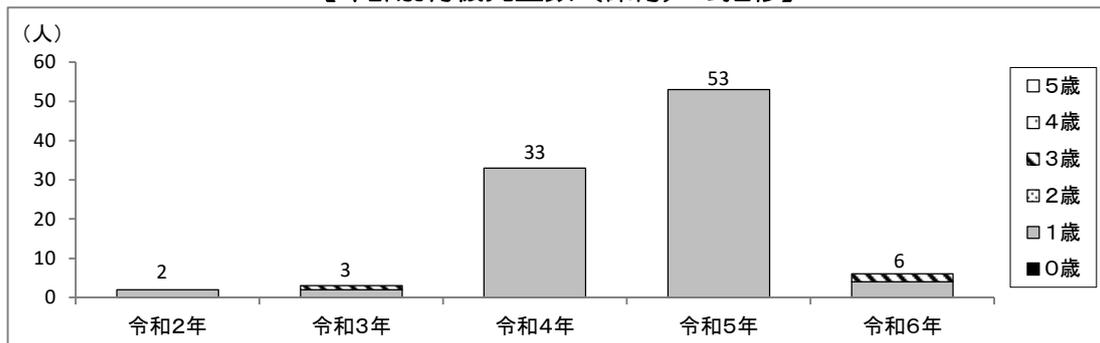
資料：保育幼稚園課

②保育の待機児童数

所沢市における待機児童数（保育）は、令和4年に33人、令和5年も53人と増加しましたが、令和6年は6人に減少しています。

また、待機児童は1歳児に多い傾向が見られます。

【年齢別待機児童数（保育）の推移】



(単位：人)

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	0	0	0	0	0
1歳	2	2	33	53	4
2歳	0	0	0	0	0
3歳	0	1	0	0	2
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	2	3	33	53	6

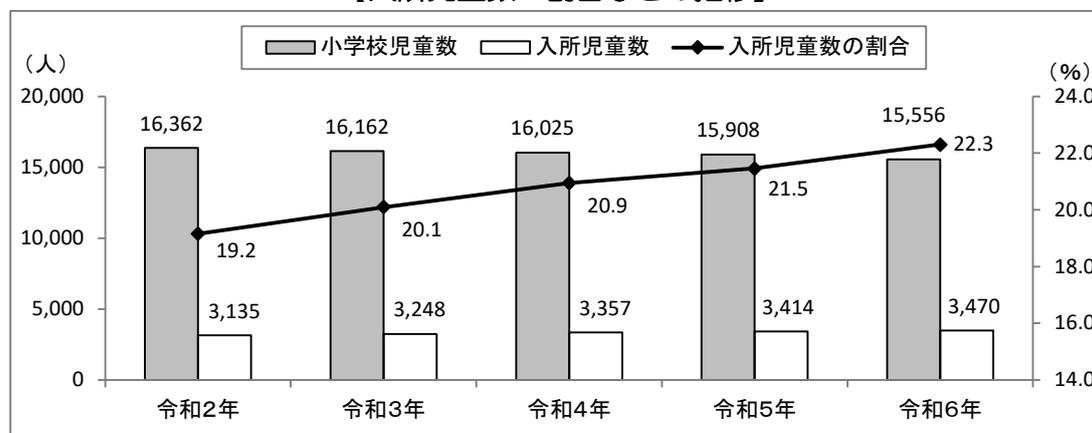
※各年4月1日現在

資料：保育幼稚園課

③放課後児童クラブの入所児童数

所沢市における小学校児童数は減少している一方で、放課後児童クラブにおける入所児童数と利用率は増加しており、令和6年の利用率は22.3%となっています。

【入所児童数・割合などの推移】



区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校児童数	人	16,362	16,162	16,025	15,908	15,556
入所児童数	人	3,135	3,248	3,357	3,414	3,470
入所児童数の割合	%	19.2	20.1	20.9	21.5	22.3

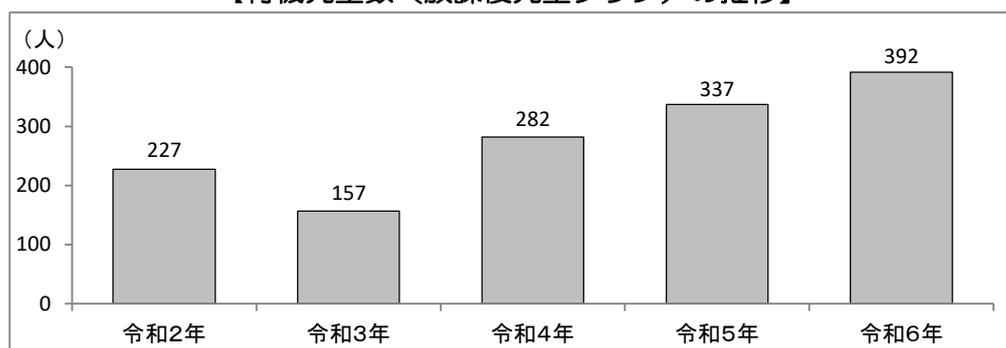
※各年5月1日現在

資料：埼玉県学校基本調査、青少年課

④放課後児童クラブの待機児童数

所沢市における放課後児童クラブの待機児童数は令和3年以降増加傾向にあり、令和6年は392人となっています。

【待機児童数（放課後児童クラブ）の推移】



(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	227	157	282	337	392

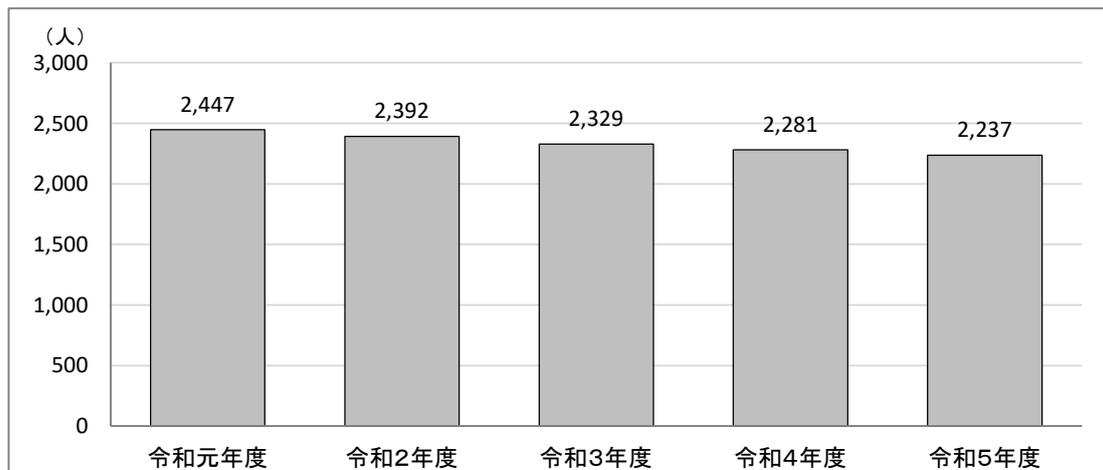
※各年5月1日現在

資料：青少年課

(6) 特に支援を要する子ども・家庭の状況

①児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあり、令和5年度は2,237人となっています。



資料：子ども支援課

②障害児受入実績

幼稚園、保育施設での障害児の受入数は増加傾向がみられる一方、放課後児童クラブでの障害児受入数はほとんど横ばいとなっています。

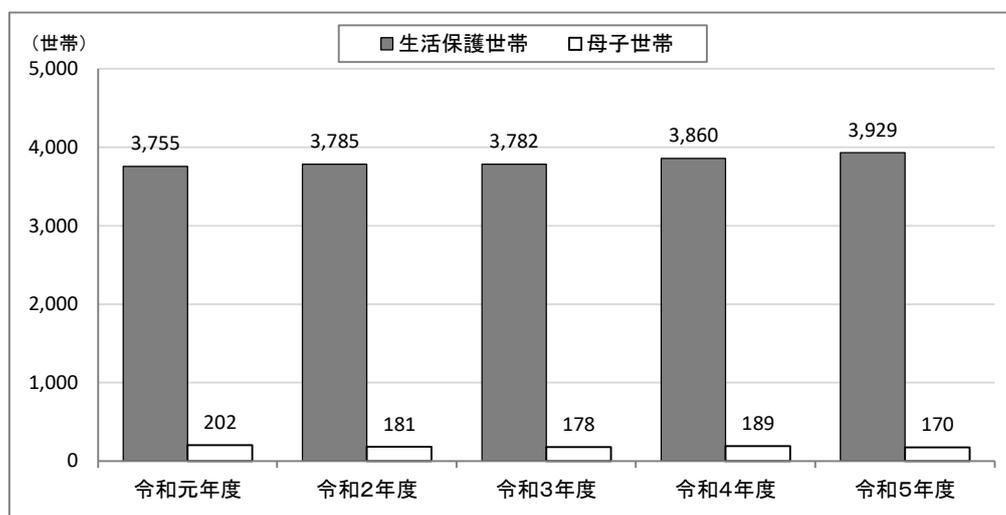
(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業	117	120	118
幼稚園	83	91	110
保育園	337	389	469

資料：青少年課、保育幼稚園課

③生活保護世帯数・母子世帯数の推移

生活保護世帯数は令和3年度以降増加傾向にあり、令和4年度に3,800世帯を超え、令和5年度は3,929世帯となっています。一方で、母子世帯数は令和元年度の202世帯から令和5年度の170世帯に減少しています。



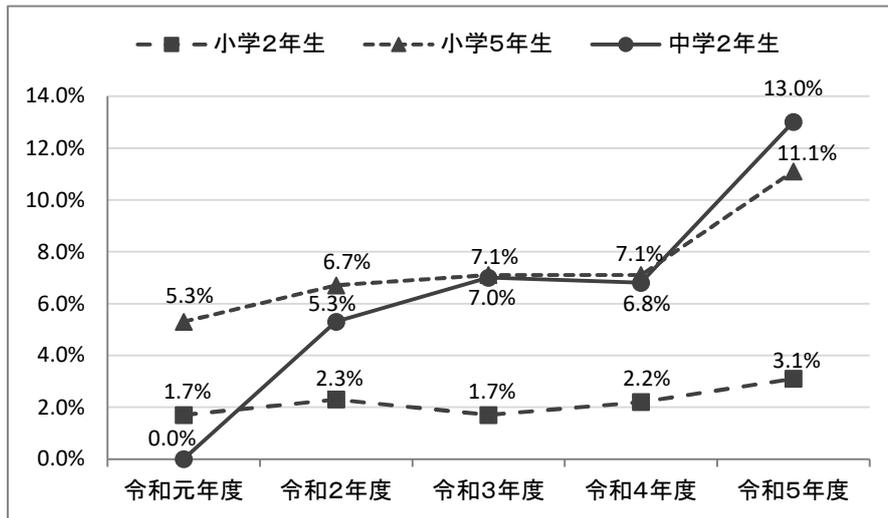
資料：生活福祉課

(7) こどもの生活状況

①こどもの読書活動の状況について

1か月間に本を読まなかったこどもの推移をみると、どの年代においても令和4年度から令和5年度にかけて増加しており、小学5年生と中学2年生では令和5年度に10%台となっています。

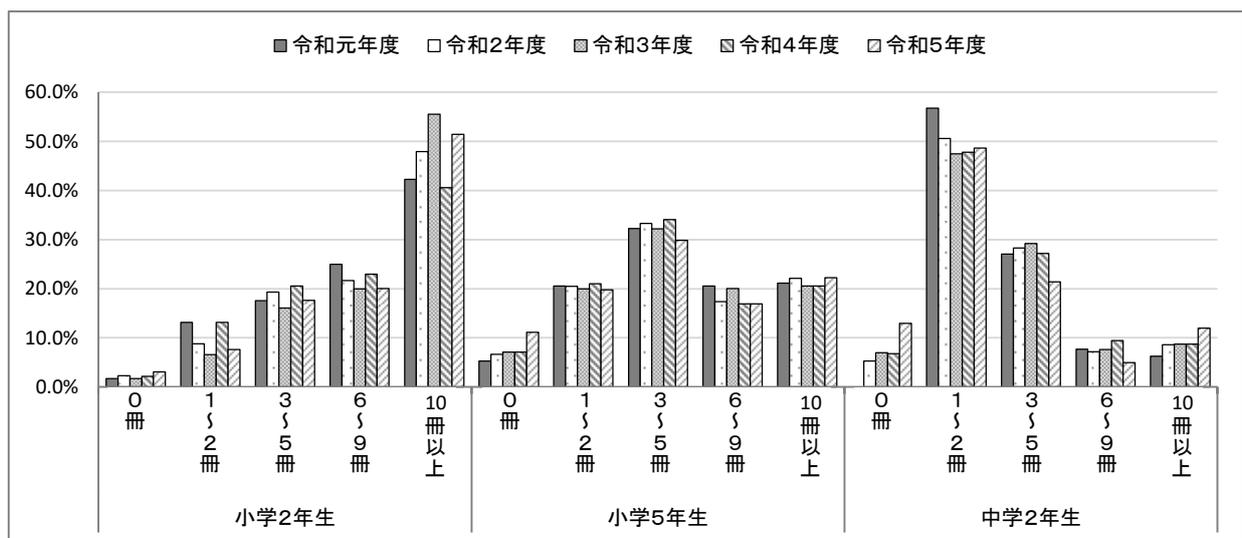
【1か月間に本を読まなかったこどもの数の推移】



資料：所沢市 子どもの読書アンケート調査結果

所沢市のこどもが1か月間に読んだ冊数の推移をみると、小学2年生では10冊以上が直近5年間で最も多くなっている一方で、小学5年生は3～5冊、中学2年生は1～2冊と年代が上がるごとに冊数が少なくなる傾向が見られます。

【1か月間のこどもの読書冊数】

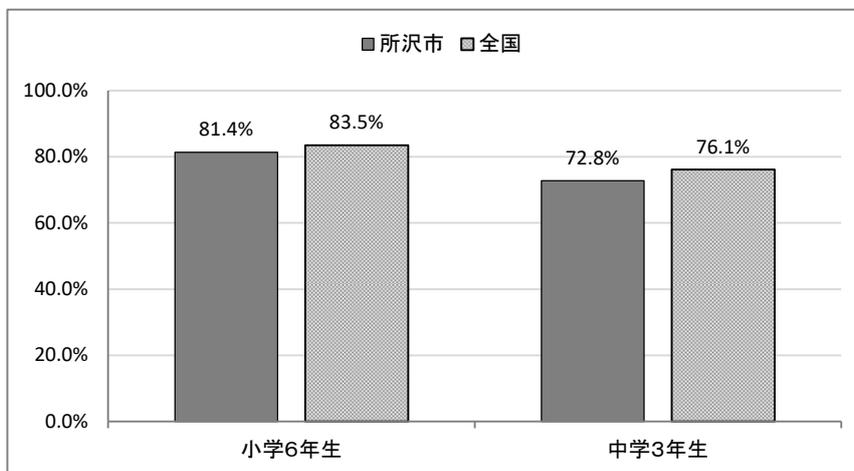


資料：所沢市 子どもの読書アンケート調査結果

②こどもの地域や社会への貢献意欲

所沢市のこどもの地域や社会をよくするための行動についての意欲をみると、小学6年生では81.4%が意欲的である一方で、中学3年生では72.8%と減少傾向がみられます。小学6年生、中学3年生ともに全国平均と比べるとやや低い傾向がみられます。

【地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの数】



※「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計値

資料：令和6年度 全国学力・学習状況調査

③学校生活、自尊感情、将来の夢について

どの項目においても小学6年生では「あてはまる」が8割以上を占めている一方で、中学3年生では『将来の夢や目標を持っていますか』で66.4%と低くなっています。また、『自分には、よいところがあると思いますか』と『学校に行くのは楽しいと思いますか』も他の項目に比べて低い傾向がみられます。

項目	区分	小学6年生	中学3年生
自分には、よいところがあると思いますか	所沢市	83.9%	82.5%
	全国	84.1%	83.3%
将来の夢や目標を持っていますか	所沢市	84.2%	66.4%
	全国	82.4%	66.3%
学校に行くのは楽しいと思いますか	所沢市	85.1%	83.0%
	全国	84.8%	83.8%
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか	所沢市	93.0%	91.9%
	全国	89.9%	90.4%
友達関係に満足していますか	所沢市	89.8%	88.6%
	全国	91.1%	90.1%
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか	所沢市	91.1%	89.0%
	全国	91.7%	89.8%

※「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計値

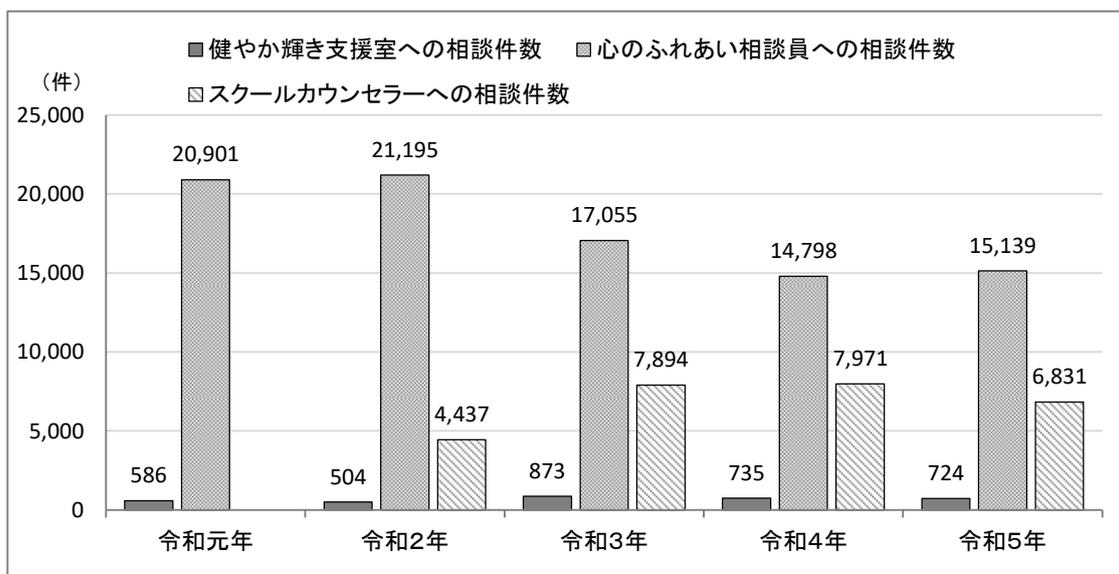
資料：令和6年度 全国学力・学習状況調査

④健やか輝き支援事業における相談件数

発育やしつけ、非行問題、不登校、その他学校生活に関わることなどについて、健やか輝き支援室窓口への相談件数は令和3年に大幅に増加したものの、令和4年以降は減少しており令和5年には724件となっています。

心のふれあい相談員への相談件数は令和2年をピークに減少傾向にありましたが、令和5年は前年から増加して15,139件となっています。

令和2年から配置された所沢市スクールカウンセラーの相談対応件数は令和3年に大幅に増加し、令和4年以降は減少して令和5年には6,831件となっています。



資料：所沢市

3

こども計画策定に向けた保護者アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1. 目的

所沢市こども計画を策定するに当たり、子育て家庭の意識や実態を把握するために実施しました。

2. 調査設計

調査の区分	調査方法	調査期間
就学前児童保護者	郵送配布—郵送・WEB 併用回収 ※無作為抽出	令和5年11月7日～ 12月20日
小学生児童保護者	郵送配布—郵送回収 ※無作為抽出	令和5年11月7日～ 12月20日
中学生生徒保護者	郵送配布—郵送回収 ※無作為抽出	令和5年11月7日～ 12月20日
高校生世代保護者	郵送配布—郵送回収 ※無作為抽出	令和5年11月7日～ 12月20日

3. 調査票の配布・回収状況

調査の区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,500	798	53.2%
小学生児童保護者	500	288	57.6%
中学生生徒保護者	500	284	56.8%
高校生世代保護者	500	245	49.0%
全体	3,000	1,615	53.8%

4. 図表の見方

- 図表中の「n」はその設問に対する回答者数を表します。
- 百分率（％）はnを分母とし四捨五入して表しています。このため合計が100%にならない場合があります。
- 図表中の「-」は回答者が0人であった選択肢を表します。
- 本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢などの文言を一部簡略化している場合があります。

詳細は、市ホームページのアンケート調査結果からも御覧いただけます。



▲
市ホームページ2次元コード

※2次元コード読取り専用のアプリで読み取ることができます。

※アプリによっては読み込めない場合がありますが、その場合は、市ホームページで「子育てアンケート調査」で検索してください。

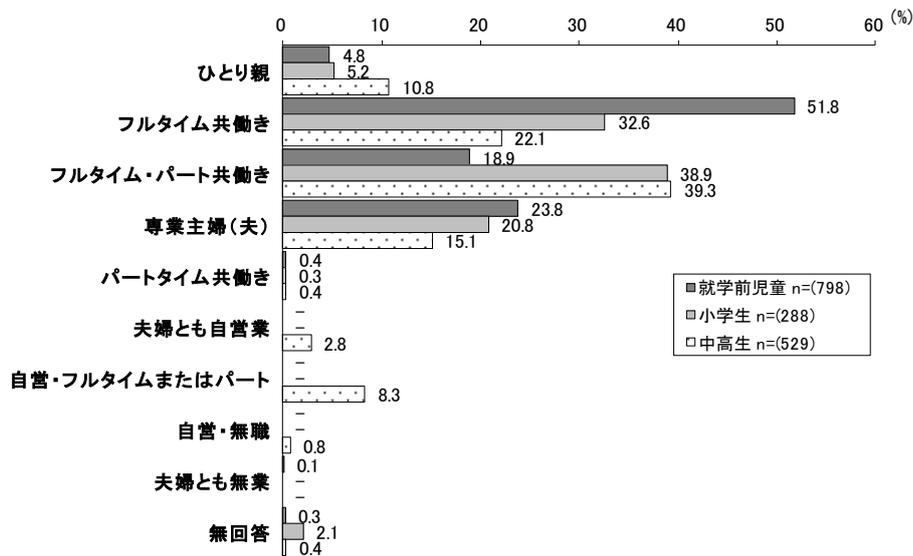
(2) 調査の結果

1 こどもと家族の状況について

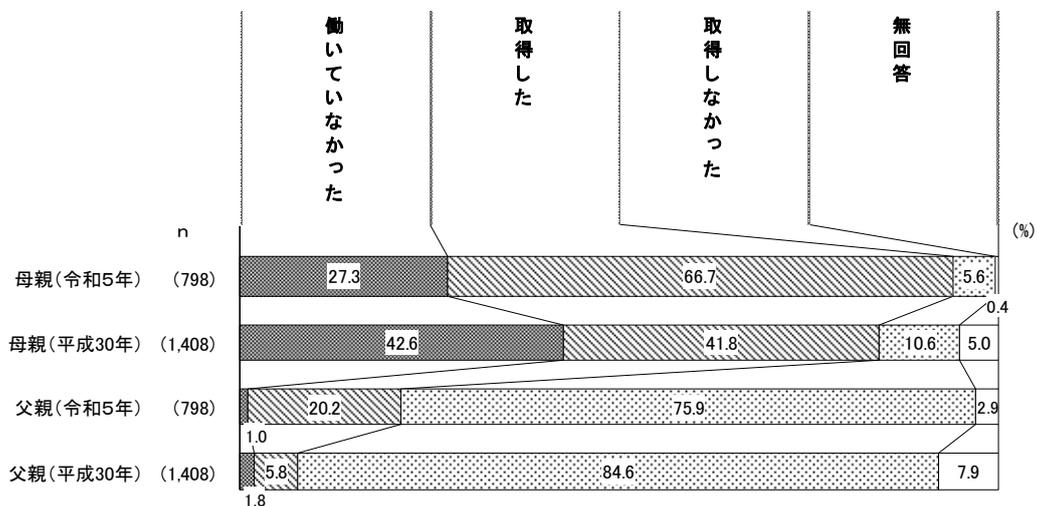
【現状と課題】

- ◆こどもがいずれの年代であっても共働き世帯が6割以上を占めています。また、フルタイムで働く女性が増えていることから、今後も保育施設や放課後児童クラブのニーズの高まりや、こどもの預け方の多様化が進むことが考えられます。働きながら子育てをするために、保育施設の整備を図るとともに、利用しやすいサービスの検討が重要と考えられます。
- ◆育児休業の取得率は母親、父親ともに上昇していますが、依然として父親の取得率は低い状況です。取得しなかった理由として、職場の雰囲気や仕事の忙しさ、経済的事情が多く挙げられています。事業所等に対して子育てに関する職場の理解促進や仕事優先の働き方の見直しを図り、母親、父親ともに働きながら安心してこどもを育てられる環境を整備する必要があります。

①保護者の就労状況（就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者）



②育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

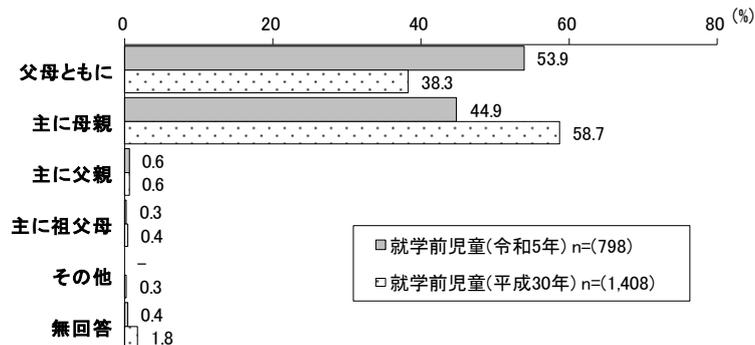


2 子育てへの関わり方について

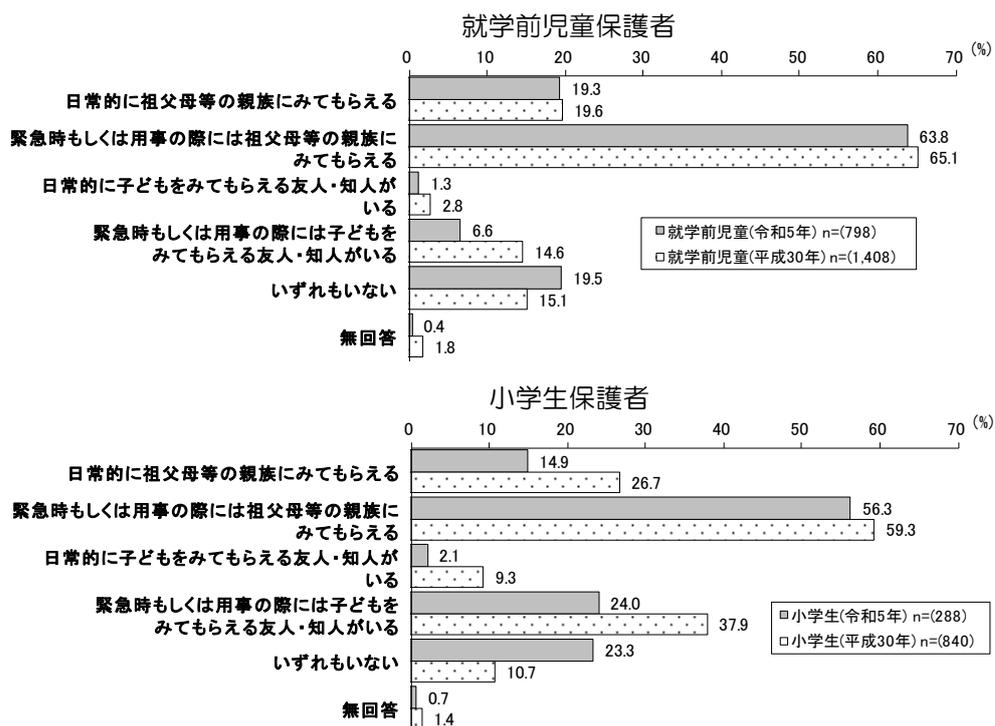
【現状と課題】

- ◆「母親」だけでなく「父母ともに」子育てに日常的に関わる傾向が強まっており、育児休業の取得率も上昇していること等から、「子育てを共に行う」意識の向上が見られます。一方で、4割以上が主に母親が子育てを行っており、依然として子育てにおける負担が母親にかかっている状況もうかがえます。
- ◆こどもをみてもらえる親族・知人や相談できる人や場所がないという人が前回調査時から増加傾向にあります。ライフスタイルの多様化、地域とのつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で外出自粛や帰省控え、子育て仲間を作る機会や場が減少したことにより、子育て家庭の孤立化が懸念されます。
- ◆妊娠期から切れ目のない支援を行い、どの年代の子育て家庭であっても孤立しないように支援や見守り体制を充実させる必要があります。また、身近なところで子育て中の保護者とこどもが集まることができる場所や機会を増やし、保護者が不安や負担を抱えないように支援することも重要です。

①子育てを主に行っている人（就学前児童保護者）



②こどもをみてもらえる親族・知人（就学前児童保護者、小学生保護者）

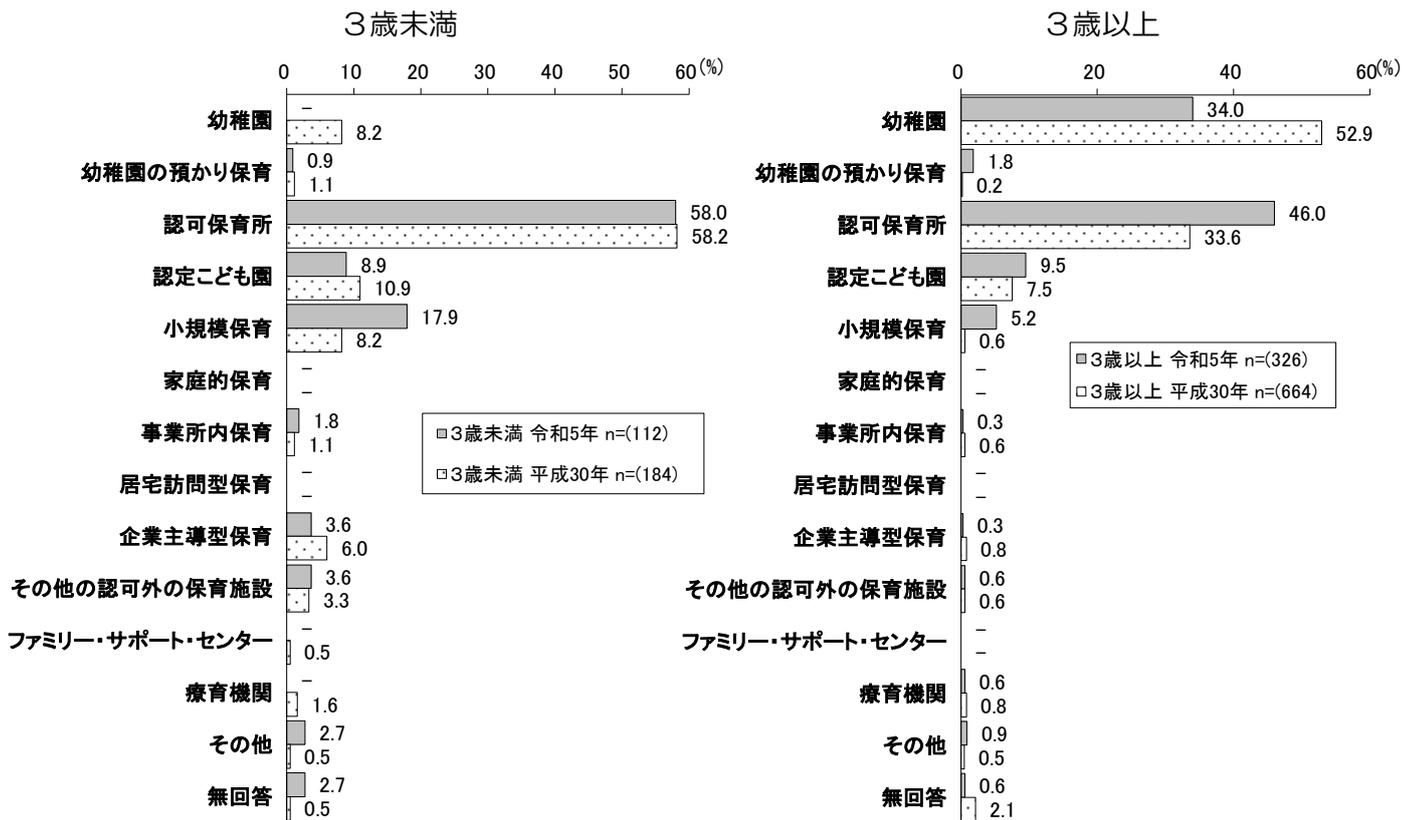


3 教育・保育事業等について

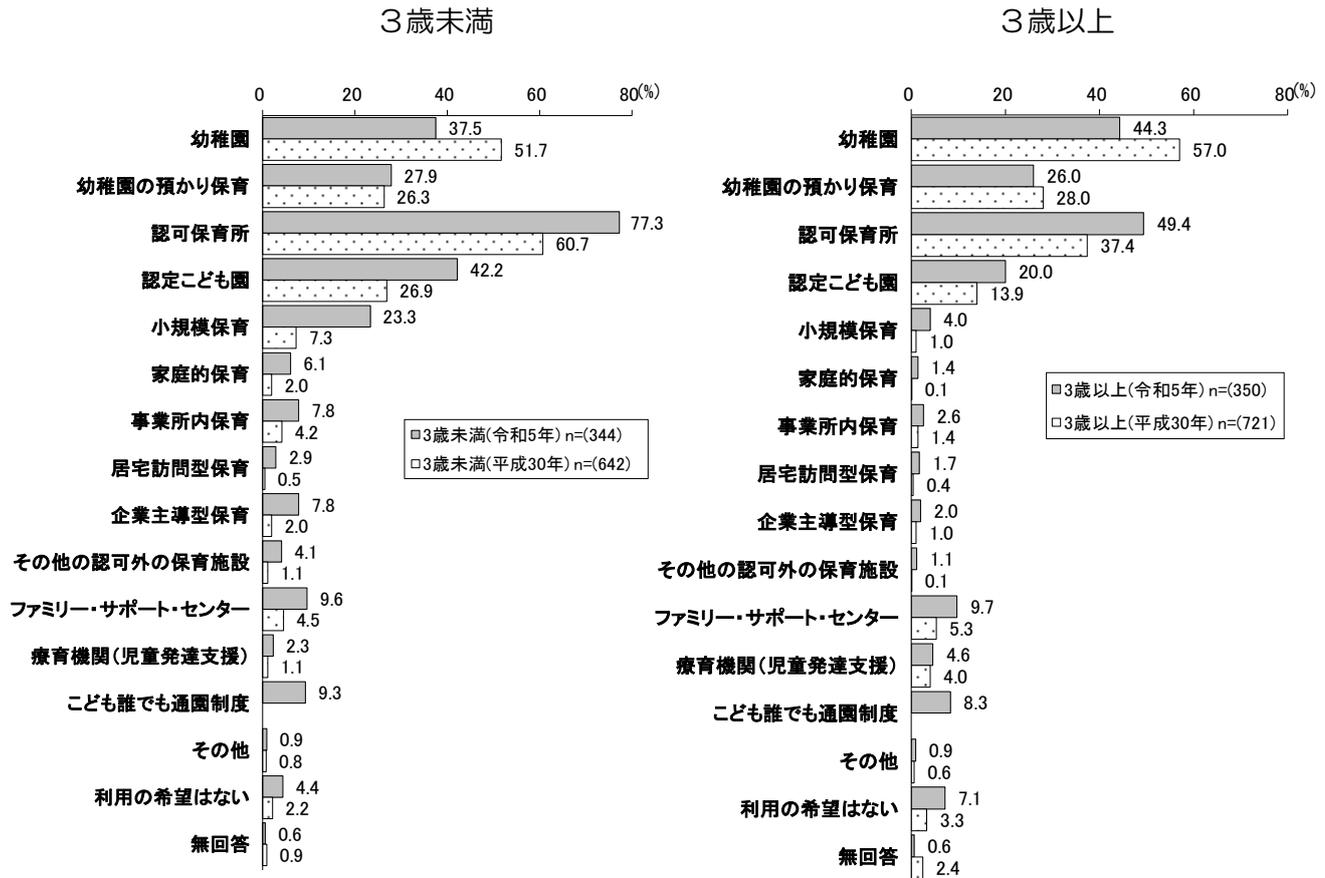
【現状と課題】

- ◆女性の就業率上昇等により共働き世帯が増加する中、保育園のニーズは依然として高い状況です。前回調査から幼稚園の利用者が減少する一方で、保育施設の利用者は増加しており、利用意向も高まっています。また、認定こども園や小規模保育でも利用意向は上昇傾向がみられます。
- ◆3歳未満では他に空きがなかったため現在の施設を選んだという人が前回調査から大幅に増加しており、希望通りの施設に入れなかった人が発生している状況がうかがえます。また、3歳以上では家からの近さや通勤上便利といった利便性に関する理由が増加しており、働きながら利用しやすい施設のニーズが高まっていることが考えられます。
- ◆今後も引き続き、母親の就労状況や世帯状況にあわせた教育・保育ニーズの動向を見極め、ニーズに合った教育・保育施設の整備等を進め、待機児童解消に向けて引き続き対応を進めていく必要があります。

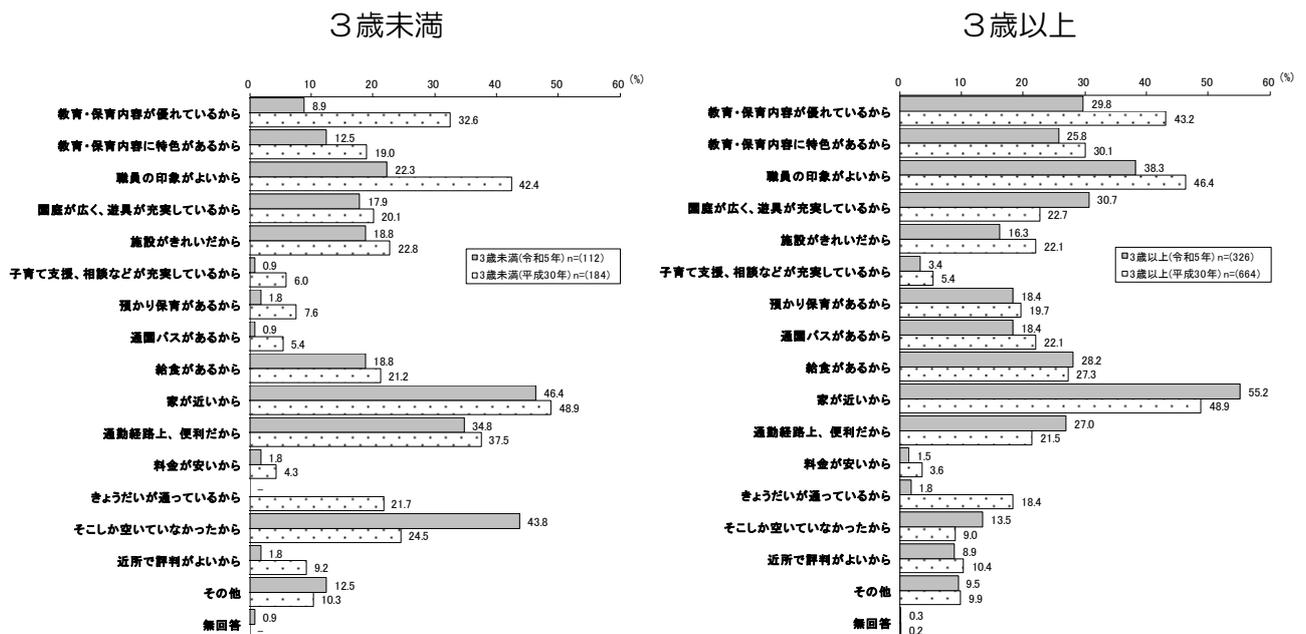
①定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）



②定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童保護者）



③現在利用している教育・保育事業の施設を選んだ理由（就学前児童保護者）



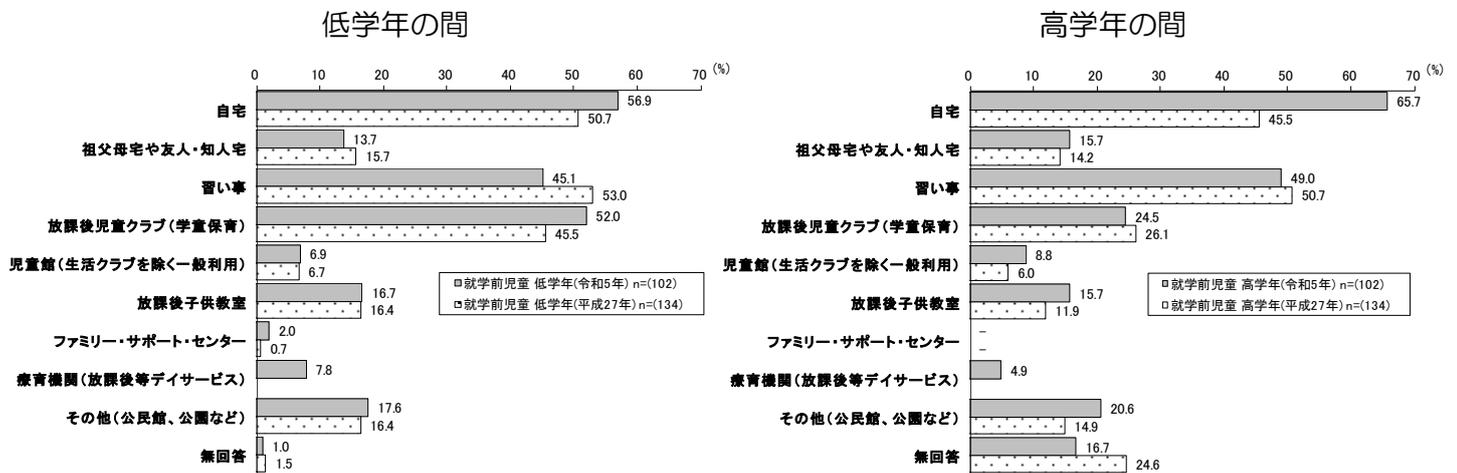
4 小学生の放課後の過ごし方

【現状と課題】

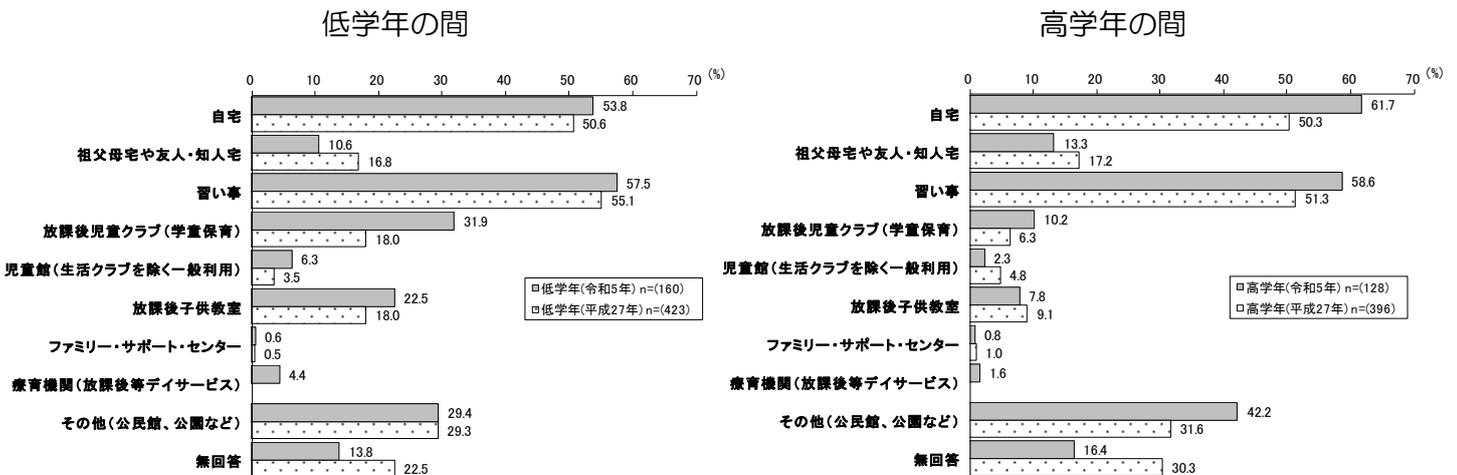
- ◆低学年の現在の放課後の過ごし方として放課後児童クラブが前回調査から増加しています。また、放課後に過ごさせたい場所としても就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに低学年の間は放課後児童クラブが増加しています。保護者の低学年の間における放課後児童クラブのニーズが高まっており、共働き世帯の増加等により今後も低学年の間を中心に放課後児童クラブのニーズは高まっていくことが考えられます。
- ◆放課後児童クラブをはじめとする放課後のこどもの居場所の整備が喫緊の課題となっています。また、施設の充実だけでなく、仕事と子育ての両立ができるよう、保護者のニーズに合わせたサービスの検討も必要です。

①不定期の教育・保育の望ましい事業形態

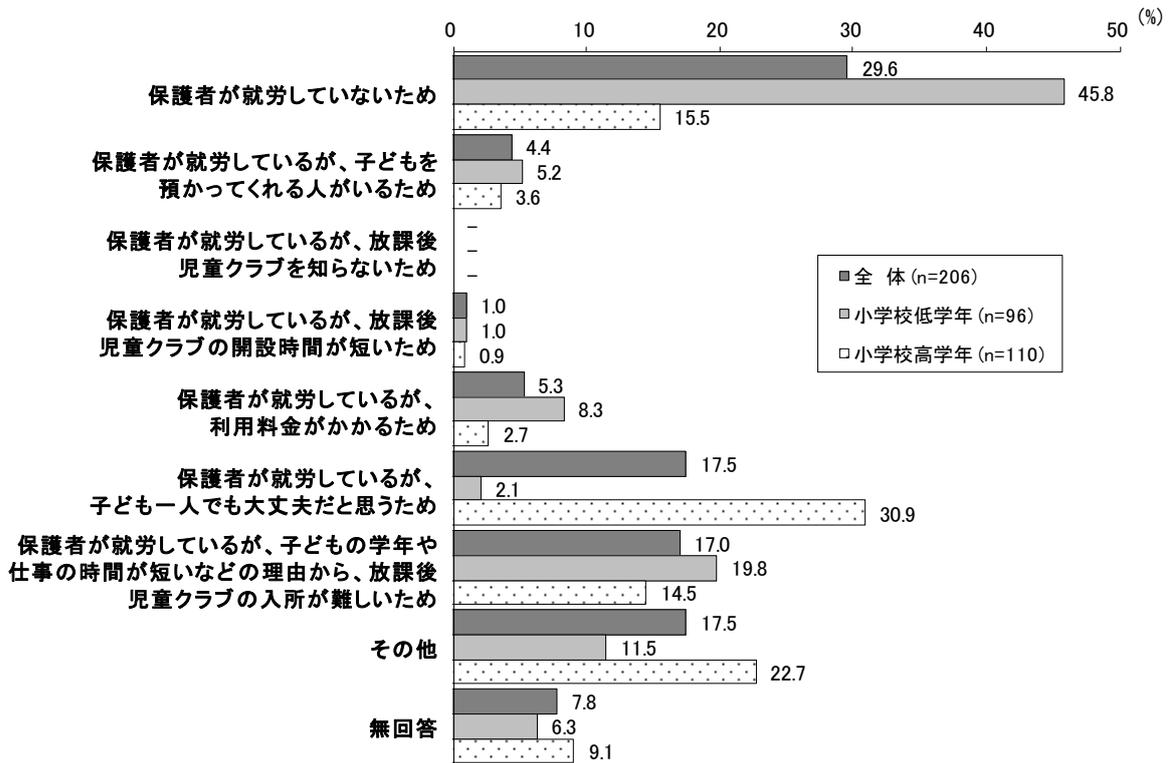
<就学前児童保護者>



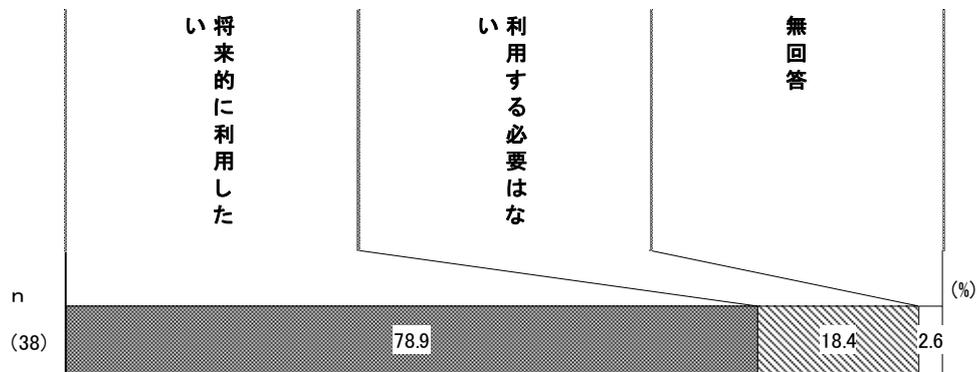
<小学生保護者>



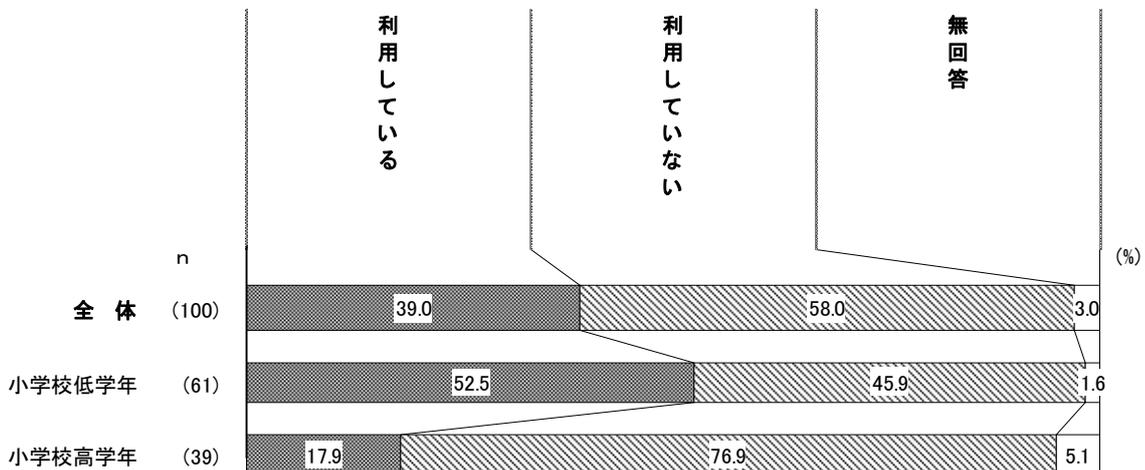
②放課後児童クラブを利用していない理由（小学生保護者）



③ほうかごところを実施している小学校へ進学予定の人の利用意向（就学前児童保護者）



④ほうかごところを実施している小学校に通うこどもの利用状況（小学生保護者）



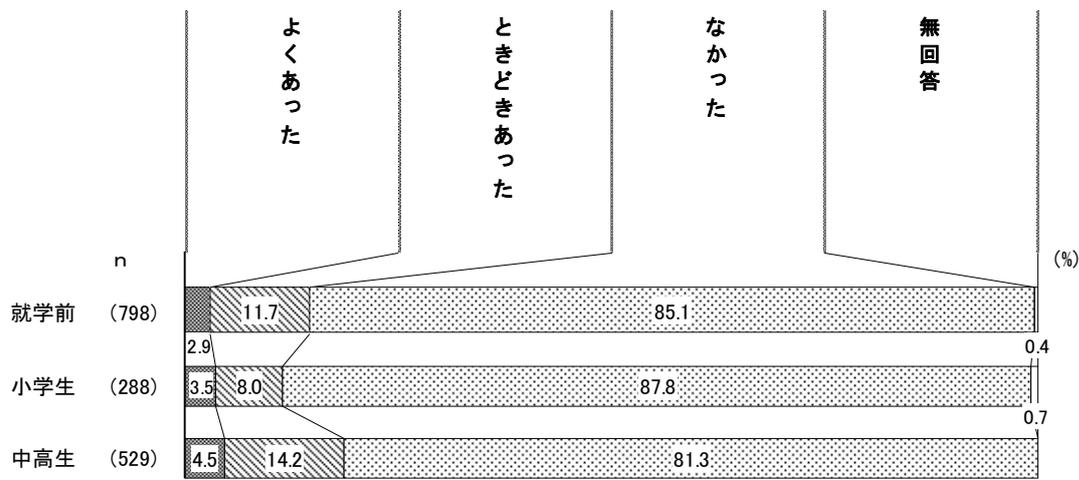
5 生活や家庭について

【現状と課題】

- ◆ 経済的な理由で食料・衣類が買えなかったり公共料金等が支払えなかったりした経験はこどもの年齢が上がると微増傾向にあります。
- ◆ こどもが幼いほど孤立感を感じる傾向がみられます。経済的な困窮や悩みを抱えていても周囲に相談できずに抱え込んでしまわぬよう経済的支援の充実に加え、孤立化を防ぐために切れ目のない相談支援や関係機関等との連携強化を行う必要があります。

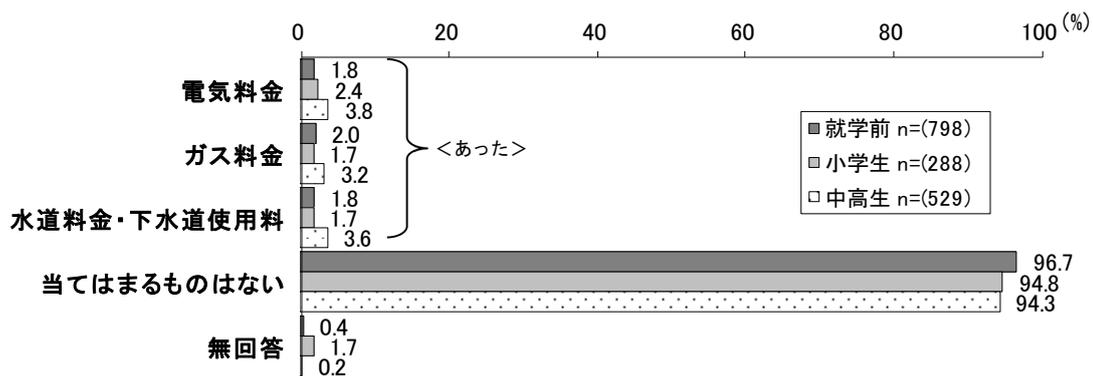
① 経済的な理由で食料・衣類を買えなかった経験

(就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者)

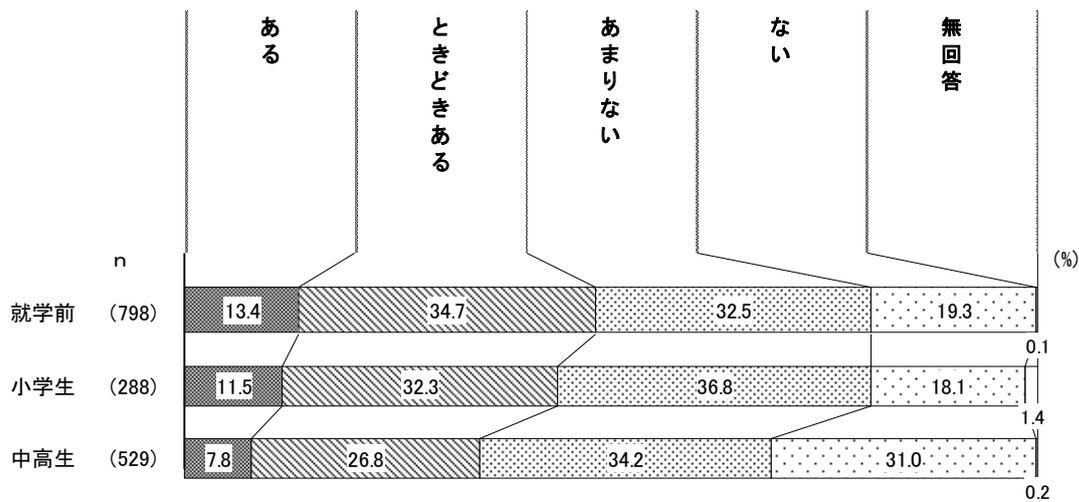


② 経済的な理由で公共料金等が支払えなかった経験

(就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者)



③子育てに関する孤立感（就学前児童保護者、小学生保護者、中高生保護者）



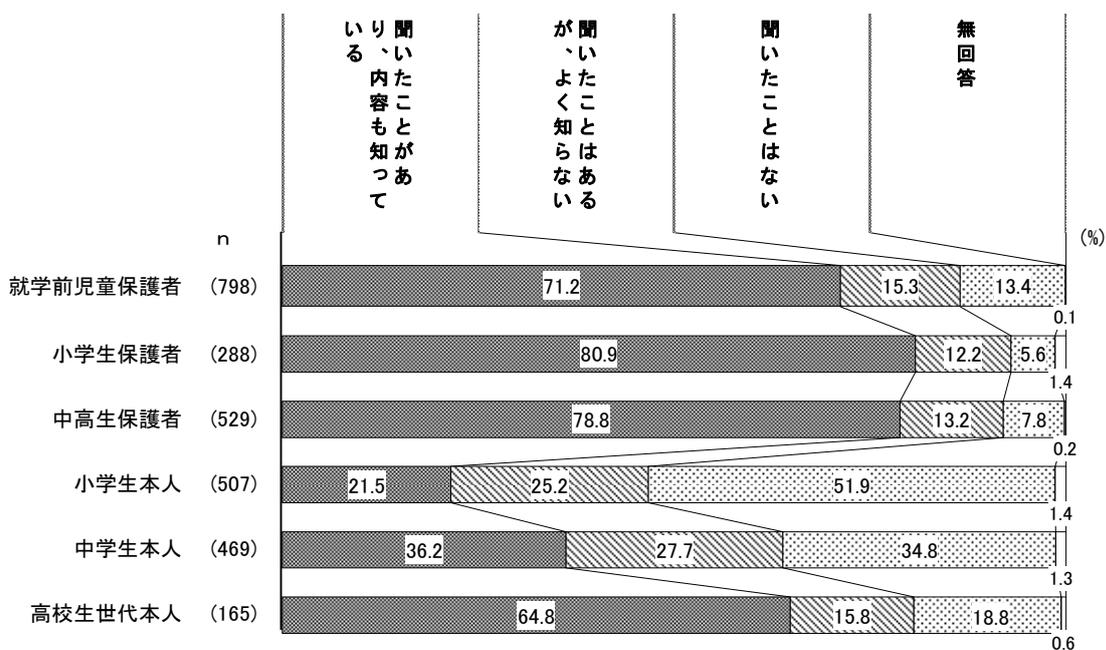
6 ヤングケアラーについて

【現状と課題】

- ◆「ヤングケアラー」について、保護者の認知度は高くなっていますが、当事者となりうる子どもの間では内容まで理解している割合が低くなっています。周囲がヤングケアラーに気付けるように学校等での周知・啓発を進める必要があります。
- ◆当事者が「ヤングケアラー」である自覚がない可能性もあります。ヤングケアラーの周知・啓発に加え、相談等支援の充実などに努める必要があります。

①ヤングケアラーの認知状況

（就学前児童保護者、小学生保護者、中高生保護者、子ども本人）



4

こども計画策定に向けたこども・若者への調査結果

こども基本法第 11 条では、こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを地方公共団体に義務づけています。

そこで、所沢市こども計画を策定するに当たり、こども・若者の意識や実態を把握するために、以下の手法により意見聴取を実施しました。

- (1) 調査票を用いたアンケート調査
- (2) 対面によるヒアリング調査
- (3) SNSを活用したオンラインアンケート調査

(1) 調査票を用いたアンケート調査

〈1〉調査の概要

1. 目的

所沢市こども計画を策定するに当たり、こども・若者の意識や実態を数値化し、傾向を把握・分析するためにアンケート調査を実施しました。

2. 調査設計

調査の区分	調査方法	調査期間
小学生児童本人 (小学5年生)	学校配布—学校回収 ※各行政区で1校抽出(計11校)。 各校で任意の1クラスを対象。	令和5年11月30日～ 令和6年1月9日
中学生生徒本人 (中学2年生)	学校配布—学校回収 ※市内全校(15校)で任意の1クラスを対象。	令和5年11月30日～ 令和6年1月9日
高校生世代本人 (16、17歳)	郵送配布—郵送・WEB併用回収 ※無作為抽出	令和5年12月13日～ 令和6年1月15日

3. 調査票の配布・回収状況

調査の区分	配布数	回収数	回収率
小学生児童本人 (小学5年生)	541	507	93.7%
中学生生徒本人 (中学2年生)	532	469	88.2%
高校生世代本人 (16、17歳)	500	165	33.0%
全体	1,573	1,141	72.5%

4. 図表の見方

- ・図表中の「n」はその設問に対する回答者数を表します。
- ・百分率(%)はnを分母とし、小数点第2位を四捨五入して表しています。このため合計が100%にならない場合があります。
- ・図表中の「-」は回答者が0人であった選択肢を表します。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢などの文言を一部簡略化している場合があります。

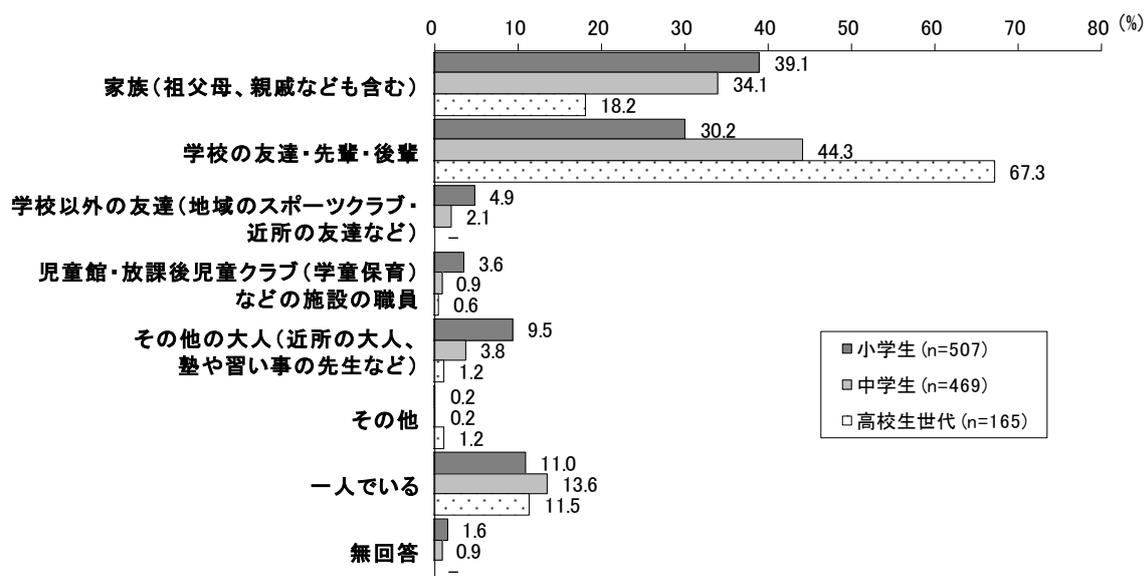
〈2〉 調査の結果

1 こどもの生活について

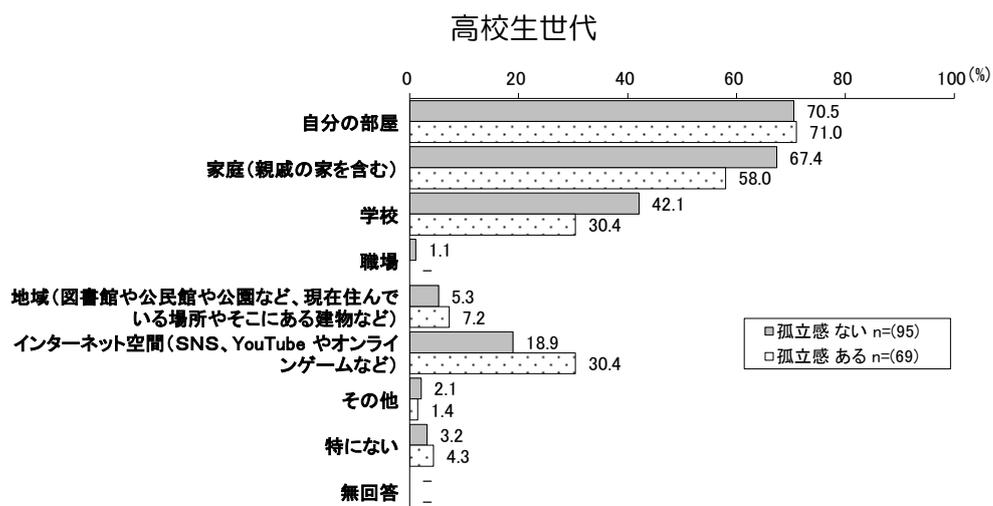
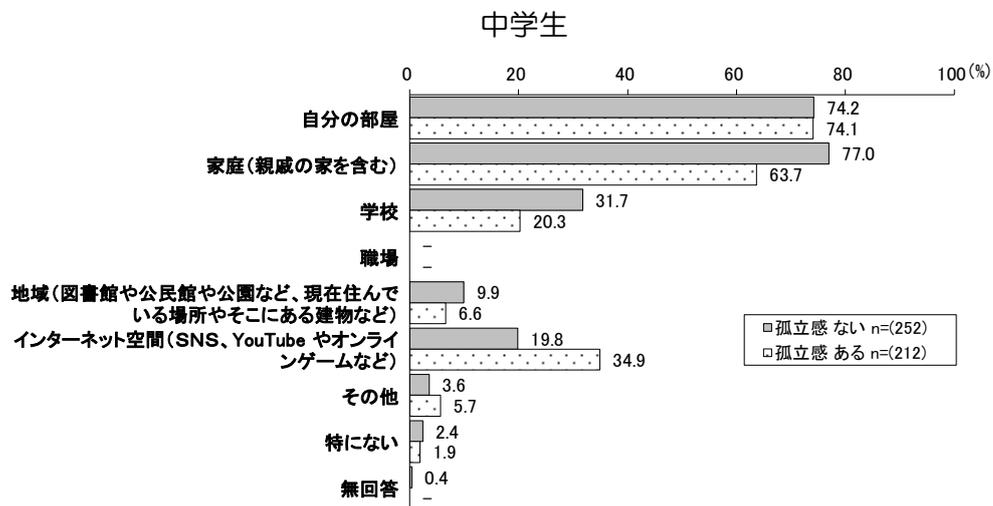
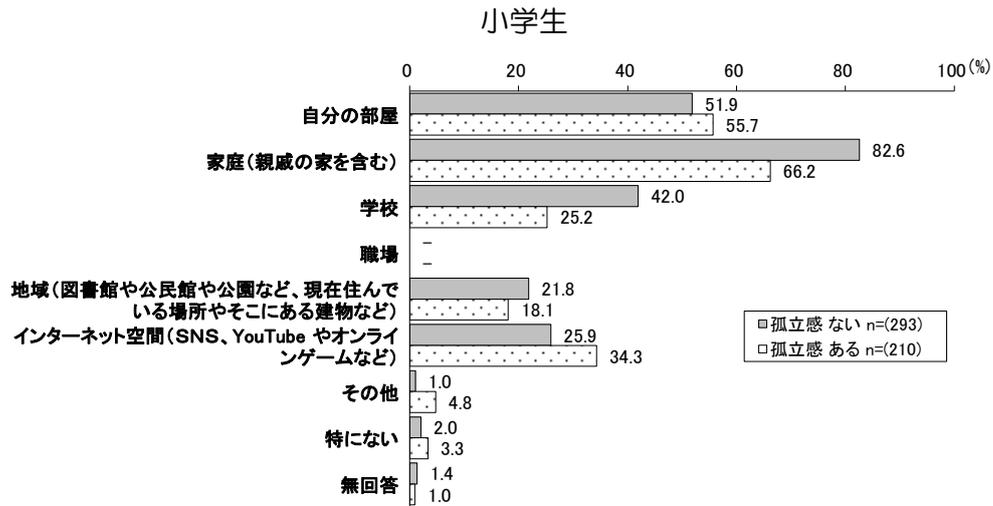
【現状と課題】

- ◆放課後を一人で過ごすこどもはどの年代においても1割程度みられます。共働き世帯が増加していることや放課後児童クラブの待機児童がいることを踏まえ、放課後のこどもの居場所の確保は重要な課題です。こどもが安全に過ごせる居場所づくりを進め、こどもの孤立化を防ぐ必要があります。
- ◆孤立感のある人ほどインターネット空間を居場所と感じており、家庭や学校の割合が低くなっています。インターネットの利用時間も小・中学生では孤立感のある人は5時間以上利用する割合が高く、年代が上がるほど利用時間が長時間化する傾向がみられます。
- ◆デジタル化が進んだ社会において、インターネットは社会生活から切り離すことができないため、こどもがトラブルに巻き込まれないように情報リテラシー教育を図る必要性が高まっています。また、悩みや不安を抱えていたり孤立感を覚えていたりする人が相談につながれるよう、インターネットを活用した情報発信が重要です。

①放課後を一緒に過ごす人（小中高本人）



②自分にとっての居場所（小中高本人）

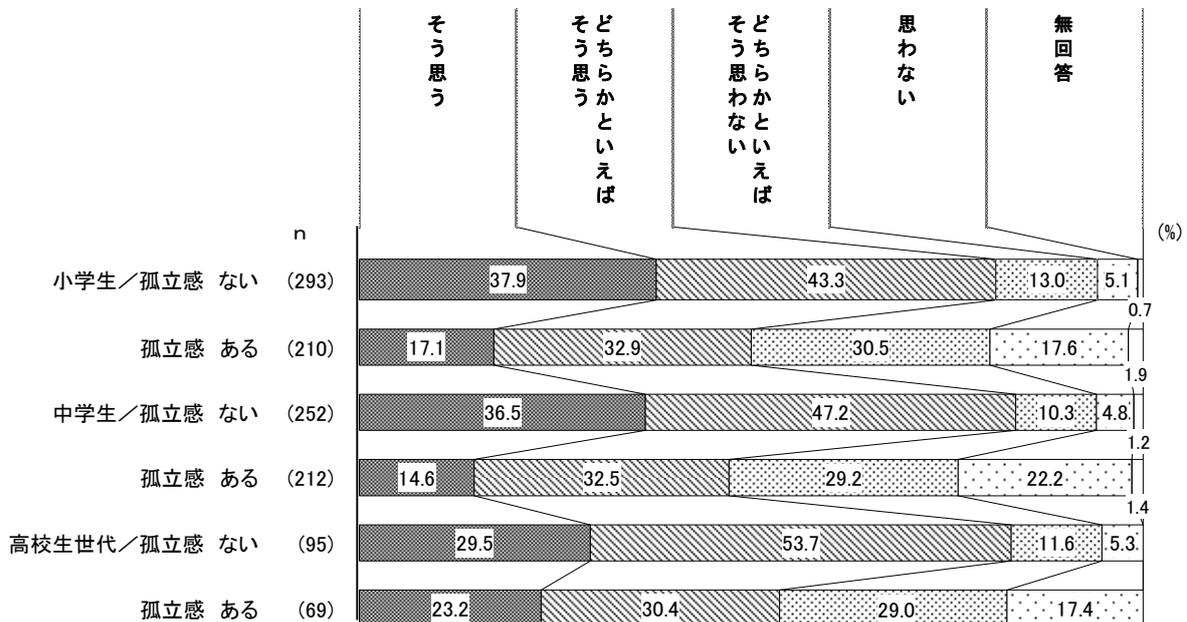


2 こどもの意識について

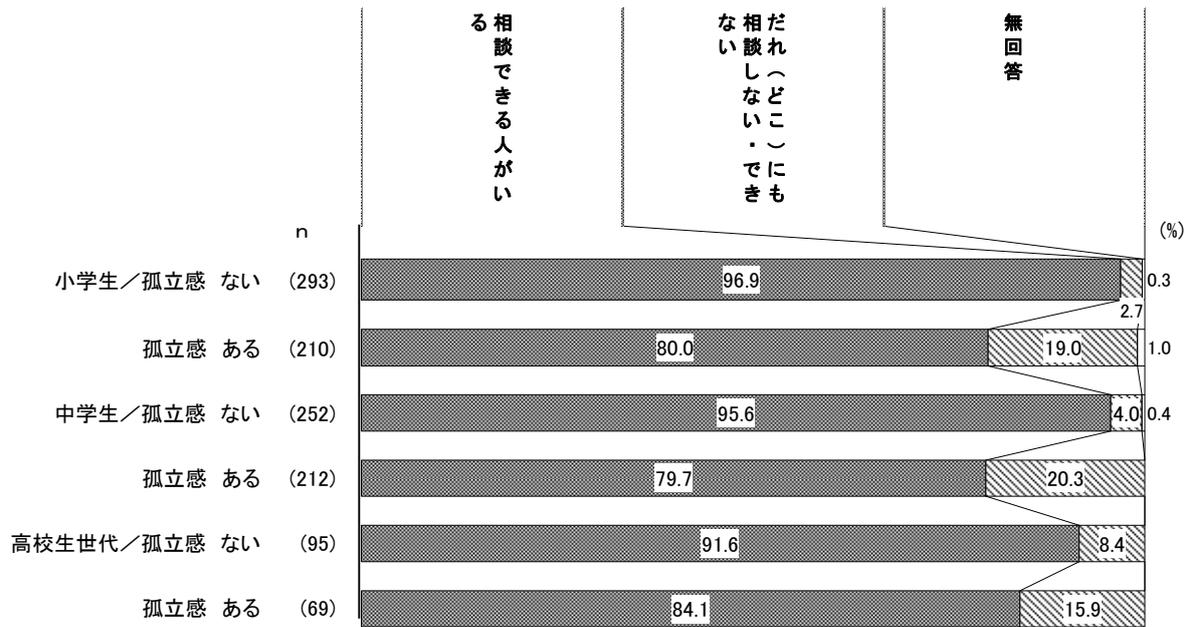
【現状と課題】

- ◆『今の自分が好きである』と感じるこどもの割合はすべての年代で7割前後となっています。しかし、孤立感を覚えている人ほど毎日が楽しいと感じる割合は低く、自己肯定感も低い傾向がみられます。
- ◆相談相手の有無は年代で違いはみられませんが、孤立感を覚えている人は相談相手がいない、相談ができない状況に置かれていることが見受けられます。
- ◆居場所や相談相手の有無とこどもの自己肯定感には相関があるとされています。こどもの健やかな成長に必要である自己肯定感を高めるために、個性を認め合う教育や取組を進めるとともに、こどもが孤立しないように困難や生きづらさを感じているこどもが周囲とつながりを持てるような支援や相談体制の充実を図る必要があります。
- ◆自己肯定感があるほど、将来についての考え方を持っており、特に幸せになっていると考えていますが、自己肯定感が低いと自分の将来について特に考えがなく、あまり良い将来像を持てていないことがうかがえます。
- ◆未来を担うこどもたちが自分の未来に明るい希望が持てるようこども・子育て支援を進めつつ、自己肯定感をはぐくむ学習や啓発にも取り組むことが大切です。

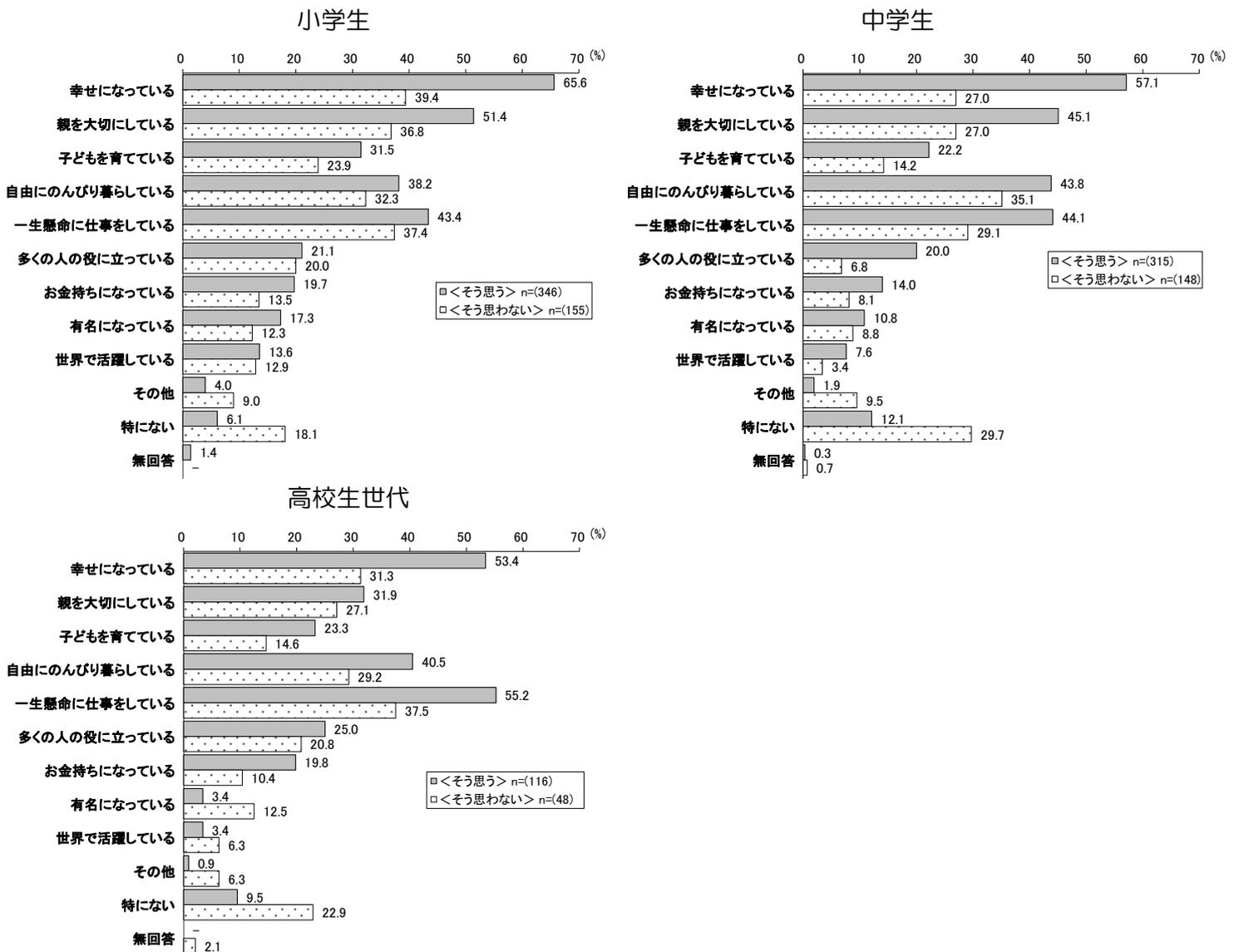
①『今の自分が好きである』と感じるか（小中高本人・孤立感の有無別）



②相談相手の有無（小中高本人・孤立感の有無別）



③自分の将来についての考え（小中高本人・自己肯定感別）



(2) 対面によるヒアリング調査

〈1〉 調査の概要

1. 目的

所沢市こども計画を策定するに当たり、定量調査だけでは把握できない子ども・若者の生の声を聞くため、対面によるヒアリング調査を実施しました。

2. 調査設計

調査の対象	調査方法	調査期間
小学生～大学生以上	市内高校に通う高校生が企画運営したイベント（ところティーンズフェスティバル）来場者へヒアリングを実施	令和6年3月24日

3. 回収数

調査の区分	回答件数
小学生	135件
中・高生	64件
大学生以上	105件
合計	304件



～ ところティーンズフェスティバルでのヒアリングの様子 ～

〈2〉 調査の結果

- 質問 『こども』『若者』がいきいきと笑顔で暮らしていくために、あなたが大切だと思うことは何ですか？

【アンケート回答結果】

テーマ	項目	小学生	中・高生	大学生以上	合計
居場所があること	静かに過ごせる場所	8	2	5	15
	デジタル空間で交流できる場所	6	1	0	7
	色々な人と交流できる場所	7	10	23	40
	勉強できる場所	9	9	2	20
	友達とわいわいできる場所	57	9	14	80
自分の置かれた環境に左右されずにやりたいことができる場所	体験・経験を積む機会の充実	11	13	29	53
	学習・教育面の支援の充実	5	3	5	13
	金銭的な支援の充実	2	9	8	19
大人に対して	頼れる存在であってほしい	1	3	2	6
	話を聞いてほしい	1	0	4	5
	ルールを守ってほしい	7	2	2	11
気軽に相談できること	電話で相談	1	0	0	1
	チャットで相談	1	0	0	1
	対面で相談	0	2	0	2
合計		135	64	105	304

その他の意見

音楽ができる場所がほしい。

柔軟な考え方をしてほしい。

考えを否定せず理解しようとしてほしい。

『同じ境遇の子がいる』と安心して過ごせる場所。

みえない障害を持っている人が過ごしやすい環境。

支援をもっと充実させてほしい。

ヒアリングで出た意見

小学校が違う友達と遊びたい。

イベントで色々な人と交流できれば良い。

こども食堂でわいわいできる場所が増えてほしい。

一人っ子なのでこども同士でわいわいできるようなイベントがあると良い。

バスケットできる場所がもっとあれば嬉しい。

音楽できる場所が高い。公民館は安いから増やしてほしい。

イベントをやりたい時に、金銭的な支援、大人が助けてくれる制度があると良い。

母子家庭でもパートナーがいたら受けられない金銭的なサービスがあるので、それを受けられるようにしてほしい。

奨学金があると良い。

中学校ごとの学力の差が無くなれば良い。

医療費や教育面の支援を充実させてほしい。

デジタルより対面で相談できる場所があった方が良い。

学校になじめない人に対する教育。

民間の自習室が有料のため、金銭的に親に迷惑をかけてしまうので無料で勉強できる場所がほしい。

国際留学とかネットでできない生の交流などしたい。

部活動で森林保護など色々なことを経験したが、部活動以外で気軽にそういった経験ができる場がほしい。

学校でできないことを体験したい。

ヒアリング結果からみる現状と課題

- ◆居場所に関する回答が多く挙げられ、『友達とわいわいできる場所』が最も多く求められています。
- ◆大学生以上では『色々な人と交流できる場所』や『体験・経験を積む機会の充実』が他の年代に比べて求められています。
- ◆こども・若者が交流をしながら、楽しく過ごせる居場所の整備・充実を進める必要があります。また、多世代交流など、属性の異なる人との交流機会や様々なテーマの経験の提供について検討を進めることも重要です。

(3) SNS等を活用したオンラインアンケート調査

〈1〉調査の概要

1. 目的

所沢市子ども計画を策定するに当たり、対面では聞き取りづらい子ども・若者の本音の声を聞くため、SNS等を活用したアンケート調査を実施しました。

2. 調査設計

調査の対象	調査方法	調査期間
所沢市若者応援事業により、所沢市公式LINEを友だち追加した方	所沢市公式LINEを通じてアンケートを配信	令和6年 7月29日～9月19日
市内通信高等学校に通う高校生	所沢市アンケートシステムを通じてアンケートを配信	令和6年 10月11日～11月13日

3. 回収数

調査の区分	回答件数
10代	275件
20代	30件
30代	37件
その他	69件
未回答	2件
合計	413件

〈2〉調査の結果

●質問 子ども・若者がいきいきと暮らしていくために何が必要だと思いますか。

【アンケート回答結果】 ※子ども：10代 若者：20代、30代

項目	子ども (n=275)	若者 (n=67)	その他 (n=71)	合計 (n=413)
静かに学習できる居場所	91	20	25	136
友達と過ごせる居場所	177	36	30	243
色々な人や世代と交流できる居場所	73	19	20	112
金銭的な支援の充実	165	57	50	272
学習・教育面の支援の充実	121	38	41	200
普段できない体験や経験を積む機会の充実	106	31	25	162
大人が頼れる存在・尊敬できる存在であること	109	20	29	158
気軽に相談できるオンライン上の空間や場所	39	12	13	64

【具体的に必要だと思うこと（抜粋）】

居場所、遊び場について
1人で落ち着く場所が欲しい。(10代)
からだを動かして遊べるような場所が欲しい。(10代)
友だちと長時間話しても迷惑にならないようなスペースがほしい。(10代)
高校生くらいの年齢の人たちだけで遊べるところがほしい。(10代)
差別のない空間がほしい。(10代)
少子化でこどもが遊べる場所が少なくなっていると感じます。(20代)
こどもと福祉の未来館のような場所がもっと欲しい。(20代)
外で遊ばせるのが心配(暑さ、事故、事件)。親が仕事だと見守りができないためボランティアなどがあるとありがたい。(30代)
放課後の小学校の空き教室などで、自由に過ごせたり勉強をできたり、友達と交流できる場所があると助かります。(30代)

教育・学習支援について
勉強ができる場所が限られ、混み合っていることもあり、中々利用できないので、学習スペースの拡張をしてほしいです。(10代)
夜遅くや土日解放されている、静かに学習できる場所が欲しいです。(10代)
小中学校の教師がいじめや学内トラブルの相談・解決に積極的に関わること。(10代)
塾には通えないけど、家では勉強できない。外で集中して勉強できる場所がほしい。(10代)
自習ができて駅に近い場所がほしい。(10代)
勉強を頑張りたいのに、なぜかやる気が出ない子を教えてくれる人がほしい。(10代)

相談について
LINEで気軽に意見を言えるようにした方がいいと思う。(10代)
悩み相談をもっと対面でもいいのでしやすくしてほしい。(10代)
気軽に悩み相談できる場所や空間がほしい。(10代)
友人間のことだけでなく、大人のことについて相談できる大人がいてほしい。身近な大人に悩まされ、誰にも相談できなかつたり、相談しても流される経験をした。(20代)
子育て中のお母さんの悩み相談など。小学生以上のこどもを持つ親が相談できるところが少ない気がしています。学校以外の相談場所。(その他)

経済的支援について

高校生の学費支援があると助かります。(10代)

学びたいことを学べるように大学・専門学生への金銭的支援。(10代)

大学進学について、金銭面が理由で諦めてしまう人が周りに多い。進学のための給付をしてほしい。(10代)

高校までの学費無償化。(20代)

母子家庭なのに、一定の収入があると手当がでない。それなりの収入があったとしても、手当は必要。(その他)

金銭的な問題で進学の実行が狭まらないようになってほしい。(その他)

高校生、大学生とその保護者への支援を手厚くしてほしい。一番お金がかかる。(その他)

多世代交流・体験について

他の年齢の方と交流してみたい。(10代)

伝統技術の体験など。(10代)

地域の人と気軽に話せる場所や機会が欲しい。(10代)

パラスポーツを通して、年齢・性別・障害の垣根を超えた交流をしたい。(30代)

ボランティアについて

自治体が行っている活動に若者が参入しやすい工夫、ボランティアや体験会などの充実度合いはとてもいいと思っています。(10代)

スマホ相談ボランティアのように、様々な年代と交流できる機会があると良いと思いました。他にも様々な年代と関わることができるボランティアがあると良いと思いました。(10代)

もっとボランティアがしたい。色々なことに挑戦できる機会が欲しい。(10代)

気軽にボランティアに参加してみたい。地域でボランティアをする機会がほしい。また、そうしたものを紹介するサイトがほしい。(10代)

『自分のためになること』ではなく、『誰かのためになること』をみんなが考えられる機会があるといい。(30代)

若者支援について

就職、年金など将来への不安をいつも感じています。目の前の問題だけでなく、若者たちの将来が彩りあるものになるような支援を考えていただきたいです。(10代)

一度社会に出ても学び直しができるよう、年齢に関係なく専門学校や大学などへの学費支援がほしい。(10代)

大学に行ったらこういうことができるようになる、とかそれがどうやって将来に役立って行くとか、どの様な選択肢が生まれるのかとかもっともっと小さいうちから知っておく方が良い。(その他)

町の活性化・安全について

市で開催するお祭りがなくても歩きたいと思える美しさが欲しい。中心地の少し外側まで人が歩くようになれば、より人が集まって賑やかになり、商業施設がなくても友達と気軽に来れる場所ができると思う。(10代)

もっと自然の豊かさを大事にしてほしい。(10代)

人がよく通る所でも道が狭いところが多々あります。こども達、若者、高齢者の方々が安全に通れる道を作っていただきたいです。(20代)

その他

市に関するサイトの情報が幅広く分かりやすいようにまとめられていること。(10代)

生涯学習センターやこどもと福祉の未来館など、市の公共施設を利用する際に煩雑な手続きを無くすべき。(10代)

こどもが頼れる大人を増やしてほしい。(10代)

ヤングケアラーを助けて欲しい。(10代)

まずは大人がいいきと生きられることが大前提だと感じます。みんなが安心して生きられる仕組みを、市独自で創って欲しいです。(その他)

オンラインアンケート結果からみる現状と課題

- ◆こども世代から「経済的な支援の充実」が強く求められており、経済的事情がこどもの進路や学習に影響を与えていることが懸念されます。幼少期の経済的支援だけでなく、学びたいすべてのこどもが希望する教育・進路を選べるように、幅広い年代の子育て世帯への支援が必要と考えられます。
- ◆「友達と過ごせる居場所」をはじめ、学習できる場所、遊び場及び交流の場など、あらゆる居場所を求める声が多くみられます。子育て当事者からもこどもの安全に配慮した居場所が求められており、ニーズに合わせた居場所の整備が重要です。
- ◆居場所の中には、色々な世代や地域の人との交流や様々な体験ができる場所も求められており、地域交流やボランティアを通じて多世代交流や様々な経験を積むことができる機会の創出が課題となっています。

(4) こども・若者の意見聴取の結果と検討

こども計画策定に当たり実施したこども・若者への意見聴取においていただいた意見を整理し、本計画へ反映するための検討を行いました。

①こども・若者の意見の整理について

こども・若者の意見

- ・一人っ子なのでこども同士でわいわいできるようなイベントがあると良い。
 - ・1人で落ち着く場所がほしい。
 - ・デジタル空間で交流できる場所がほしい。
- こども・若者がいきいきと暮らしていくために必要なこととして「居場所」が多く挙げられています。
 - その居場所として、色々な人と交流できる場所、友達とわいわいできる場所という声が多く挙げられた一方で、静かに過ごせる場所、勉強できる場所といった落ち着ける空間を求める声や、デジタル空間を活用した交流場所を求める声もみられました。

<考え方のポイント>

◇こども・若者それぞれによって居場所と思うところは様々です。

こども計画に反映する内容

- 居場所はこどもの孤独・孤立の問題と強い関係があり、こども・若者が生きていく上で居場所は不可欠で、こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立って居場所づくりを進めることが重要です。
- こども・若者の多様な居場所のニーズに対応できるよう、ライフステージに応じた居場所を幅広く整備するよう努めます。

いただいたご意見は、
基本目標1ー施策の方向4ー④こどもたちの安全で安心な居場所づくり
基本目標4ー施策の方向2ー①若者の居場所の提供
に反映されています。



②子ども・若者がいきいきと暮らすために必要な居場所について

子ども・若者の意見

- ・小学校が違う友達と遊びたい。
- ・子ども食堂でわいわいできる場所が増えてほしい。
- ・他の年齢の方と交流してみたい。
- ・地域の人と気軽に話せる場所や機会がほしい。

- 身近な友人だけでなく、他校の友人や世代の異なる人といった色々な人と交流できる場所が求められています。
- 子ども食堂や地域の人と交流できる身近な場所での交流を望む声が見られます。

<考え方のポイント>

- ◇子ども・若者はいきいきと暮らしていくために「交流」を求めています。
- ◇つながりの構築やその場所として「地域」が重要と考えられます。

子ども計画に反映する内容

- 地域とのつながりが希薄化する中、子ども・若者は地域での交流や、世代や背景の異なる人との交流を求めています。
- 子ども・若者にとって身近な地域において、まちづくりセンター等の既存施設の活用や地域の関連団体等との連携を強化し、地域で子ども・若者が交流の機会を持てるよう環境整備に努めます。

いただいたご意見は、
基本目標1ー施策の方向4ー④子どもたちの安全で安心な居場所づくり
基本目標4ー施策の方向2
に反映されています。



③子ども・若者がいきいきと暮らすために必要なものについて

子ども・若者の意見

- ・民間の自習室が有料のため、金銭的に親に迷惑をかけてしまうので無料で勉強できる場所がほしい。
- ・学びたいことを学べるように大学・専門学生への金銭的支援が必要。
- ・就職・年金など将来への不安をいつも感じている。目の前の問題だけでなく、若者たちの将来が彩りあるものになるような支援を考えていただきたい。

- 経済的事情から学習環境が整わない、学びが阻害されないよう学習の場の提供や金銭的支援が求められています。
- 目の前の問題だけでなく、将来への不安を抱くことがないような支援の検討が求められています。

<考え方のポイント>

- ◇経済的事情で学びや進学が阻害されている状況がうかがえます。
- ◇経済的支援に加え、場所や機会の提供といった支援が求められています。

子ども計画に反映する内容

- 経済的事情で子ども・若者が学びたいことや進路を選ぶことを阻害され、自分の希望通りの将来を思い描くことができない状況は子ども・若者の最善の利益の阻害にほかなりません。
- 未来を担う子ども・若者が自分の置かれた環境に左右されず、希望をもって将来を描き、やりたいことができるように、目の前の課題の解消とともに長期的な視点をもって経済的支援や学習支援等を進めます。

いただいたご意見は、
基本目標2－施策の方向1－③経済的支援の充実
基本目標3－施策の方向1
基本目標3－施策の方向3
に反映されています。



こどもの意見聴取について

○「こどもまんなか社会」とは

こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、こども・若者の最善の利益（こども・若者にとって最も良いこと）を常に考え、こども・若者が健やかに幸せに成長できる社会のことです。そのために、何より大切なことは、こども・若者の意見です。これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう、こども施策を総合的に推進していくことが求められています。

○こども基本法が定めていること

令和5年4月に施行されたこども基本法には、第3条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

○こども・若者の意見反映の意義

こどもや若者の意見を聴くことで、

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。
- ②こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画の取組と達成状況

(1) 所沢市の事業の実施状況

所沢市における社会、家族、世帯の生活の状況等を把握するために、市の事業の実施状況、成果やそれに付随する統計情報等について整理しました。

①妊娠・出産つづけてサポート事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応・支援を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により母乳育児に関する相談事業を休止していましたが、令和5年度には17件の相談がありました。産後ケア事業（宿泊型）の利用日数は令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大以前より増加傾向にあり、令和5年度には203日となっています。

【実施状況の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母乳育児に関する相談	件	125	57	-	24	17
産後ケア事業（宿泊型）	日	107	60	174	152	203

※利用者支援事業による相談件数は、『②利用者支援事業「ところっこ子育てサポート事業」』に掲載

資料：こども家庭センター

②利用者支援事業「ところっこ子育てサポート事業」

妊娠期から出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行い、保護者をはじめとする子育てに関わる方に身近な立場で支援を行っています。

令和5年度は、子育て世代包括支援センターかるがも（母子保健型）にて5,315件、こども支援センター子育て支援エリア（基本型）にて689件、こども支援課（特定型）にて414件の支援を行っています。

【実施状況の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て世代包括支援センター かるがも（母子保健型）	件	2,542	3,695	4,053	3,797	5,315
こども支援センター 子育て支援エリア（基本型）	件	695	654	719	720	689
こども支援課（特定型）	件	369	379	352	417	414

資料：こども支援課・こども家庭センター

③新生児・妊産婦訪問指導

妊娠中の方や新生児・乳児及び出産された方に対して、助産師又は保健師が家庭訪問を行っています。令和元年度から令和4年度まではほとんど横ばいで推移していましたが、令和5年度は大きく増加し、延べ3,726人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊産婦	延べ人	1,588	1,517	1,626	1,531	1,884
新生児	延べ人	188	198	164	107	126
乳児	延べ人	1,359	1,258	1,405	1,379	1,716
合計	延べ人	3,135	2,973	3,195	3,017	3,726

資料：こども家庭センター

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、助産師又は保健師が家庭訪問を行っています。実施人数は減少傾向にあり、令和5年度は、延べ1,875人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児	延べ人	1,963	1,906	2,040	1,881	1,875

資料：こども家庭センター

⑤未熟児訪問指導

未熟児養育医療受給者とその家族に対して、保健師が家庭訪問を行っています。実施人数は増減を繰り返しており、令和5年度は、延べ136人に実施しています。

【実施状況の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新生児	延べ人	8	4	5	1	4
乳児	延べ人	109	78	111	53	77
産婦	延べ人	73	36	52	39	55
合計	延べ人	190	118	168	93	136

資料：こども家庭センター

⑥乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率は、近年90%以上の水準で推移しており、令和5年度は、4か月児健診は93.8%、10か月児健診は93.6%、1歳6か月児健診は95.8%、3歳児健診は95.3%となっています。

【実施状況の推移】

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 (※1)	回数	回	33	27	—	—	—
	対象者数	人	2,011	2,470	2,213	2,121	2,002
	受診者数	人	1,922	2,264	2,067	2,052	1,877
	受診率	%	95.6	91.7	93.4	96.7	93.8
10か月児 (※2)	対象者数	人	2,275	2,225	2,203	2,205	2,064
	受診者数	人	2,092	2,071	2,076	2,098	1,931
	受診率	%	92.0	93.1	94.2	95.1	93.6
1歳 6か月児	回数	回	22	55	42	41	41
	対象者数	人	2,252	2,505	2,286	2,214	2,198
	受診者数	人	2,142	2,400	2,168	2,122	2,106
	受診率	%	95.1	95.8	94.8	95.8	95.8
3歳児	回数	回	22	62	42	43	43
	対象者数	人	2,475	2,862	2,388	2,243	2,301
	受診者数	人	2,271	2,718	2,253	2,201	2,193
	受診率	%	91.8	95.0	94.3	98.1	95.3

※1 令和2年6月から市内協力医療機関で実施。

※2 所沢市医師会に業務委託を行い、個別健診として実施。

資料：こども家庭センター



1歳6か月児健康診査（問診）



1歳6か月児健康診査（歯科診察）

⑦児童家庭相談の新規受付件数

こどもに関する様々な相談に応じ、個々のこどもや家庭に対して効果的な支援を行っています。令和5年度の児童家庭相談の新規相談受付件数は875件、そのうち児童虐待相談件数は191件となっています。また、身体的虐待が多くを占めており、精神的虐待、ネグレクト（育児放棄・育児怠慢）が続きます。

【新規受付件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	875	749	889	928	875
(内)虐待相談件数	174	150	134	109	191
身体的虐待	90	78	58	57	78
精神的虐待	34	45	47	36	55
性的虐待	0	2	2	0	2
ネグレクト	50	25	27	16	56
不明	0	0	0	0	0

資料：こども家庭センター

⑧養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に、助産師、保育士が訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力の向上と養育環境の改善を図るための支援を行っています。令和5年度は4件の家庭に支援を行いました。

【訪問世帯数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問世帯数	件	10	3	8	5	4

資料：こども家庭センター

⑨ひとり親家庭等への支援状況

■ ひとり親家庭等相談

ひとり親家庭等からの様々な相談に応じ自立に向けた情報提供や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を実施しています。相談受付件数は、令和4年度以降減少傾向にあり、令和5年度は384件となっています。

【相談受付件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	件	571	477	586	429	384

資料：こども支援課

■ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、看護師などの資格取得のため養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給します。令和5年度の支給件数は15件となっています。

【支給件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	件	13	11	15	20	15

資料：こども支援課

■ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、職業能力の開発のための講座を受講後に受講費の一部を支給します。支給件数は、令和5年度は1件となっています。

【支給件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	件	5	2	3	5	1

資料：こども支援課

■ 自立支援プログラム

ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たす者に対して、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定します。令和5年度の策定件数は9件となっています。

【策定件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
策定件数	件	8	4	7	4	9

資料：こども支援課

⑩地域子育て支援拠点事業

保育園や児童館などで、主に未就学児の親子を対象に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習など（月1回以上）を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の利用者数は前年度と比較して大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあり、令和5年度の利用者数は、一般型で延べ94,659人、連携型で延べ104,234人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 (一般型※1)	人	124,341	56,756	73,319	87,732	94,659
延べ利用者数 (連携型※2)	人	124,273	39,707	56,349	68,813	104,234

※1 保育園などでの実施

※2 児童館での実施

資料：こども支援課（こども支援センター）、青少年課

⑪こども支援センター運営事業（子育て支援）

こども支援センター（子育て支援）の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあり、令和5年度は69,388人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	83,629	35,813	41,907	50,654	69,388

資料：こども支援課（こども支援センター）

⑫こども支援センター運営事業（発達支援）

こども支援センター（発達支援）の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少し、その後は横ばい傾向にあり、令和5年度は19,557人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	25,083	20,429	19,667	18,570	19,557

資料：こども福祉課

こども支援センター「大地」ってどんなところ？

こども支援センターでは、子育て支援エリア「ルピナス」と発達支援エリア「マーガレット」が連携して、子育て家庭を支援しています。

◆子育て支援エリア「ルピナス」

4歳未満の親子が自由に遊んで交流したり、子育てコンシェルジュに子育ての相談をしたりできます。

みんなでふれあい遊び（ルピナス）▶



◆発達支援エリア「マーガレット」

発達障害に関する相談をしたり、こどもの特性に応じた発達支援を受けたりできます。

集団療育（マーガレット）▶



⑬公民館子育て支援事業

公民館において、主に未就学児の親子を対象に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進（月1回程度）、子育て支援及び家庭教育の向上に関する講座、地域の子育て関連情報の提供を実施しています。事業数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度の事業数は84となっています。

【子育て支援事業数の推移】

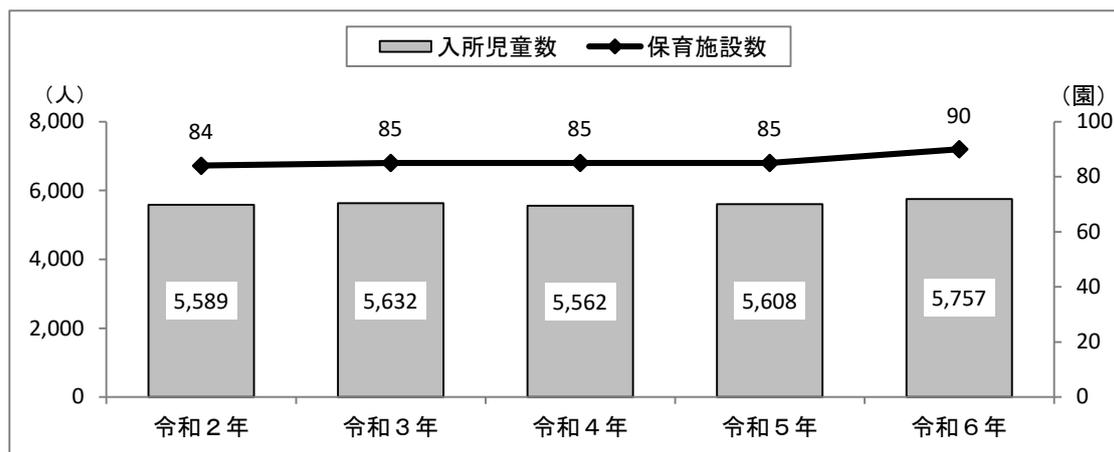
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援事業	事業数	72	29	59	71	84

資料：まちづくりセンター（公民館）・社会教育課

⑭認可保育施設数と入所児童数

令和6年4月1日現在、所沢市には認可保育施設として90園（公立保育園19園、私立保育園36園、認定こども園9園、小規模保育事業所25園、事業所内保育事業所1園）があり、入所児童数は5,757人となっています。

【認可保育施設数・入所児童数の推移】



区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育施設数	園	84	85	85	85	90
入所児童数	人	5,589	5,632	5,562	5,608	5,757

※入所児童数…市外施設を利用する市内在住児童数を除き、市外在住児童で市内施設を利用する数を含めた数値
 ※各年4月1日現在

資料：保育幼稚園課

⑮低年齢児保育

令和6年4月1日現在、認可保育施設における低年齢児保育（0～2歳児保育）は89園で実施しており、2,477人が利用しています。令和2年以降の実績値については、低年齢児保育児童数は増加傾向にあります。0歳児保育児童数は減少傾向がみられます。

【低年齢児保育（受託児を除く）利用者数の推移】

区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
低年齢児保育実施か所数	か所	84	85	85	85	89
0歳児保育実施か所数	か所	74	75	75	75	79
低年齢児保育児童数	人	2,303	2,340	2,345	2,371	2,477
0歳児保育児童数	人	399	389	362	355	368

※各年4月1日現在

※受託含まず

資料：保育幼稚園課

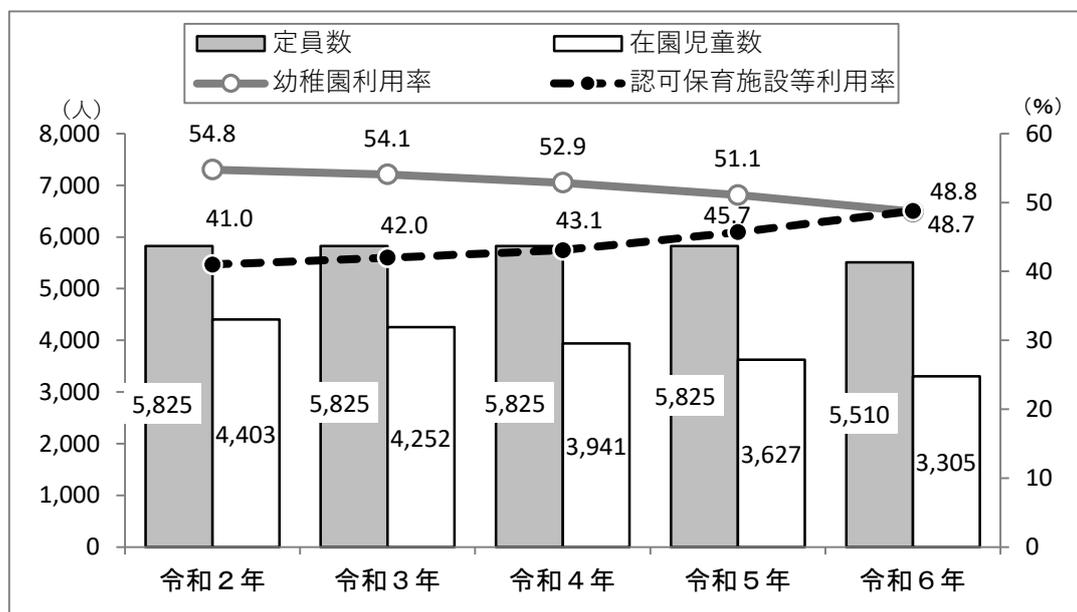


～ 低年齢児クラスの保育室の様子（低年齢児保育）～

⑩幼稚園

令和6年6月1日現在、幼稚園は19園（公立1園、私立18園）、在園児童数は3,305人となっており、経年比較によると減少傾向にあります。

【幼稚園利用率などの推移】



区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園数	園	20	20	20	20	19
定員数	人	5,825	5,825	5,825	5,825	5,510
在園児童数	人	4,403	4,252	3,941	3,627	3,305
入園率※1	%	75.6	73.0	67.7	62.3	60.0
3～5歳児人口※2	人	8,037	7,855	7,447	7,120	6,787
幼稚園利用率※3	%	54.8	54.1	52.9	51.1	48.7
認可保育施設等利用率※4	%	41.0	42.0	43.1	45.7	48.8

【園数・定員数・在園児童数（令和6年）】

区分	単位	公立	私立	合計
園数	園	1	18	19
定員数	人	140	5,370	5,510
在園児童数	人	1	3,304	3,305

※園数、定員数、在園児童数、入園率、幼稚園利用率は各年5月末日現在の数値

※1 入園率…定員に対する在園児童数の割合

※2 3～5歳児人口…各年3月末日現在

※3 幼稚園利用率…3～5歳児人口に占める在園児童数の割合

※4 認可保育施設等利用率…3～5歳児人口に占める認可保育施設等における保育児童数の割合。
各年4月1日現在の数値

資料：埼玉県学校基本調査、所沢市年齢別人口調査、保育幼稚園課

⑰一般型一時預かり事業

病気、出産、冠婚葬祭などの緊急時や保護者の就労など、家庭での保育が一時的に困難な児童に対して、保育園などで一時的に保育を行っています。延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあり、令和5年度の延べ利用者数は、28,439人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	30,463	17,467	21,005	24,140	28,439

資料：こども支援課

⑱幼稚園型一時預かり事業

保育園等を利用していない家庭において、病気、出産、冠婚葬祭などの緊急時や保護者の就労など、家庭での保育が一時的に困難な児童に対して、幼稚園及び認定こども園で一時的に預かりを行っています。幼稚園型一時預かり事業（私立幼稚園預かり保育事業を含む）の利用者数は令和2年度に落ち込んだものの増加傾向にあり、令和5年度の延べ利用者数は、146,411人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	120,121	114,299	135,763	139,728	146,411

資料：保育幼稚園課

⑲病児・病後児保育事業

児童が病気の「回復期に至らず保護者が保育をできない場合」又は「回復期で保護者が保育をできない場合」に、集団保育が困難で、かつ保護者が勤務、傷病などのやむを得ない理由で、家庭で保育ができない期間において病院・診療所などに付設されたスペースで一時的に保育を行っています。延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあり、令和5年度の病児保育の延べ利用者数は435人、病後児保育の延べ利用者数は、51人となっています。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児保育 延べ利用者数	人	513	105	220	251	435
病後児保育 延べ利用者数	人	50	20	51	55	51

資料：こども支援課

⑩子育て短期支援事業

保護者の疾病、入院、出産、看護、育児疲れ、仕事、冠婚葬祭等により、18歳未満の児童の養育が一時的に困難になった際に、里親宅等に児童を預け、一定期間養育を行う事業です。

【利用件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人				6	12

※令和4年度から開始した事業です。

資料：こども家庭センター

⑪ファミリー・サポート事業

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行いたい者をつなぎ合わせ、地域での相互援助活動を支えています。利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが、その後は回復傾向にあり、令和5年度の利用件数は、13,978件となっています。

※ファミリー・サポート事業は、ファミリー・サポート・センター事業と緊急サポート事業の総称です。

【利用件数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件	17,988	9,579	11,348	14,261	13,978

資料：こども支援課

⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園類似施設を利用する保護者に対して、経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興及び充実を図ることを目的に補助金を交付する事業です。

【延べ利用者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人				50	52

資料：保育幼稚園課

②③障害児通所支援事業

児童発達支援（未就学の障害児対象）と放課後等デイサービス（学校就学中の障害児対象）の令和5年度の年間延べ利用日数は、それぞれ41,660日、98,963日となっており、増加傾向にあります。また、事業所数も令和元年度からそれぞれ増加しています。

【児童発達支援の利用日数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所	15	16	16	16	18
延べ利用日数	日	35,313	30,691	35,659	39,070	41,660

【放課後等デイサービスの利用日数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所	34	36	39	39	39
延べ利用日数	日	78,125	79,989	91,103	94,620	98,963

資料：こども福祉課

②④松原学園（児童発達支援センター）通園児童の就学先等

松原学園に通園する児童について、令和5年度は特別支援学校に22人、小学校に4人、保育園に2人が就学・転籍しています。

【就学先等人数の推移】

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
通園児童数（年度末）		人	47	39	51	60	48	
就学先等	特別支援学校	人	18	11	11	17	22	
	小学校	特別支援学級	人	4	1	3	9	4
		通常学級	人	0	0	0	0	0
	保育園	人	2	3	0	0	2	
	幼稚園	人	2	1	3	3	0	

資料：こども福祉課（松原学園）

㊸かしの木学園（児童発達支援事業）利用日数

かしの木学園の年間延べ利用日数は、令和5年度は3,358日となっています。

【延べ利用日数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ 利用日数	日	3,671	2,967	3,334	3,141	3,358

資料：こども福祉課

㊹公立小・中学校の児童生徒数

令和6年5月1日現在、公立小学校の児童数は15,556人、公立中学校の生徒数は7,533人となっており、ともに減少傾向にあります。

【児童生徒数の推移】

区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立小学校 児童数	人	16,362	16,162	16,025	15,908	15,556
公立中学校 生徒数	人	7,841	7,885	7,738	7,638	7,533

※各年5月1日現在

資料：学校教育課

㊺放課後児童クラブの実施か所数と入所児童数

令和6年4月1日現在、放課後児童クラブは53か所、入所児童数は3,476人であり、ともに増加傾向にあります。

【実施か所数・入所児童数の推移】

区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施か所数	か所	51	53	53	53	53
入所児童数	人	3,319	3,263	3,384	3,429	3,476

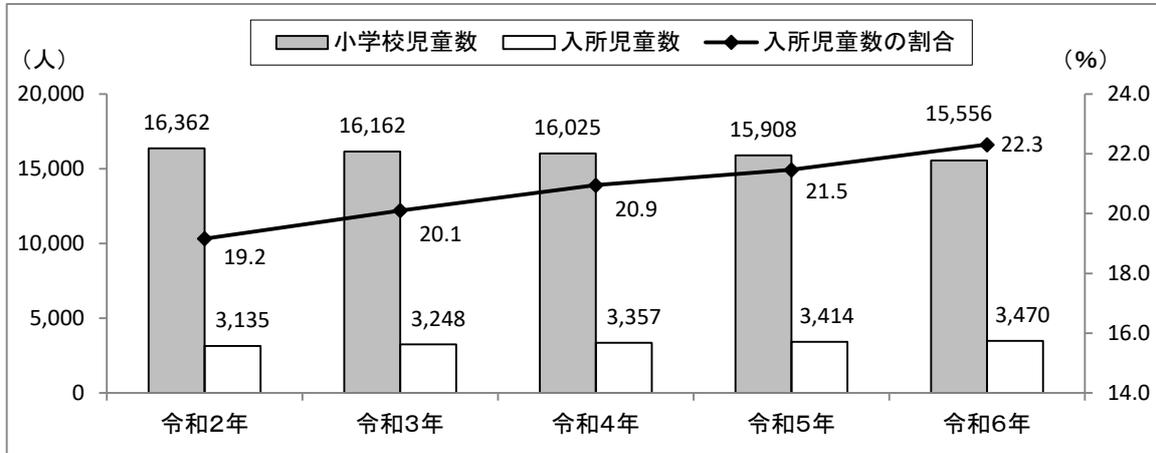
※各年4月1日現在

資料：青少年課

㊸放課後児童クラブの入所児童数と割合

令和6年の小学校児童数に対する放課後児童クラブの入所児童数の割合は 22.3%であり、小学校児童数は減少傾向にある一方で、入所児童数の割合は増加傾向にあります。

【入所児童数・割合などの推移】



区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校児童数	人	16,362	16,162	16,025	15,908	15,556
入所児童数	人	3,135	3,248	3,357	3,414	3,470
入所児童数の割合	%	20.3	20.2	21.1	21.6	22.3

※各年5月1日現在

資料：埼玉県学校基本調査、青少年課

㊸放課後支援事業「ほうかごところ」

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと遊びや学びを通じた交流への支援として、ほうかごところを 11 校の小学校で実施しています。令和6年3月末現在の登録児童数は、2,717人となっており、減少傾向にあります。

【登録児童数等の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	校	11	11	11	11	11
登録児童数	人	3,395	3,445	2,745	2,820	2,717

※中富ほうかご広場【中富小学校放課後児童対策一体運営事業】を含む。

資料：学校教育課

③⑩就学援助の認定状況

援助の認定者（要保護・準要保護）は、令和5年度は小学校 2,117 人、中学校 1,257 人となっています。

【認定者数・認定率（小学校）の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	人	2,286	2,292	2,211	2,175	2,117
認定率	%	13.9	14.0	13.7	13.6	13.3

資料：教育総務課

【認定者数・認定率（中学校）の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	人	1,340	1,358	1,362	1,292	1,257
認定率	%	17.3	17.3	17.3	16.7	16.5

資料：教育総務課

※いずれも認定率は5月1日時点の全児童生徒数に対する認定者数割合

③⑪学習支援教室の実施状況

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して、学習支援教室を開催しています。令和5年度は、延べ 379 人が参加しています。

【延べ参加者数の推移】

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数	人	544	359	363	269	379

資料：生活福祉課

(2) 目標実現のための施策の取組評価と課題

計画を策定するに当たり、第2期計画の達成状況について、担当部署における自己評価、子ども・子育て会議における審議などを経て、整理を行いました。

また、目標実現のための施策として掲げた主な取組事業について、担当部署による達成状況の評価を行いました。

【担当部署による評価】

基本目標	事業数	達成状況の評価		
		概ね実施できた	不十分	未実施
基本目標1 子どもへの支援	67	66	—	1
基本目標2 子育て家庭への支援	63	63	—	—
基本目標3 地域社会全体での支援	21	21	—	—

○達成状況を未実施とした事業

「陸上競技選手権大会」

陸上競技に限らず、新たなスポーツの普及啓発を図り、市民の健康増進に取り組んでいくこととし、本大会を終了するに至ったため未実施としました。

【達成状況の振り返り】

担当部署の評価や子ども・子育て会議などでの審議を経て、第2期計画の計画期間内における達成状況について、以下のとおり振り返りを行いました。

基本目標1 子どもへの支援

(1) 子どもたちの健全育成

①豊かな心と健やかな身体の育成

乳幼児対象の講座や運動、芸術、文化活動など五感を育む機会の提供を行っています。また、保健センターにおいては、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談などの専門性の高い相談支援を実施しているほか、こども支援センターにおいては、発育や発達に心配のあるこども・保護者に対する早期からの支援を行うなど、障害の有無などに関係なく、乳幼児から就学児の健やかな成長を助ける支援を行っています。今後も、関係機関と連携して適切な支援を行っていくことが必要です。

②社会性と生きる力の育成

様々な生活体験・自然体験を通じてこどもたちの豊かな感性や自立心、「生きる力」を育む機会を提供しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時活動ができない状況がありましたが、徐々に戻りつつあります。引き続き、活動を支援していくとともに、安全で楽しい体験を提供し続けていくため、活動の担い手を確保していく必要があります。

③思春期の悩みや不安へのサポート

市内のすべての小・中学校に「スクールカウンセラー」や「心のふれあい相談員」を配置し、担任や教育相談担当と連携した相談やいじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応を行っています。相談活動については、他機関連携が円滑に行えるようになってきていますが、教育相談員だけでは対応が難しい複雑なケースへの対応が課題となっています。こどもが抱える様々な問題、悩みに対応するために、関係機関との連携を密にするとともに、家庭や担任教師の対応を補う多様な体制整備を進めていく必要があります。

④環境学習の推進

地球環境への関心や配慮を深めるための学習機会の提供や環境配慮行動の普及に向けた情報提供等を行っています。引き続き関係機関と連携して効果的な取組を進めていくとともに、こどもたちを巻き込みながら家庭に向けた普及啓発が必要です。

⑤食育の推進

食に関する正しい知識や地産地消の普及推進に向けて、学校給食や社会教育など多様な場で情報提供を行っています。食育については保護者からの関心も高く、今後も学校や市内農家、民間事業者等とも連携を図り、より充実した食育支援を進める必要があります。

(2) 未就学児の教育・保育の充実

①教育・保育の量的・質的整備

保育需要は高く、第2期計画期間中に施設整備等を進め定員を増やしましたが、低年齢児における待機児童などが解消されていません。今後も計画的に施設整備を進めていくとともに、大規模開発などの際は必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

また、こどもの健やかな育ちを保障するため保育の質の向上を図る必要があります。

②子育て支援事業の向上

多様化する保育ニーズへの対応や家庭での子育て支援の充実に向けて事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用が少ない状況が続いていましたが、徐々に回復しています。保育士やファミリー・サポート事業の援助会員など支援の担い手の確保に取り組んでいく必要があります。

(3) 教育環境の充実

①幼保小の連携強化

小1プロブレム防止のため、また、特別な配慮が必要なこどもや外国につながるのあるこどもの就学を支援するため、幼稚園・保育園と小学校の連携を進めています。今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

②学ぶ力の向上、人的配置の充実

児童生徒の「学ぶ力」「生きる力」の向上に向けて、学校・家庭・地域が特性を活かして学習環境・教育内容の整備に努めています。英語教育、情報教育など学習分野の広がりに対応するため、教員の指導力向上を進めているほか、ICT機器の活用に向けた環境整備を行っています。今後も、計画的に整備を進めていく必要があります。

③配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

小・中学校へ特別支援教育支援員、心身障害児介助員を配置し支援体制を整備するなどきめ細かな支援を行っています。今後も、関係部署が連携して支援を充実させていく必要があります。

(4) 配慮の必要な子どもたちへの支援

①障害児通所支援の充実

特別な支援を必要とする子どもに対し、日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を実施しています。今後も、継続性のある支援を実施していく必要があります。

②支援体制の確保

こども支援センターや関係機関が連携し、早期から発育や発達を支援するための各種相談体制を整備し、支援を行っています。また、令和2年度からは公立保育園での医療的ケア児の受入れをしています。今後も、地域の実情に応じたきめ細やかで多面的な支援を実施していくとともに、保育士や教員、放課後児童支援員などの人的拡充及び資質向上を進めていく必要があります。

基本目標2 子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産、育児への支援

①母子保健事業の充実

子育て世代包括支援センターかるがも(令和6年度からこども家庭センター)において、妊娠期から子育て期まで継続的な支援を実施しています。母子が地域から孤立することなく、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を充実させていく必要があります。

②乳幼児・小児医療の充実

夜間帯や休日などは市民医療センターが中心となって市域全体で初期の救急医療体制が整備されています。365日昼夜を通じて安定的に医療を提供できるよう、この体制を維持していく必要があります。

(2) すべての子育て家庭への支援

①健全な家庭づくり

まちづくりセンターや地域子育て支援拠点において多様な親子同士の交流の場や講習の機会を設けています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施が少ない状況が続いていましたが、徐々に回復しています。今後も地域のニーズへの対応を進める必要があります。

②子育て情報の提供・相談事業の充実

訪問、窓口、冊子、SNS、ところざわほっとメールなど様々な方法を駆使して必要な人に、子育て関連情報を提供できるよう努めています。相談内容が多様化、複雑化しているため関係機関などとの連携や、相談員の資質向上がより一層必要です。

③ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対して、自立に向けた支援や相談対応を行っています。自立に向け、経済的支援、就労支援、生活支援などきめ細かな支援の継続が必要です。

④経済的支援の充実

出産・育児期から就学期、若者期に至るまで、様々な制度を通じて支援を行っています。支援を必要とする家庭が支援を受けられるように配慮する必要があります。

(3) 就労と子育ての両立の支援

①子育て支援体制の充実

共働き家庭の増加に伴い、こどもを安心して預けられる教育・保育施設の確保を進めてきました。さらに、多様な働き方に合わせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図る必要があります。

②放課後児童対策の充実

放課後児童対策（児童クラブ）に対する需要は増加しており、それに伴い、学校施設の活用や民設民営児童クラブの新設などで、放課後児童クラブの児童の定員を拡大しましたが、利用者数は年々増加し、保留児童数も増えています。今後も、放課後児童クラブの定員拡大を図っていく必要があります。また、小学校の長期休業期間中の一時預かりなど、施設整備以外の事業も併せて検討します。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活、子育ての調和を目指す機運が高まっています。性別などに関係なく多様で柔軟な子育てや働き方の選択ができるよう、男女共同参画への理解と意識の向上が必要です。

基本目標3 地域社会全体での支援

(1) 子どもの尊厳と安全の確保

①児童虐待の防止対策

児童家庭相談の新規件数は横ばい傾向ですが、困難なケースも増えています。関係機関、地域等と連携し、虐待の防止・早期発見と確実な対応に努めていく必要があります。

②いじめ・不登校などへの取組の充実

各学校に配置された「スクールカウンセラー」や「心のふれあい相談員」による相談対応や家庭訪問のほか、人権教育や啓発活動により、いじめ防止と適切な対応を行っています。不登校児童に対しては、教育支援センター「クwest」などにより個別支援や社会的自立・学校復帰に向けた取組が行われています。相談員相互の連携や小中学校の連携を通じて効果的な支援を行っていく必要があります。

(2) 地域の子育て支援事業の充実

①地域の体制づくり

民生委員・児童委員、ボランティアなどによる地域の子育て支援が重要な役割を担っていますが、担い手不足が課題です。

②地域での交流機会の拡大

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児や親同士の交流の場として、広く活用されています。また、子育てなどに関する相談や情報提供、講座などを実施しています。担い手の確保や親子が参加しやすい体制整備を進めていく必要があります。

③子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館や公園などの公共施設は、異年齢の子どもたちの交流や、子どもたちと地域住民の交流拠点となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用が少ない状況が続いていましたが、徐々に回復しています。地域ぐるみで子どもを健やかに育てるため、地域の特色を活かした活動の充実を支援していく必要があります。

また、所沢市社会福祉協議会などと連携し、こどもの居場所づくりを進めていく必要があります。

④防犯対策の推進

地域全体での防犯意識高揚のため、防犯指導者養成講座やところざわほっとメールを活用した情報提供などを実施しています。今後も継続的な取組が必要です。

⑤非行防止対策の推進

ガーディアンエンジェルスによる所沢駅周辺などの巡回を実施し、青少年への声かけや見守りを行っています。今後も人材の確保や地域ぐるみでの継続的な取組が必要です。

⑥交通安全対策の充実

交通事故を未然に防ぎ減少させるための交通安全教育や、交通遺児に対する経済的支援を関係部署が連携して行っています。今後も継続的な取組が必要です。

⑦子育てバリアフリーの推進

ハンディキャップのある方の実体験に触れる講座や車いす体験会などを通じて、心のバリアフリーに関する理解を広げる啓発活動などを行っています。今後も継続的な取組が必要です。

(3) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の達成状況

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（需要量）と確保の内容（供給量）について、達成状況は下表のとおりです。

なお、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業については、毎年度子ども・子育て会議において定期的に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行っています。

①教育・保育

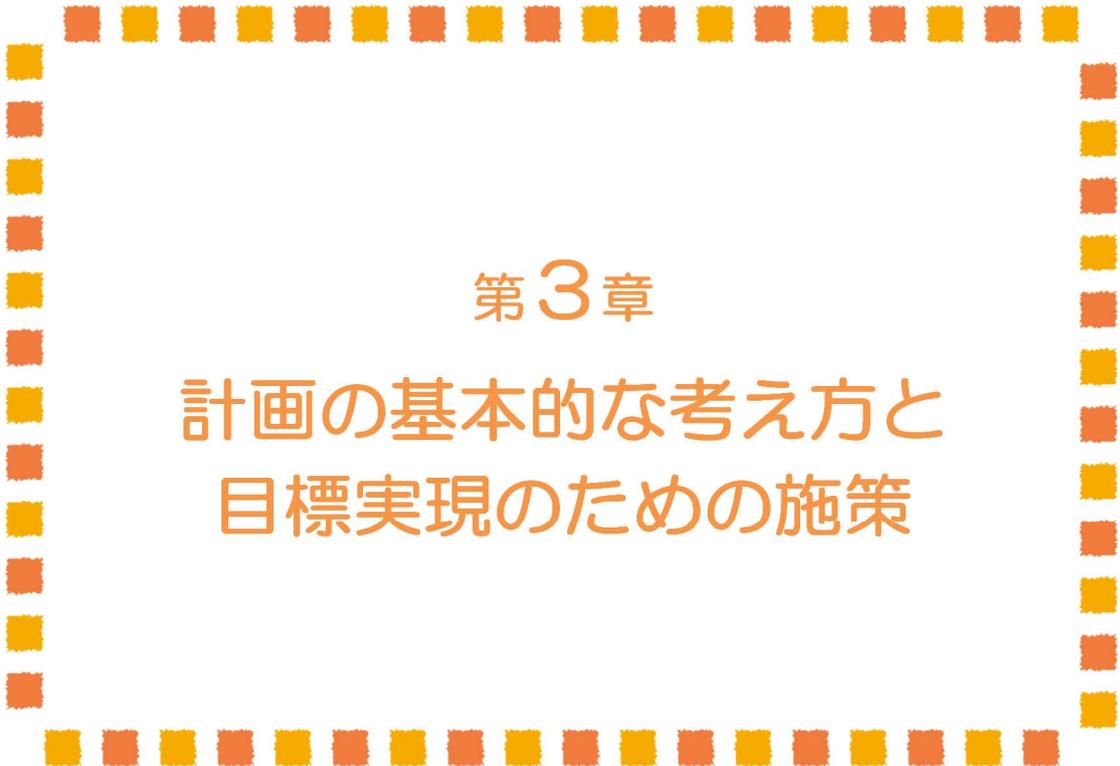
(単位：人)

認定区分	令和6年度 量の見込み	令和6年度 確保の内容
3号認定こども（0歳）	367	503
3号認定こども（1・2歳）	2,035	2,036
2号認定こども（3～5歳）	3,164	3,481
1号認定こども（3～5歳）	3,437	3,852

※「確保の内容」に掲げる保育の受入枠数（2・3号認定こどもを保育する保育施設における受入枠数）は、定員数に基づくものであり、「定員の弾力化」による受入枠増は含まれていません。
実際には、定員の弾力化の活用等により、保育の受入枠を増やしています。

②地域子ども・子育て支援事業

事業名	令和5年度 量の見込み	令和5年度 確保の内容	令和5年度 実績
ところっこ子育てサポート事業 ＜利用者支援事業＞（設置数：か所）	3	3	3
妊婦健康診査事業（対象者数：人）	2,207	2,207	1,962
乳児家庭全戸訪問事業（対象者数：人）	2,233	1,987	1,875
養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業 （利用世帯数：世帯）	13	13	4
地域子育て支援拠点事業 （年間延べ利用者数：人）	289,469	321,800	198,893
時間外保育事業（利用者数：人）	3,893	5,832	2,925
一般型一時預かり事業 （年間延べ利用者数：人）	32,937	92,800	28,439
幼稚園型一時預かり事業 （私立幼稚園預かり保育事業を含む） （年間延べ利用者数：人）	108,914	218,000	146,411
子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業 （給付対象者数：人）	719	719	451
放課後児童健全育成事業 ＜放課後児童クラブ＞（利用者数：人）	3,137	2,982	3,017
病児・病後児保育事業 （年間延べ利用者数：人）	832	4,640	486
ファミリー・サポート事業 （年間利用件数：件）	17,100	17,484	13,978
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （交付対象者数：人）	-	-	52
子育て短期支援事業 （利用者数：人）	24	24	12



第3章

計画の基本的な考え方と 目標実現のための施策

1

基本理念

国ではこども・若者の意見を尊重し、こども・若者の最善の利益を考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんやかに据える「こどもまんやか社会」の実現に向けて、こども基本法の着実な施行を進めています。こども基本法における基本理念には「すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」のほか6つの項目が示されており、こども施策の基本的な方針等をこども大綱において定めています。

令和7年3月に策定する第6次総合計画 後期基本計画では、重点的に取り組む課題として「こどもを中心としたまちづくり」を掲げています。これは、こどもたちの健やかな育ちをみんなで支えることで、あらゆる世代の定住・流入や雇用・産業の創出を促し、まちの元気を生み出すことを目指すことから位置付けています。

こうした情勢等を踏まえ、市では、年齢や家庭環境、障害の有無など個人が置かれている状況にかかわらず、すべてのこどもや若者が、個性や多様性を尊重され、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、地域全体で支えていくことを目指すものとして、基本理念を以下のように設定しました。

すべてのこども・若者が尊重され
一人ひとりが幸せを感じるまち ところざわ

2

基本的な視点

基本理念に基づき施策を展開していくに当たり、留意すべき基本的な視点として、以下の7点を位置づけました。

1 こども・若者の最善の利益を尊重する視点

こども・若者を権利の主体として尊重し、すべてのこども・若者の尊厳が確保され、健やかに育つために、その幸せを第一に考え、こども・若者の利益が最大限に尊重されるように、こども・若者の視点から支援していきます。

2 こども・若者の意見を尊重する視点

すべてのこども・若者が自らの意見を形成し表明し、自立した個人として自己を確立できるように、こども・若者の意見を尊重する視点から支援していきます。

3 若い世代の視点

多様な価値観・考え方を尊重することを前提に、社会の中でたくましく生きていくための様々な力や豊かな人間性を培い、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、それぞれの希望に応じて結婚、子育てを実現できるよう、若い世代の視点から支援していきます。

4 子育て家庭の視点

各家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目なく安心して子育てに取り組み、子育てを通じて保護者と子どもがともに学び合い、保護者が子育ての楽しさ・大切さを知り、子育てに伴う喜びを実感することができるように、また、仕事と生活の調和を実現し充実した子育てができるように、子育て家庭の視点から支援していきます。

5 すべてのこどもの家庭環境の視点

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、どのような家庭環境や境遇にある子どもたちでも、健やかに成長していけるとともに、子育ての孤立化などの問題から解放されるよう、すべてのこどもの家庭環境の視点から支援していきます。

6 地域社会全体の仕組みづくりの視点

すべての市民が子どもたちの幸せを願い、協力し合える地域社会全体の仕組みづくりを目指して、家庭、教育・保育の事業者、企業、学校、行政など、様々な担い手が協働して「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら子育てを支援していきます。また、子育てに関する活動を行うNPO（非営利団体）や子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの地域の様々な社会的資源を効果的に活用できるよう、地域社会全体の視点から支援していきます。

7 事業の量的な確保と質の向上の視点

教育・保育の事業や様々な地域子育て支援事業については、利用者が安心して利用できるよう、適切な事業の供給量の確保と、教育者・保育者の人材育成など、子どもたちが健全に成長するための事業の質の向上が重要となります。各種の事業の量的な確保と質の向上という視点から支援していきます。

3

基本目標

基本理念の達成に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 1 ライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもが健やかに成長し、社会でたくましく生きる力を育むために、乳幼児期から学童期、思春期、青年期にかけて自発的に学び、考えることのできる教育環境の整備や、家庭、地域、学校など様々な場所で多様な経験ができる機会の提供を関係機関と連携を図りながら進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 ライフステージを通じた支援 | 4 学童期～思春期 |
| 2 こどもの誕生前から乳幼児期まで | 5 思春期～青年期 |
| 3 乳幼児期～学童期 | |

基本目標 2 子育て当事者への支援

「子育て」が男女ともにこどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くという認識のもと、すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、ライフステージを通じて切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て当事者が自分らしく仕事と育児の両立をすることができ、子育てが楽しいと思える環境づくりを進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 すべての子育て家庭への支援 | 3 地域の子育て支援事業の充実 |
| 2 就労と子育ての両立支援 | |

基本目標 3 特に支援を要するこども・家庭への支援

ひとり親家庭等や障害のあるこどもやその家族など、特に支援を要するすべてのこども・若者・子育て当事者が安定した生活を送れるよう、経済的支援や福祉サービス等の充実を図ります。また、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができるよう、体制の充実を図ります。

◆施策の方向

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 こどもの貧困対策 | 4 ヤングケアラーへの支援 |
| 2 児童虐待対策 | 5 障害などのあるこどもへの支援 |
| 3 ひとり親家庭等への支援 | |

基本目標 4 こども・若者の育成支援

次代を担うこども・若者が健やかに成長し、家庭環境や抱える困難によって将来の選択肢を狭めることなく、自ら選択をしてチャレンジできるよう、関係機関や地域と連携して一体となって支援を進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 若者の自立支援 | 2 若者の社会参画の促進 |
|-----------|--------------|

4

施策の体系

基本
理念

基本的な視点

基本目標

すべてのこども・若者が尊重され一人ひとりが幸せを感じますちとこころをわ

- 1 こども・若者の最善の利益を尊重する視点
- 2 こども・若者の意見を尊重する視点
- 3 若い世代の視点
- 4 子育て家庭の視点
- 5 すべてのこどもの家庭環境の視点
- 6 地域社会全体の仕組みづくりの視点
- 7 事業の量的な確保と質の向上の視点

基本目標 1
ライフステージに応じた
切れ目ない支援

基本目標 2
子育て当事者への支援

基本目標 3
特に支援を要する
こども・家庭への支援
【子どもの貧困対策計画】

基本目標 4
こども・若者の育成支援
【こども・若者計画】

施策の方向

今後の取組

1 ライスステージを通じた支援

- 1 豊かな心と健やかな身体の育成
- 2 社会性と生きる力の育成
- 3 食育の推進
- 4 地域での交流機会の拡大
- 5 非行防止対策の推進
- 6 地域の安全対策の充実
- 7 環境学習の推進

2 こどもの誕生前から乳幼児期まで

- 1 母子保健事業の充実

3 乳幼児期～学童期

- 1 豊かな心と健やかな身体の育成
- 2 乳幼児・小児医療の充実
- 3 教育・保育の量的・質的整備
- 4 子育て支援事業の向上
- 5 幼保小の連携強化

4 学童期～思春期

- 1 学ぶ力の向上、人的配置の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 いじめ・不登校などへの取組の充実
- 4 こどもたちの安全で安心な居場所づくり

5 思春期～青年期

- 1 思春期の悩みや不安へのサポート

1 すべての子育て家庭への支援

- 1 健全な家庭づくり
- 2 子育て情報の提供・相談事業の充実
- 3 経済的支援の充実

2 就労と子育ての両立支援

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

3 地域の子育て支援事業の充実

- 1 地域の体制づくり
- 2 子育てバリアフリーの推進

1 こどもの貧困対策

- 1 生活支援の充実
- 2 こどもの保護者の就労支援
- 3 経済的支援

2 児童虐待対策

- 1 児童虐待の防止対策

3 ひとり親家庭等への支援

- 1 ひとり親家庭等への支援

4 ヤングケアラーへの支援

- 1 ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進
- 2 ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

5 障害などのあるこどもへの支援

- 1 配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実
- 2 障害児通所支援の充実
- 3 支援体制の確保

1 若者の自立支援

- 1 就労支援の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 困難を抱える若者への支援

2 若者の社会参画の促進

- 1 若者の居場所の提供
- 2 社会参加の促進

5

ライフステージ別事業一覧

	妊娠・出産期	乳幼児期（0～6歳）
相談支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ところっこ子育てサポート事業【P87】 妊婦等包括相談支援事業【P88】 母子健康教育・相談事業【P88】 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導事業【P88】 乳児家庭全戸訪問事業【P88】 産後ケア事業【P88】 乳幼児健康診査【P88】 母子栄養指導事業【P84】 乳幼児発育・発達相談事業【P91】 ところっこ親子で楽しむ運動あそび【P91】 ところっこ親子ふれあい絵本事業【P104】 地域子育て支援拠点事業【P104】
		<ul style="list-style-type: none"> 子育て短期支援事業【P114】・養育支援訪問事業【P116】・児童家庭相談事業【P117】・ひとり親家庭等から こども支援センター運営事業（発達支援）【P124】
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦支援給付金事業【P107】 産前産後及び未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置【P108】 出産育児一時金【P108】 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てのための施設等利用給付事業【P107】 子ども医療費助成【P107】 児童手当【P107】 児童扶養手当【P114】 子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業【P115】
子育て・若者育成支援の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健康診査等助成事業【P87】 不妊検査費等助成事業【P89】 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設等整備事業【P92】 一般型／幼稚園型一時預かり事業【P93】 時間外保育事業【P94】 病児・病後児保育事業【P93】 未熟児養育医療給付【P92】
		<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業【P109】・緊急 松原学園・かしの木学園運営事業【P123】 障害児通所支援事業【P123】
居場所支援	<ul style="list-style-type: none"> こども食堂等への支援【P100】 児童館運営事業【P100】 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育推進事業【P105】
	<ul style="list-style-type: none"> 居場所に関する情報提供【P128】 	

※本計画の掲載事業のうち代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。
 ※上記図はイメージです。事業の詳細は担当課にお問い合わせください。

- 基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援
- 基本目標2 子育て当事者への支援

- 基本目標3 特に支援を要することも・家庭への支援
- 基本目標4 こども・若者の育成支援

学童期（6～12歳）	思春期		青年期（18歳以上）
	12～15歳	16～18歳	
健やか輝き支援事業【P99】 教育相談事業【P99】 いじめ未然防止対策事業【P99】 誰一人取り残されない不登校児童生徒学習支援事業【P99】 相談体制の充実【P103】			
	の相談【P118】・子育て世帯ホームヘルプ事業【P120】		
		思春期こころの健康相談【P126】	
小中学校給食費補助事業【P108】			
就学援助（小・中学校）【P115】		育英奨学金・ 遺児奨学金【P114】 入学準備金貸付 【P115】	
学習支援員配置事業【P96】 特色ある学校づくり支援事業【P96】 トころん学力向上プロジェクト事業【P96】 「トころんのびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業【P96】 放課後児童健全育成事業【P98】 放課後支援事業「ほうかごところ」【P98】			
サポート事業【P109】 コミュニティ・スクール導入事業【P112】 特別支援教育支援員等配置事業【P121】			
発達障害児アウトリーチ支援事業【P124】			
平和推進事業【P129】		国際交流推進事業 【P129】	就業支援事業【P125】 SAITAMA 出会いサポート事業【P126】 精神障害者アウトリーチ支援事業【P127】
	中高生タイム【P128】		
トころん自習室開設事業【P100】			
		音楽のあるまちづくり推進事業【P128】 中心市街地商業活性化事業【P129】 中高生の居場所支援【P128】	

基本目標 1

ライフステージに応じた切れ目ない支援

施策の方向1 ライフステージを通じた支援

こどもが大人として自分らしく社会生活を送るようになる日まで、それぞれのライフステージにおいて必要な支援を受けながら様々な学びや体験を通じて成長していきます。その過程において各ライフステージ特有の課題だけではなく、ライフステージ全体を通して対応すべき共通した課題があるという認識を持つことが重要です。

こども・若者の豊かで健やかな成長を支援するために、ライフステージを通じて地域全体で様々な面から課題解決に取り組む必要があります。

今後の取組

①豊かな心と健やかな身体の育成

関係機関や地域との連携強化を図りながら、幅広い年代に心身ともに健やかな成長を促すための機会を創出し、その事業内容の充実に取り組みます。

②社会性と生きる力の育成

こども・若者の健やかな成長に欠かせない体験の機会を提供し、その経験を通じて思いやりや社会的スキルを身に着けられるように支援します。

③食育の推進

学校給食の普及・充実を図ることで、こどもに対して食に関する正しい知識や食の大切さを啓発し、食文化の伝承や地産地消の推進に取り組みます。また、保護者には学校や市内農家、民間事業者等と連携を図ることで、こどもの成長に必要な食に関する知識の定着を促します。

④地域での交流機会の拡大

こどもや保護者同士の交流、体験の機会を充実するとともに、必要な人に向けて広く届くように周知の強化や、地域団体等との連携を図ります。

⑤非行防止対策の推進

地域の関係機関・団体等との連携や体制構築を強化し、地域ぐるみでこども・若者の非行防止に取り組みます。

⑥地域の安全対策の充実

こども・若者が非常時の際に自分と他者の安全を守ることができるように、交通安全や防犯対策に関する学習の場を設け、地域全体で防犯意識を高めます。

⑦環境学習の推進

持続可能な社会を目指すために、子ども・若者やその保護者の一人ひとりが環境に興味を持ち、その保全の取組に主体的に関わってもらえるよう、環境学習や体験機会の提供、環境配慮に関する啓発事業を推進します。

主な取組事業

【表の見方】

- 市が行う主な取組事業をご紹介します。
- 「番号」欄は通し番号で附番しています。
- 複数の区分に該当する事業は重複掲載しており、重複掲載か所に【再掲】と表示しています。

①豊かな心と健やかな身体の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
1	音楽のあるまちづくり推進事業	市民や所沢市を訪れるあらゆる世代の方々に、音楽を演奏する機会、聴く機会を常に身近なものとして定着させ、豊かな音楽文化が持続的に発展できるよう取り組んでいく。プロ、アマを問わず音楽を通じた交流や音楽環境の活性化を図る。	文化芸術振興課
2	青少年育成所沢市民会議交付金事業	本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
3	所沢こどもルネサンス開催支援事業	子どもたちの豊かな感性や表現力を養うための音楽・演劇・文学など様々な分野の体験活動を行う所沢こどもルネサンス事業の各事業が円滑かつ充実するよう支援する。	社会教育課
4	所沢シティマラソン大会開催事業	世代や性別を問わず誰でも気軽に参加できるスポーツイベントとして所沢シティマラソン大会を開催し、子どもたちがスポーツにふれる機会の提供を行う。	スポーツ振興課
5	ところざわアスレチックフェスティバル事業	公認記録も取れる大会として、陸上競技を通じた生涯スポーツの普及及び陸上競技に興味を持ってもらうことを目的に市民参加型のイベントとして位置づけ、早稲田大学、所沢市陸上競技協会と連携して実施する。	スポーツ振興課

番号	事業名	事業内容	担当課
6	子どもの読書活動推進事業	子ども向け事業、学校との連携事業等を実施し、利用の拡大を図ることにより、子どもたちが読書の楽しみを知り、自主的に読書活動を行うことができるようにする。	所沢図書館

②社会性と生きる力の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
7	青少年団体活動助成事業	こどもたちが異年齢の集団の中で、自然体験・社会体験などの様々な体験活動ができるよう、地域でこどもたちを育てる環境づくりとして、「所沢サマースクール」や「ボーイスカウト」「ガールスカウト」など、青少年活動団体を支援する。	社会教育課
8	子ども会育成事業	様々な生活体験や社会体験・自然体験や異年齢交流の機会のなかで、こどもの自主性に基づく活動を行う地域の子ども会活動の振興を図るため、校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

③食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
9	母子栄養指導事業	妊産婦、乳幼児期の食生活について、健康状況や成長過程に合った情報の提供を行うことで、健全育成及び食事に関わる様々な不安の軽減を図る。また参加者同士の交流も目的とする。離乳食教室、乳幼児健康診査、2歳児歯科健康教室、依頼事業などでは共食の大切さを伝えている。	こども家庭センター
10	食育推進事業	市民一人ひとりが食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、所沢市保健医療計画「栄養・食生活」の行動目標達成に向けた各種講習会、食育教室、調理実習、リーフレット配布などを、農業振興部門、学校給食部門、地域包括部門など他部門との事業協力のもと実施する。	健康づくり支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
11	学校給食を教材とした食育推進事業	栄養教諭・栄養士が教職員と連携し、食に関する授業や給食の指導をすることで、学校での食育を進める。また、教職員や調理員などが連携し、保護者を対象とした学校給食にかかる食育推進事業を開催する。	保健給食課
12	安全・安心な学校給食運営事業	安全で安心な給食の提供とともに、学校給食に地場産食材を積極的に取り入れて、こどもたちに生産者への感謝の気持ちや、食事を大切にすることを育む。	保健給食課

④地域での交流機会の拡大

番号	事業名	事業内容	担当課
13	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
14	子ども会育成事業【再掲】	様々な生活体験や社会体験・自然体験や異年齢交流の機会のなかで、こどもの自主性に基づく活動を行う地域の子ども会活動の振興を図るため、校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

⑤非行防止対策の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
15	ふれあいタウン事業	非行を青少年の問題としてだけでなく、地域社会全体の問題として捉え、青少年が非行に巻き込まれるような状況の抑止対策、また、所沢駅周辺の環境浄化を目的とする。所沢駅周辺を週末に定期的に巡回して、青少年に対する声かけなどを行う事業を、日本ガーディアンエンジェルズに委託して実施する。	青少年課
16	青少年健全育成広報・啓発活動事業	青少年が新たな社会の担い手として、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長する社会環境を地域社会が主導して作っていくよう、市民全体に呼びかける。青少年の非行・被害防止及び青少年健全育成に係る街頭啓発活動を市と青少年育成所沢市民会議の主催により、関係団体の協力を得ながら実施する。	青少年課

⑥地域の安全対策の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
17	交通安全教育推進事業	幼稚園、保育園、小中学校及び高齢者施設などにおいて交通安全教室などを実施することによって、交通事故を未然に防ぎ減少させる。また、小学校通学路の危険か所などに交通指導員を配置し、立哨指導を行う。	防犯交通安全課
18	地域安全活動推進事業	犯罪や事件の発生を防止するため、防犯講座、自主防犯団体への防犯資器材の貸出し、啓発事業などを行政と地域が一体となって推進し、市民の安全で安心な生活を確保する。	防犯交通安全課

⑦環境学習の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
19	環境学習推進事業	主にこどもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を促進し、環境を大切に作る心と行動力を育むことを目的に、こどもエコクラブの活動支援や、地球にやさしい学校大賞・地球にやさしいこどもサミットを実施するほか、出前講座などを開催する。	マチごとエコタウン推進課
20	温暖化対策啓発事業	ゼロカーボンシティの実現に向け、市域において温室効果ガスの排出割合が高い民生家庭部門における排出量を削減することを目的に、各種の環境展示会やライフスタイルを見つめなおすきっかけとなるイベント、キャンペーンなどの啓発事業などを行う。	マチごとエコタウン推進課
21	地球にやさしい学校づくり推進事業	児童生徒、教職員の環境意識を高める教育活動を通して、環境に配慮した学校づくりを進めることにより、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、省エネ運動の取組、資源循環活動の取組を行う。	学校教育課

施策の方向2 こどもの誕生前から乳幼児期まで

子育てとはこどもの誕生前から始まっており、子育て当事者が不安や孤立感を覚えず、健康で、自己肯定感とゆとり、そして安心感をもってこどもに向き合えるよう、社会全体で切れ目なく支えていくことが大切です。

特に妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらすことに加え、社会とのつながりが希薄になり、孤立に陥る恐れがあります。こどもの誕生前から乳幼児期に至るまで、子育て当事者が安心して過ごせるよう、地域の関係機関等と連携しながら切れ目のない支援を行う必要があります。また、乳幼児期に一人ひとりのこどもがかけがえのない存在であると認められて健やかに成長していけるよう、こどもの育ちを切れ目なく保障することが重要です。

今後の取組

①母子保健事業の充実

こどもの健やかな成長のため、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、産前・産後ケアをはじめ、不安を抱え孤立する母親等の支援の充実など、当事者に寄り添った継続的な支援を続けていきます。

主な取組事業

①母子保健事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
22	ところっこ子育てサポート事業	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
23	妊産婦健康診査等助成事業	妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進を図り、健康管理の向上を図ることを目的とする。妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付し、委託医療機関において妊婦健康診査を実施する。 また、里帰り出産などによる委託医療機関以外での受診については、助成制度（償還払い）を実施する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
24	母子健康教育・相談事業	妊婦やそのパートナーを対象にプレママクラス（栄養・歯科）、両親学級を実施する。妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかなこどもを産み育てるために妊娠、分娩、育児に関する適切な情報や助言を行う。	こども家庭センター
25	乳幼児健康診査	乳幼児期における疾病や発育発達上の問題の早期発見及び、乳幼児の健康の保持増進を目的とした情報提供や助言など、保護者に対する育児支援（虐待予防の観点も含む）を行う。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの集団健康診査を実施する。市内の委託医療機関において個別健診として、4か月児健康診査、10か月児健康診査を実施する。	こども家庭センター
26	訪問指導事業	母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	こども家庭センター
27	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、親の孤立感や育児負担の軽減、虐待防止につなげる。	こども家庭センター
28	母子保健地区組織活動育成事業	地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。	こども家庭センター
29	妊婦支援給付金事業 妊婦等包括相談支援事業	妊娠期の負担の軽減を図ることを目的として創設された給付金を対象者に給付する。併せて妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠中の身体的・精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う。	こども家庭センター
30	産後ケア事業	産後ケアを必要とする母親に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう市の委託先施設において宿泊型又はデイサービス型によりサービスを提供する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
31	不妊検査費等助成事業	不妊に悩む方が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	こども家庭センター
32	母子歯科保健事業	市内歯科医院でフッ化物塗布を実施することにより、幼児期からかかりつけ歯科医を持つことにつなげ、更にその保護者も一緒に定期的な歯科健診の受診を促し、市民の生涯を通じた口腔の健康の保持・増進を目指す。	こども家庭センター
33	各種予防接種事業(小児)	各種予防接種を実施することで、市民の免疫レベルを高い水準に保ち、感染症の発生・まん延を防止する。	健康管理課

妊娠期から子育て期のみんなを支える **こども家庭センター**

保健センター内にある「こども家庭センター」では、妊産婦や乳幼児の支援窓口と、0歳～18歳までの子育て家庭の支援窓口が一体となり、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に、包括的に切れ目ない相談支援を行っています。

妊娠期 ▶ **出産期** ▶ **乳児期** ▶ **幼児期** ▶ **就学後から18歳未満まで**

＊主な相談支援内容＊

- 妊娠届の受付、母子健康手帳の交付時の相談
- 妊娠中や出産後の心配事に関する相談
- 乳幼児健康診査、こどもの成長や発達に関する相談
- こどもの養育上の不安やかかわり方の相談
- 児童虐待などの相談
- お子さん本人からの相談
- 離乳食の進め方や歯科についての相談



これら以外にも様々な事業、教室、相談支援を行っています。



施策の方向3 乳幼児期～学童期

乳幼児期は、生涯にわたる健やかな成長の基礎を担う重要な時期です。安全・安心な環境の中でこどもが心身ともに豊かに成長できるよう、教育・保育の充実に加え、子育て環境を整備していくことが重要です。

また、幼保小が密接に連携して、地域や家庭環境にかかわらず、すべてのこどもに等しく質の高い教育を保障できるように努めます。

今後の取組

①豊かな心と健やかな身体の育成（乳幼児の発育・発達・成長への支援）

関係機関との連携を図り、地域の身近な場を通じてこどもの健やかな発育・発達を支援し、保護者の抱える不安に寄り添います。

②乳幼児・小児医療の充実

地域において、夜間帯や休日においても初期救急医療体制を構築し、いつでも安心して医療サービスを受けられるように乳幼児・小児医療の充実を図ります。

③教育・保育の量的・質的整備

生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期に、こどもが質の高い教育・保育を受けられるよう整備を進めます。また、保護者の育児と仕事の両立の観点から、ニーズに合った施設利用ができるよう、質と量の充実を図ります。

④子育て支援事業の向上

子育てに悩みや孤独感、不安を抱える保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行い、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できる環境整備を進めます。

また、地域子育て支援事業については、保護者のライフスタイルの変化等に応じて内容の充実や見直しを行い、必要な家庭が適切に事業を利用できるよう検討を進めます。

⑤幼保小の連携強化

すべてのこどもが格差なく質の高い学びを受けられるよう、就学前教育の充実を図るとともに、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携を推進し、円滑な就学への接続を図ります。

主な取組事業

①豊かな心と健やかな身体の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
34	ところっこ親子で楽しむ運動あそび	運動あそびの紹介を通して、こどもたちの成長における正しい生活リズムを身に付けることの大切さを知ってもらい、親としての役割の再認識を促す。	こども支援課
35	ところっこ親子ふれあい絵本事業	絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの大切さを伝え、孤立しがちな家庭と地域がつながる機会を提供するとともに、こどもたちが絵本に親しむことで、こどもたちの健やかな成長を支援する。	こども支援課 こども家庭センター 所沢図書館
36	こども支援センター運営事業（発達支援）	発達障害に関する早期からの支援によってこどもたちが地域で安心して過ごせるよう、未就学児を対象にした児童福祉法に基づく通所支援をはじめ、地域の関係機関や市民を対象にした研修・啓発などをする地域支援、18歳未満を対象にした相談支援を行う。	こども福祉課
37	乳幼児発育・発達相談事業	児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談などの専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、こどもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	こども家庭センター



◀読み聞かせの様子

（ところっこ親子ふれあい絵本事業）



読み聞かせ絵本▶

（ところっこ親子ふれあい絵本事業）

②乳幼児・小児医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
38	子ども医療費助成	医療費の助成を行うことにより、こども（0歳から18歳到達の年度末まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
39	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関による集中的な入院療養を必要とする乳児に対して、医療費の給付を行う。	こども家庭センター
40	小児科救急医療病院群輪番制事業：第二次救急	夜間及び休日・祝日の小児の第二次救急医療を確保するため、所沢市、狭山市、入間市の市民の小児を対象として、三市及び協力医療機関による協定書に基づき、輪番制により第二次救急医療体制の整備を図る。	保健医療課
41	小児急患診療事業：初期救急	安心して子育てができる医療環境を確保するため、市民医療センターが中心的役割を果たし、所沢市域全体で365日すべての時間帯において、小児初期救急医療体制の安定的な提供に努める。	市民医療センター

③教育・保育の量的・質的整備

番号	事業名	事業内容	担当課
42	教育・保育施設等整備事業	就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助、その他の待機児童対策を進めていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
43	指導監査	教育・保育に係る給付費の適正支給を図るため、市の確認を受けた保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所などに対し、定期的に監査を行う。また、保育の質の向上を図るため、市の認可を受けた地域型保育事業所に対し、認可の視点でも定期的に監査を行う。	こども政策課
44	専門相談員の巡回訪問	保育園や幼稚園などの在園児の中で、発達や行動に何らかの心配があるこどもに対し、専門相談員が園の希望により巡回訪問することで、早期発見につながるとともに、こどもにあった支援方法を助言する等、地域の支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
45	保育士の確保	市内の民間保育園などの保育士確保を支援するため、市独自の処遇改善費補助金制度や保育士宿舍借り上げ補助金制度を設け、施設を通じて支給するほか、新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部補助を行う。また、保育士募集情報の市ホームページへの掲載や民間保育施設による合同採用説明会など、様々な取組を行う。	保育幼稚園課
46	子育て関連施設環境改善事業	こどもの良質な成育環境を整備するため、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設のハード面の環境改善を行う。	こども未来部

④子育て支援事業の向上

番号	事業名	事業内容	担当課
47	こども誰でも通園制度の実施	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともにすべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、全自治体で実施となる令和8年度に向け、保護者の就労要件を問わず、保育園等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもが時間単位で保育施設等を利用できる制度を構築する。	こども未来部
48	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
49	病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時期の乳幼児の一時的な預かりを行う。	こども支援課
50	一般型一時預かり事業	保育園などを利用していない家庭において、就労・日常生活の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児に伴う心理的・肉体的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育園などにおいて児童の一時的な預かりを行う。	こども支援課
51	幼稚園型一時預かり事業	幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
52	障害児保育事業	障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費などの補助を行う。	保育幼稚園課
53	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課
54	特別保育事業費補助事業	仕事と子育ての調和を支援し、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため、民間保育園などを対象に、特別保育事業の実施に必要な人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課

⑤幼保小の連携強化

番号	事業名	事業内容	担当課
55	就学相談事業	就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
56	幼児教育研修会	幼児教育と小学校教育の接続や幼稚園教育要領、学習指導要領などの改訂の動向、幼児期の発達への理解と支援方法を学ぶ。	学校教育課
57	幼児教育振興協議会によるスムーズな接続	相談活動を含め、関係者、保護者への啓発・支援を行う。 「小1プロブレム」などの問題解消を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携を進める。	学校教育課

施策の方向4 学童期～思春期

学童期は、こどもにとって心身が大きく成長し、自己肯定感や社会性等を育む時期です。こどもが様々な経験を重ねて成長したり、他者との関わりの中で自主性や協調性を身に付けたりできるよう、安全・安心な居場所を確保することが重要です。

また、思春期は自分の存在に対して葛藤を抱えたり、交友関係に悩んだりする繊細な時期でもあります。こどもが自己肯定感を高めることができるよう、家庭や地域、学校等においてその成長を見守り、支えることが大切です。

今後の取組

①学ぶ力の向上、人的配置の充実

学校において質の高い教育とその指導・運営体制を充実させるために、教職員への教育やICT環境の整備等を進めます。多様な背景を持つあらゆるこどもが共に学ぶことができるよう、地域特性に合わせた学校環境・教育内容の整備に取り組みます。

②放課後児童対策の充実

民設民営児童クラブの新設や既存施設の改修による定員拡大の実施や、学校や地域等と連携し、こどもが放課後を安全・安心に過ごすことができ、こどもや保護者のニーズに応じたより良い居場所づくりを、こどもの視点に立って進めます。

③いじめ・不登校などへの取組の充実

いじめはこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを啓発し、自分と他者の大切さを認めることができるよう働きかけることで、いじめの未然防止を推進します。加えて、相談員の相互連携や専門機関等との連携を強化するほか、普段からいじめを起こさない学校・学級づくりを進めます。

④こどもたちの安全で安心な居場所づくり

こども・若者が安全・安心に過ごせる居場所を多く持つことができるよう、こども・若者の声を聴きながら、既存施設の拡充や新たな居場所の確保を進め、必要なこどもに情報が届くよう情報提供を強化します。また、こども食堂をはじめとした地域につくられた多様な居場所の運営支援に取り組みます。

主な取組事業

①学ぶ力の向上、人的配置の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
58	ところん学力向上プロジェクト事業	市内小中学生が、これからの時代を生き抜いていくために必要な「未来を切り拓く力」を身に付けられるよう、「認知能力の向上」「非認知能力の育成」、「言語活動の充実」の3つを柱として、児童生徒の学力向上を図る。	学校教育課
59	確かな学力定着事業	児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせるため、埼玉県学力・学習状況調査だけでなく市独自の学力調査を行い、その活用方法についての研修会などを実施。児童生徒一人ひとりの評価資料を得て、その分析を指導に活かす。	学校教育課
60	特色ある学校づくり支援事業	小・中学校が、地域の環境や人材を活かし、創造性あふれる教育課程を実施するため、学校教育目標の具現化についての指導・助言を行う。「総合的な学習の時間」「生活科」などにおける郷土の資源を活かした昔遊びや農業体験など、体験活動の充実を図る。	学校教育課
61	学習支援員配置事業	原則として教員資格を有する人材を市立小・中学校に学習支援員として配置し、少人数指導など個に応じた指導の充実を図る。学校の実情に応じて、授業における教科指導補助、少人数指導時の補助などを行う。	学校教育課
62	「ところん のびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業	教育センター等を会場に、地域の教育力を活用した学習の機会を設けることで算数の基礎学力向上を図り、学習意欲の向上及び中1ギャップ解消の一助とする。また、学生ボランティアにサポーターを担ってもらうことで、こども・若者の社会参加も促す。	学校教育課
63	資質向上事業	市内小・中学校の教員の経験やニーズに応じた研修を推進し、本市教育の振興に資するため、年次経験者研修支援、フレッシュマンセミナー、ミドルリーダー研修員研修、校内研修の指導者派遣、各種研修会の実施などを行う。また、ライフステージに合った研修会を計画的に進める。	教育センター

番号	事業名	事業内容	担当課
64	英語指導助手派遣事業	英語指導助手を派遣し、中学校英語教育の充実を図るとともに、外国語教育の小中連携を推進する。また小学校外国語支援員との連携を図り、授業の充実を図る。	教育センター
65	ICT推進事業	こどもの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するため、ICT機器の効果的な活用を推進するとともに、ICT環境整備と研修会の充実を図り、主体的に情報化社会に参画できるように支援を行う。	教育センター
66	日本語サポーター派遣事業	日本語の理解が困難な外国籍または帰国児童生徒に対して、学校生活に適應できるよう、基本的な日本語や生活習慣等を身に付けるための支援を行う、日本語サポーター派遣を行う。	教育センター

ところんのびのび塾 算数基礎学力向上プロジェクト

所沢市教育委員会では、地域の教育力を活用し、所沢市のこどもたちの学力向上及び学習意欲の向上を図るため、令和5年7月から算数基礎学力向上プロジェクトを立ち上げました。

算数基礎学力向上プロジェクト「ところんのびのび塾」、通称『ところん算数のびのび塾』では、小学校算数の基礎的な計算力のボトムアップに焦点を絞って開催しています。

また、こどもたちの学習サポート役として学生ボランティアを募集し、学生と地域のつながりづくりにも貢献しています。



②放課後児童対策の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
67	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
68	放課後子ども総合プラン推進事業	「放課後児童対策パッケージ」(こども家庭庁・文部科学省発出)に基づき、放課後児童クラブとほうかごところの2つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを図ることによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討を進める。	青少年課 学校教育課
69	放課後支援事業「ほうかごところ」	放課後のこどもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢のこどもたちとの交流を促進すること、地域住民によるこどもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課



～ 中富ほうかご広場（放課後子ども総合プラン推進事業）の様子 ～

③いじめ・不登校などへの取組の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
70	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
71	学校人権教育啓発資料発行事業	小・中学校における人権教育を推進し、互いの人権を尊重できる豊かな人間性を醸成するため、人権文集を発行・配布して活用する。	学校教育課
72	健やか輝き支援事業	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
73	教育相談事業	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クwest」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター
74	いじめ未然防止対策事業	先進的な取組を行っている教育行政機関の事例を参考に、市独自の予防的プログラムを構築し、いじめの未然防止を推進する。	学校教育課
75	誰一人取り残されない不登校児童生徒学習支援事業(校内教育支援センターの整備)	不登校児童生徒の多い小・中学校に校内教育支援センターを順次設置し、同センターに配置する校内教育支援サポーターが児童生徒への支援を行う。	学校教育課

④こどもたちの安全で安心な居場所づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
76	居場所に関する情報提供	こども・若者が地域とつながり、一人ひとりが居場所を持てるよう、市の公式 LINE アカウント「こども・若者情報チャンネル」を活用し、居場所づくりにつながる情報を配信する。	こども政策課

番号	事業名	事業内容	担当課
77	こども・若者の意見の聴き取り	市の公式LINE アカウント「こども・若者情報チャンネル」を活用するなどし、居場所づくりに関するこども・若者の意見の聴き取りを行い、ニーズ把握に努める。	こども政策課
78	こども食堂等への支援	こどもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生を図るため、所沢市社会福祉協議会と連携し、「こども食堂」、「無料学習塾などの学習支援教室」、「プレーパーク」などのこどもの居場所を運営するNPO 法人やボランティア団体等を支援する。また、給食用食材のうち、感染症等の流行に伴う学級閉鎖等によりこども食堂へ提供可能となった冷凍食品について、所沢市社会福祉協議会と連携して寄附を行う。	こども政策課 青少年課 保健給食課
79	児童館運営事業	18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
80	子ども広場設置・整備費補助金	地域児童の健全な育成を図るため、自治会などが子ども広場を設置又は整備した場合、自治会などからの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	青少年課
81	中高生の居場所支援	主に中高生世代のこどもが気軽に集まれる場を設置するとともに、こどもに関する情報の広報啓発活動を行う。	青少年課
82	身近な公園の整備	都市の中にみどりとオープンスペースを確保し、児童の遊び場や世代を超えて利用できるコミュニティの拠点となる身近な公園の整備を行う。	公園課
83	ところん自習室開設事業	こども・若者に対する学習の機会を提供するため、また、児童・生徒・学生が自由に安心して自主学習に取り組める居場所となることを目的とし、見守りスタッフが常駐する放課後自習室を月・水・金の放課後に設置する。	社会教育課

P99 「③いじめ・不登校などへの取組の充実」に向けた取組
～トコロんカフェ「紡ぎ」～

「お子様の登校にお悩みの保護者様のつながりを紡ぎたい。」その思いから、所沢市教育委員会が主催する不登校児童生徒及びその保護者のつどいが「トコロんカフェ『紡ぎ』」です。



<これまで行ってきた企画>

こどもへの支援をテーマにした心理士による講演会、所沢市教育支援センター「クウェスト」の紹介、近隣の高等学校の先生方による中学校卒業後の進路に関する情報提供、不登校に関する悩みがある児童生徒やその保護者をサポートしている市内の支援団体による活動紹介など。

<参加にあたって>

お子様の登校にお悩みの保護者の方はぜひ参加をご検討ください。令和6年度は5回の「トコロんカフェ『紡ぎ』」を実施しました。開催の予定は所沢市ホームページと学校ほっとメールでお知らせしています。事前の申し込みをお願いしております。

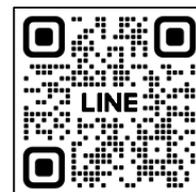
P99 「④こどもたちの安全で安心な居場所づくり」に向けた取組

こども・若者、子育て家庭の居場所に関する情報を配信しています

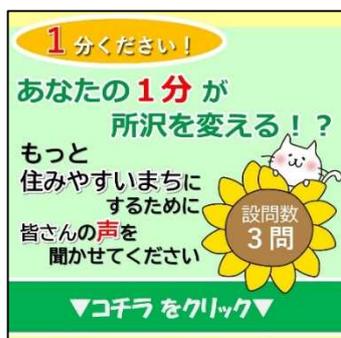
所沢市公式LINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」では、こども・若者や子育て家庭の居場所に関する情報を配信しています。

- ◆学習場所の案内
- ◆地域のイベントの案内
- ◆地域のボランティアの案内
- ◆地域の子育て講座・教室の案内 など

友だち登録は
こちらから！



また、所沢市をもっと住みやすいまちにするために、LINEにてご意見を伺う取組もしています。ぜひ「友だち」に登録してください。



▲
配信画像イメージ

施策の方向5 思春期～青年期

思春期には、性的な成熟が始まることから身体的にも精神的にも変化が伴い、また、青年期には成人期への移行を前に社会的な役割や責任に不安を感じ、不安定になりやすい時期です。こどもに寄り添い、こども本人やその周囲の人間が安全・安心に生活できる環境の整備が重要です。

今後の取組

①思春期の悩みや不安へのサポート

様々な不安や悩みを抱えるこどもが自らSOSを発信しやすくなるように、様々なツールの活用や多様な相談方法を整備していきます。また、こどもからのSOSを見逃さず迅速に受け止められるよう、学校や関係機関等と連携して見守り体制を構築し、適切な支援につなげられるように努めます。

主な取組事業

①思春期の悩みや不安へのサポート

番号	事業名	事業内容	担当課
84	子ども・若者支援ガイド	こども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、様々な悩みを抱えるこども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
85	青少年相談員協議会補助金	青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行う。	青少年課
86	思春期こころの健康相談	自殺率の高い若年層のうち、精神疾患の発症リスクが増える高校生及びその家族を対象とした精神科医師による相談会を定期的を実施する。	健康管理課
87	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置【再掲】	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課

番号	事業名	事業内容	担当課
88	健やか輝き支援事業【再掲】	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
89	教育臨床研究エリア相談窓口	非行やいじめ問題の解決、就学相談等への初期対応や連携を行うため、学校からの相談への対応、非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施等を推進する。	学校教育課
90	いじめホットライン	いじめ相談の直通専用電話を開設し、いじめに対する専門的な相談に対応するとともに、問題解決のため学校などとの連携を図る。	学校教育課
91	いじめ未然防止対策事業【再掲】	先進的な取組を行っている教育行政機関の事例を参考に、市独自の予防的プログラムを構築し、いじめの未然防止を推進する。	学校教育課
92	相談体制の充実	こどもの成長段階に応じた様々な問題を解決するため、こどもや保護者との面談、観察を行うことを目的として、各小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、個々の相談を行う。併せて、学校経営アドバイザーからの指導・助言を踏まえ、各小・中学校の支援を行う。また、大学との連携により大学生・大学院生を各小・中学校に派遣し、児童生徒を支援する。	学校教育課 (各小中学校)
93	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クウェスト」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

施策の方向1 すべての子育て家庭への支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加といった社会環境やライフスタイルの変化の中で、経済的不安や子育ての悩み、孤立感といった悩みを抱える子育て当事者が懸念されます。子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を強化し、適切な支援を受けながら、過度な使命感や負担を背負うことなく、ゆとりを持って安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

今後の取組

①健全な家庭づくり

保護者に多様な体験や家庭教育について学ぶ機会を提供し、様々な視点から子育てについて考えることで、子育てへの自信をつけてもらったり、新しい視点を身に付けてもらったりするきっかけとなるよう取組を進めます。

②子育て情報の提供・相談事業の充実

様々なツールを活用して必要な人のもとに適切に子育てに関する情報を発信し、受け取ってもらえるよう情報発信方法等の検討を進めます。また、多様化する保護者の悩みに適切に対応できるよう、保護者に寄り添った相談支援の充実に努めます。

③経済的支援の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠から就学に至るまで切れ目なく幅広い経済的支援に取り組みます。また、必要なサービスを適切に利用できるよう、様々な媒体や機会をとらえて情報発信を行い、支援につなげられるように周知を図ります。

主な取組事業

①健全な家庭づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
94	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
95	ところっこ親子ふれあい絵本事業【再掲】	絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの大切さを伝え、孤立しがちな家庭と地域がつながる機会を提供するとともに、こどもたちが絵本に親しむことで、こどもたちの健やかな成長を支援する。	こども支援課 こども家庭センター 所沢図書館
96	保護者の一日保育者体験	保育施設に在園中の児童の保護者が一日保育園で過ごし、我が子だけではなく多くのこどもたちとも関わり、遊びにも加わることで、保育者として体験する機会を提供する。	保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
97	子育て世帯ホームヘルプ事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	こども家庭センター
98	家庭教育推進事業	各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。また、保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、小学校入学を控えた保護者に対し、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施やリーフレットの配布等を実施する。	社会教育課 各まちづくりセンター

地域で子育てを応援！

地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

◆地域子育て支援センターとは？

市内に27か所あり、親子で楽しい催し物への参加やスタッフに子育ての悩みを相談できる、地域で子育てを応援する場です。

対象は、0歳から就学前までのお子さんと保護者です。（こども支援センターの子育て支援エリアは、4歳未満のお子さんと保護者が利用できます。）

◆どんなことができるの？

ひろばでは親子で自由に遊ぶことができ、季節に応じた子育てに関する催し物に参加できます。例えば、絵本の読み聞かせや身体測定、体操、手遊び、カードの製作など、センターによって子育てに役立つさまざまな催し物があります。

また、子育ての相談をすることもできます。

◆子育ての悩みや不安ありませんか？

「イヤイヤ期ってどう対応すればいいの？」「こどもとどう関わったらいいの？」など、なんでもお気軽にご相談ください。

◆ぜひお気軽に地域子育て支援センターへ

子育てに役立つ離乳食教室や年齢別による仲間づくりの場などいろいろな講習や交流の場などにも参加できます。

子育て仲間との出会いがいっぱいです。子育てに関する情報共有や息抜きに、地域子育て支援センターに遊びにきませんか？



～ ひろばで相談 ～



～ 絵本の読み聞かせ ～

②子育て情報の提供・相談事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
99	配偶者暴力相談支援センター事業	重大な人権問題である配偶者等からの暴力（DV）被害者に対し、DVにより命や生活の安全を脅かされる状況を解消し、社会の中で自立して生活していけるよう、必要な支援を行う。	企画総務課
100	女性の生き方に関する相談事業	男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でも聞きます相談を実施する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)
101	DVに関する相談事業	電話又は面接により、DV被害者の相談に応じ、助言・情報提供などを行い、必要に応じ、関係機関の紹介や連絡調整を行うことにより、被害者自らの意思に基づき、安全で安心な生活を送ることができるよう支援する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)
102	子育て情報提供事業	妊娠から子育て期までの情報を切れ目なく提供するため、市が実施する子育て支援に関する制度やサービス、相談機関、関連施設などの情報を掲載した冊子（子育てガイドブック）を作成する。また、市の公式LINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」を活用し、子育てに関連する情報を配信する。	こども政策課
103	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
104	ところっこ子育てサポート事業【再掲】	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
105	児童家庭相談事業	こどもに関する様々な相談に応じ、個々のこどもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、こどもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
106	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クwest」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

③経済的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
107	交通遺児対策事業	交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給し、その福祉の増進を図る。	防犯交通安全課
108	児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、0歳から18歳到達の年度末までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。	こども支援課
109	子ども医療費助成【再掲】	医療費の助成により、こども（0歳から18歳到達の年度末まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
110	子育てのための施設等利用給付事業	幼児期の教育及び保育の機会を確保し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、主に3歳児クラスから5歳児クラスのこどもを対象に、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用料を、一定額を上限に支給する。	こども支援課 保育幼稚園課
111	放課後児童クラブ子育て支援事業	放課後児童クラブ利用世帯のうち、多子世帯や低所得世帯等に対して、放課後児童クラブ保育料の減額や免除を行うことにより、子育て世帯の支援を図る。	青少年課
112	妊婦支援給付金事業 妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊娠期の負担の軽減を図ることを目的として創設された給付金を対象者に給付する。併せて妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠中の身体的・精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
113	出産育児一時金	所沢市国民健康保険の被保険者の出産に際して、一時金の支給を行う。	国民健康保険課
114	未就学児に係る均等割額の軽減措置 産前産後に係る所得割額・均等割額の軽減措置	未就学児に係る国民健康保険税 均等割額を半額とする。 出産被保険者に係る国民健康保険税 所得割額および均等割額を軽減する。	国民健康保険課
115	保護者負担軽減補助金	小中学校において保護者が負担する教育活動に必要な経費の一部を学校に補助金として交付することで、保護者の負担を軽減するとともに、教育内容に応じた学校独自の運用を図る。	教育総務課
116	小中学校給食費補助事業	保護者が負担する小中学校給食費を補助することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	保健給食課

施策の方向2 就労と子育ての両立

共働き世帯の増加やフルタイムで働く女性の増加が今後も見込まれ、就労と子育ての両立に困難を抱える保護者への支援が喫緊の課題となっています。就労と子育ての両立に向けて、多様な働き方に合わせた子育て支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や理解促進に向けて取組を進めます。

今後の取組

①子育て支援体制の充実

多様化する保護者のライフスタイルやニーズに合わせて、必要なサービスを必要な時に利用できるよう、体制強化と子育て支援サービスの充実を図ります。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

多様で柔軟な働き方を選択でき、夫婦が互いに協力しながら子育てができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、就労と育児が両立しやすい環境整備に向けて意識醸成を図ります。

主な取組事業

①子育て支援体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
117	教育・保育施設等整備事業【再掲】	就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助、その他の待機児童対策を進めていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
118	ファミリー・サポート・センター事業	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
119	緊急サポート事業	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
120	幼稚園型一時預かり事業【再掲】	幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課
121	ところっこ子育てサポート事業【再掲】	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
122	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課

番号	事業名	事業内容	担当課
123	児童館運営事業 【再掲】	18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
124	時間外保育事業 【再掲】	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課

②ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業内容	担当課
125	ふらっと企画講座実施事業	より多くの方に向けて男女共同参画への理解と意識の向上を図るため、男女共同参画に係る講座・研修・講演会などの開催を行う。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)
126	男女共同参画推進センターふらっと運営事業	男女共同参画に係る学習・相談・交流・情報の場を提供するとともに、できるだけ多くの方に男女共同参画への理解と意識の向上を図ることを目的とし、施設（会議室・研修室・生活工房室）、印刷機、男女共同参画に関する図書・ビデオ・DVDの貸出を行う。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)

施策の方向3 地域の子育て支援事業の充実

子育てが家庭が安全・安心に地域で暮らすために、地域ぐるみで子育てを支えていく必要があります。地域における関連機関等が密接に連携し、切れ目のない支援を行い、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。

今後の取組

①地域の体制づくり

市民に身近な地域において子育て支援体制の充実を図り、子育て当事者に寄り添った支援を強化します。

②子育てバリアフリーの推進

こどもや子育て家庭の視点に立ち、安全・安心で子育てしやすいまちづくりに向けて地域のバリアフリー化を進めます。

主な取組事業

①地域の体制づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
127	自治会等応援事業	安心して快適に暮らせる地域社会を実現するために、地域で重要な役割を担う自治会等の活動支援や、報奨金の交付を行うとともに、地域住民の自治会等への加入と参加を促進するために、自治会等の活動の PR、転入者への働きかけなどを行う。	地域づくり推進課
128	地域福祉推進事業	コミュニティ活動の活発化や、地域での支え合いがさらに進むよう、地域に必要な機能・取組などについて地域福祉計画に示していく。また、地域福祉推進委員会で、計画の進行管理及び評価を行い、計画の円滑な推進を図る。	地域福祉センター
129	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
130	パパ・ママ応援ショップ事業	子育て世帯等が、県内協賛店でカードを提示することで、商品の割引などのサービスが受けられる市と埼玉県の中事業。地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「こどもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを進めることを目的とする。	こども政策課
131	赤ちゃんの駅事業	授乳やおむつ替えのスペースの提供が可能な保育園、まちづくりセンター、児童館等の市内の施設を「赤ちゃんの駅」として設置する。埼玉県においても県内の民間施設を含めて同事業を実施しており、地域、企業、行政が一体となって乳幼児を抱える子育て家庭が安心して外出できることを目指す。	こども政策課
132	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
133	緊急サポート事業 【再掲】	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
134	母子保健地区組織活動育成事業【再掲】	地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。	こども家庭センター
135	コミュニティ・スクール導入事業	学校・家庭・地域が学校教育目標のビジョンを共有し、社会総がかりでこどもたちを育むことを目指すため、令和7年度よりコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を全校実施する。	学校教育課

②子育てバリアフリーの推進

番号	事業名	事業内容	担当課
136	ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが参加しやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、心のユニバーサルデザインも推進するため、ユニバーサルデザインのさらなる周知に取り組む。	企画総務課
137	交通バリアフリー推進事業	妊婦や高齢者及び障害者をはじめとした全ての人が、公共交通機関などを利用した移動にあたって、利便性及び安全性向上を促進するため、策定した「所沢市交通バリアフリー基本構想」に基づき、特定事業の進捗状況を管理し、市のHPで情報提供を行うことにより、誰もが移動しやすいまちづくりの促進を目指す。	都市計画課

施策の方向1 こどもの貧困対策

貧困によって学習機会や社会参加の機会が得られない、進学を断念するといった状況に置かれているこどもがいます。こどもの貧困はこどもの権利を侵害する社会的孤立にもつながる深刻な課題です。その背景には様々な社会的要因があるという認識を共有し、こどもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのないよう貧困の解消と世代を超えた貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

今後の取組

①生活支援の充実

子育て家庭の日々の生活を安定させるために、経済的支援と連携して生活基盤を支えるための取組の充実に努めます。

②こどもの保護者の就労支援

子育て当事者の経済基盤を安定させる観点から保護者の就労支援に取り組み、所得の増加、生活の安定と向上を図ります。

③経済的支援

支援が必要な子育て家庭が地域で孤立することのないよう、必要な経済的支援を整備し、必要な家庭が適切に利用できるよう周知を図ります。

主な取組事業

①生活支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
138	生活困窮者自立促進支援事業	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、相談支援、住居確保給付金の支給、学習支援、家計改善支援、居住支援、就労準備支援などの支援を行う。	生活福祉課
139	こども食堂等への支援【再掲】	こどもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生を図るため、所沢市社会福祉協議会と連携し、「こども食堂」、「無料学習塾などの学習支援教室」、「プレーパーク」などのこどもの居場所を運営するNPO法人やボランティア団体等を支援する。また、給食用食材のうち、感染症等の流行に伴う学級閉鎖等によりこども食堂へ提供可能となった冷凍食品について、所沢市社会福祉協議会と連携して寄附を行う。	こども政策課 青少年課 保健給食課

番号	事業名	事業内容	担当課
140	子育て短期支援事業	保護者の疾病、入院、看護、出産、育児疲れ等により、18歳未満の児童の養育が一時的に困難になった際に、里親宅等に児童を預け、一定期間養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	こども家庭センター

②こどもの保護者の就労支援

番号	事業名	事業内容	担当課
141	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
142	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課

③経済的支援

番号	事業名	事業内容	担当課
143	ひとり親家庭等医療費助成	医療費の助成を行うことにより、こども（0歳から18歳到達の年度末または20歳になる前日まで）とひとり親等及び寡婦の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
144	児童扶養手当	母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
145	育英奨学金・遺児奨学金（高等学校など）	高等学校等に在学し経済的理由により修学困難な生徒に対し育英奨学金を、また不慮の災難等により保護者を失い、経済的理由により修学困難な生徒に対し遺児奨学金を支給し、勉学の機会を与え、有能な人材を育成する。	こども支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
146	入学準備金貸付（大学・高等学校など）	教育の機会を等しく確保するため、大学・高等学校等への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	こども支援課
147	子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業	生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する。また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する。	保育幼稚園課
148	就学援助(小・中学校)	経済的な理由により、こどもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、申請に基づき必要な費用の一部を援助する。	教育総務課 保健給食課

所沢市あったかサポートセンター

所沢市あったかサポートセンターでは、ご本人が抱えている問題をお聞きし、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた継続的な支援を実施しています。

○支援内容

自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業
※所沢市あったかサポートセンターは、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等を行う相談機関として所沢市が委託し、所沢市社会福祉協議会が運営しています。

こどもの居場所づくりが広がっています

NPO 法人やボランティア団体等によるこどもの居場所づくりが広がっています。人とのつながりや教育・体験の機会を通じてこどもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生などの役割も担っています。

◆こども食堂

地域の人々が主体となり運営し、こどもが安心して利用することができる無料または低額の食堂です。

経済的に苦しい家庭のこどもだけではなく、夜一人で食事をしているこどもや、忙しくて食事を作るのでできない家庭、地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、顔の見える関係を作っています。

◆学習支援教室

経済的に苦しい家庭のこどもへの学習支援は、勉強を教えるだけでなく、ときには家庭も支えつつ、こどもが安心して過ごせる居場所を確保しながら行われています。

◆プレーパーク

地域住民や行政などが協働しながら、禁止事項を減らし、こどもたち自身が想像力で工夫して、遊びを作り出す、こどもたちがのびのび遊べる場所です。

施策の方向2 児童虐待対策

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残す決して許されない権利の侵害です。近年、児童虐待の相談対応件数が増加しており、全国的には痛ましい死亡事案も発生していることから、こどもを虐待から守る取組の推進が喫緊の課題です。

また、児童虐待には子育て家庭の抱える多様な生活課題や困難が背景にある場合が多いことから、関連機関等との連携強化、地域の身近な子育て支援の充実、相談体制の構築等を行い、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進める必要があります。

今後の取組

①児童虐待の防止対策

特に支援を要する子育て家庭の情報やこどもや家庭から発されるSOSを素早くキャッチし、できる限り早期に対応できるよう、こども家庭センターを中心に地域の関係機関等とのネットワークを強化し、継続的な支援に取り組みます。

主な取組事業

①児童虐待の防止対策

番号	事業名	事業内容	担当課
149	配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】	重大な人権問題である、配偶者等からの暴力（DV）被害者に対して、DVによって命や生活の安全を脅かされる状況を解消し、社会の中で自立して生活していけるよう、必要な支援を行う。	企画総務課
150	要保護児童対策地域協議会による活動	児童虐待の未然防止及び虐待を受けているこどもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	こども家庭センター
151	養育支援訪問事業	子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や養育支援が特に必要な家庭に対して、養育能力の向上及び養育環境の改善を目指すために、保育士や助産師による訪問支援を実施する。	こども家庭センター
152	訪問指導事業【再掲】	母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	こども家庭センター
153	各健診未受診者把握事業	健診該当期間を過ぎても受診のなかったこどものうち、他市町村・他機関での受診を確認できなかったこどもについて状況把握を行い、必要な家庭について継続支援を行う。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
154	オレンジリボンキャンペーン	オレンジリボン運動を通してこどもの虐待の現状を伝え、多くの方にこども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指し、周知啓発の取組を実施する。	こども家庭センター
155	児童家庭相談事業【再掲】	こどもに関する様々な相談に応じ、個々のこどもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、こどもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども家庭センター
156	児童虐待防止対策事業	児童虐待の未然防止及び虐待を受けているこどもに迅速かつ的確に対応するために、関係機関と連携を図り、適切な支援を実施する。また、事例検討会、研修会を通し関係機関と相互の意識共有をし、対応スキルの向上を図る。	こども家庭センター

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



市庁舎1階市民ホール



保健センター1階エントランス

施策の方向3 ひとり親家庭等への支援

仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭等は経済的困窮に加え育児・家事等の負担等の大きさから、時間的にも精神的にも十分なゆとりが確保できず、子育てに困難を抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭等の抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、当事者に寄り添った多様な支援を進める必要があります。

今後の取組

①ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が地域で安心して安定した生活を送ることができ、こどもにとって不利益が生じることのないよう、相談体制の強化や、就労や生活、子育てに関する支援を総合的に提供し、当事者に寄り添った支援を進めます。

主な取組事業

①ひとり親家庭等への支援

番号	事業名	事業内容	担当課
157	ひとり親家庭等からの相談	ひとり親及び寡婦への自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。	こども支援課
158	高等職業訓練促進給付金【再掲】	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
159	自立支援教育訓練給付金【再掲】	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課
160	自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、母子及び父子の状況や求めに応じた自立及び就労を支援するためのプログラムを策定、ハローワークと連携し、就労支援などを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	こども支援課
161	児童扶養手当【再掲】	母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
162	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	医療費の助成を行うことにより、こども（0歳から18歳到達の年度末または20歳になる前日まで）とひとり親等及び寡婦の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
163	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター等利用費助成事業	ファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンターの利用費を半額（月上限あり）助成し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及び仕事と育児の両立を支援する。	こども支援課

施策の方向 4 ヤングケアラーへの支援

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、あるいは交友関係等に影響が出てしまうことが大きな問題となっています。

ヤングケアラーは発見が困難で問題が顕在化しにくいいため、関係機関等の連携強化を図り、早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。当事者のこどもに寄り添い、その家族への適切な支援を提供できるよう取組を進めます。

今後の取組

①ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進

ヤングケアラーは当事者であるこどもや家族に自覚がない場合があることから、ヤングケアラーの抱える困難への理解や問題意識を持てるように、ヤングケアラーに関する正しい知識の周知啓発を図ります。

②ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

ヤングケアラーの早期発見・早期対応のために、市内の関連機関等と連携して多様な視点からヤングケアラーを発見する必要があります。また、悩みや困難を抱えるヤングケアラーが気軽に相談できる窓口を設けるなど、体制の充実を図ります。

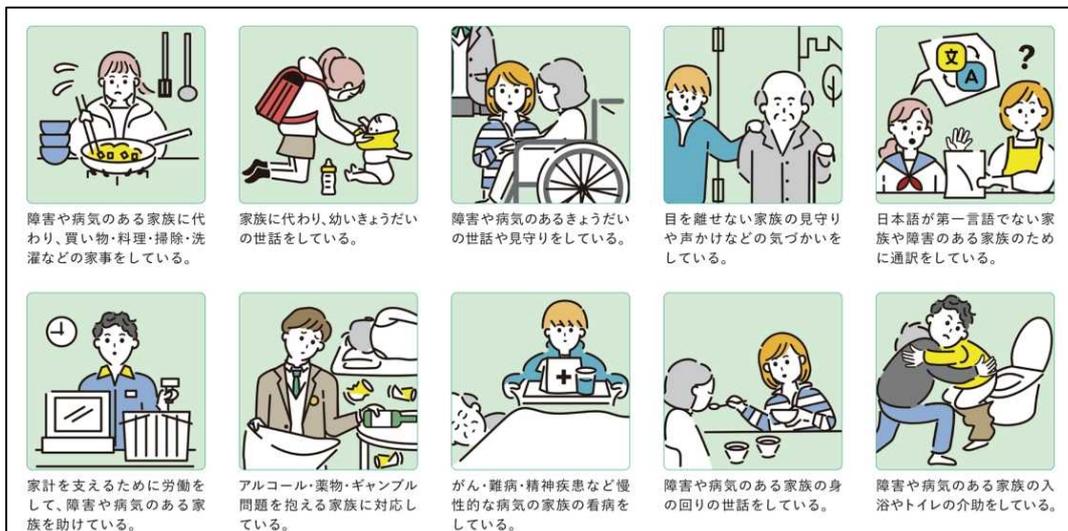
知っていますか？ヤングケアラーのこと

ヤングケアラーの中には、責任や負担の重さにより、日常生活に影響がでてしまう子もいます。一方で、本人に自覚がなくなかなか支援につながりにくいという課題があります。

ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげられるよう、気付きの視点や支援につなぐ際のポイント、関係機関などをまとめた「ヤングケアラー支援マニュアル」を作成しています。



市ホームページ
2次元コード



主な取組事業

①ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進

番号	事業名	事業内容	担当課
164	ヤングケアラー支援マニュアルの運用	ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげるために、ヤングケアラーに関する基本的な内容をまとめた所沢市ヤングケアラー支援マニュアルについて、関係機関への周知啓発を図るとともに、実践的なマニュアルとなるよう適宜見直しを図っていく。	こども政策課
165	要保護児童対策地域協議会による活動【再掲】	児童虐待の未然防止及び虐待を受けているこどもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	こども家庭センター
166	オレンジリボンキャンペーン【再掲】	オレンジリボン運動を通してこどもの虐待の現状を伝え、多くの方にこども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指し、周知啓発の取組を実施する。	こども家庭センター
167	ケアラー月間の啓発	毎年11月を「ケアラー月間」として、ヤングケアラーの理解促進と啓発の取組を実施する。	こども家庭センター

②ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
168	児童家庭相談事業【再掲】	こどもに関する様々な相談に応じ、個々のこどもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、こどもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども家庭センター
169	児童虐待防止対策事業【再掲】	児童虐待の未然防止及び虐待を受けているこどもに迅速かつ的確に対応するために、関係機関と連携を図り、適切な支援を実施する。また、事例検討会、研修会を通し関係機関と相互の意識共有をし、対応スキルの向上を図る。	こども家庭センター
170	子育て世帯ホームヘルプ事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
171	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援 【再掲】	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区 民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センタ ー

施策の方向5 障害などのあるこどもへの支援

特別な支援を必要とするこどもとその家族は、周囲から十分な理解を得られず地域から孤立してしまう恐れがあります。こどもの発達について不安や悩みを抱える子育て家庭を早期発見・早期支援につなげられるよう、関係機関等と連携して見守りを強化し、包括的に子育て家庭を支えます。

また、こどもの成長に応じた当事者に寄り添った支援の充実を図り、障害の有無にかかわらず安心して地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。

今後の取組

①配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実

障害のあるまたはその疑いのあるこどもや日本語の理解が困難な外国籍のこどもなど、配慮の必要なこどもに対して、一人ひとりのニーズに応じた学びを提供するために、合理的な配慮や教員の確保及び質の向上を進め、地域の特別支援教育の充実を図ります。

②障害児通所支援の充実

発達に何らかの不安や障害のあるこどもが日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、事業を営む団体等への支援の拡充を図ります。

③支援体制の確保

こどもとその家庭の状況に合わせた適切な支援を行うために、関係機関等と連携した切れ目のない支援体制の充実と、アウトリーチ型支援の充実を図ります。

主な取組事業

①配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
172	特別支援教育支援員等配置事業	特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級などの設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課

番号	事業名	事業内容	担当課
173	特別支援教育の充実	<p>特別な教育的支援を必要とするこどもについて、個々の教育的ニーズを把握して支援を行うため、特別支援学級、通級指導教室の計画的設置、特別支援コーディネーターと連携しながら支援体制の整備、特別支援教育支援員及び心身障害児介助員の配置・研修会の実施、面接、電話、訪問などでの教育相談と学校職員への支援を行う。</p> <p>※特別支援学級…知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、弱視学級、病弱学級（院内学級）難聴特別支援学級</p> <p>※通級指導教室…通常の学級に在籍しながら、障害の特性に合わせた指導を行う教室。（発達・情緒障害、難聴・言語障害）</p>	学校教育課
174	発達障害・情緒障害通級指導教室の充実	<p>発達障害・情緒障害を持つ児童生徒への専門的な支援と整備体制を充実するため、小・中学校に通級指導教室の充実を図り、必要に応じて各学校に指導・助言を行う。</p>	学校教育課
175	特別支援教育専門家チーム委員会の充実	<p>市立小・中学校の要請に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断及び教育的対応の助言を学校に対して行うため、小・中学校管理職、心理などの専門家、医師などによって構成された専門家チーム委員会により定期的な委員会の開催を行う。</p>	学校教育課
176	日本語サポーター派遣事業【再掲】	<p>日本語の理解が困難な外国籍または帰国児童生徒に対して、学校生活に適應できるよう、基本的な日本語や生活習慣等を身に付けるための支援を行う、日本語サポーター派遣を行う。</p>	教育センター

②障害児通所支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
177	障害児通所支援事業	就学前の障害児が日常生活の基本動作の訓練等を行う児童発達支援を受けた場合や、就学後の障害児が放課後等に集団生活訓練等を行う放課後等デイサービスを受けた場合等に、通所支援事業所に対して障害児通所給付費を支給する。	こども福祉課
178	松原学園の運営事業	就学前の障害児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、地域の障害児やその家族への相談、地域の支援者への援助・助言などを行う地域支援事業を実施する。	こども福祉課
179	かしの木学園の運営事業	就学前の障害児（主に重症心身障害児）が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、在園児の保護者の交流を目的とした保護者交流会やきょうだい児のサポートなどの自主事業も行う。	こども福祉課



～ 屋外での様子（松原学園）～



～ 屋内での様子（松原学園）～



～ 吊るし遊具あそび（かしの木学園）～



～ ポールプールあそび（かしの木学園）～

③支援体制の確保

番号	事業名	事業内容	担当課
180	こども支援センター 運営事業（発達支援） 【再掲】	発達障害に関する早期からの支援によってこどもたちが地域で安心して過ごせるよう、未就学児を対象にした児童福祉法に基づく通所支援をはじめ、地域の関係機関や市民を対象にした研修・啓発などをする地域支援、18歳未満を対象にした相談支援を行う。	こども福祉課
181	発達障害児アウトリーチ支援事業	発達障害の疑われる不登校及びひきこもりの児童に対して、家庭訪問による早期のアプローチ及び療育的支援を実施し、医療機関受診や通所支援等につなげる。	こども福祉課
182	医療的ケア児への支援	日常生活を送る上で医療的なケアと医療機器を必要とするこどもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、こどもと保護者のニーズに応じた様々な支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
183	放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
184	就学相談事業【再掲】	就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課

施策の方向1 若者の自立支援

若者が自らの適性等を理解したうえで、希望をもって将来や進路を選択し、様々なことにチャレンジができるよう、就労支援や相談体制の充実を図ります。また、その一方で、将来や人間関係に悩みや不安を抱く人や、ニートや引きこもりの状態にある人もいます。若者の悩みに寄り添い、きめ細かな支援を個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

今後の取組

①就労支援の充実

若者が将来安定した生活基盤を整えられるように、キャリア形成支援や能力訓練等を推進します。また、若者が働くイメージが持てるよう、市内事業者と連携した取組や体験事業を展開します。

②相談体制の充実

困難や生きづらさを抱えている若者が相談できるよう、相談体制の充実を図り、気軽に悩みを相談できる場づくりを進めます。また、周囲が若者の異変に気付き、相談支援につなげられるように様々な媒体を活用して幅広く情報提供に取り組みます。

③困難を抱える若者への支援

悩みや困難を抱えている若者に対して、身近に気軽に相談できる場所を整備し、人とつながることができ、安心できる居場所を提供します。

主な取組事業

①就労支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
185	就業支援事業	就業希望者の就職支援及び中小企業勤労者等のキャリアアップを目的とした日商 PC 検定対策講座を開催する。	産業振興課
186	就労チャレンジ支援事業	厚生労働省埼玉労働局と若年者を対象とした就労の援助や支援として、就職面接会を実施する。	産業振興課
187	労働セミナー・労働相談等開催事業	労働をめぐる様々なトラブルの解決等を目的として、労働セミナー、労働相談等を実施する。	産業振興課
188	産業人材確保推進事業	学生や大学等に対して、市内の中小企業の優れた技術・サービスをPRするなど、市内事業者の若年人材確保について支援を行う。	産業振興課

②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
189	SAITAMA 出会いサポートセンター利用支援事業	県が運営する「SAITAMA 出会いサポートセンター」に市町村会員として参加することにより、所沢市で暮らし、働き、結婚を希望する人が結ばれ、充実した生活が送れるよう支援する。	企画総務課
190	女性の生き方に関する相談事業【再掲】	男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でもききます相談を実施する。	男女共同参画推進センターふらっと
191	子ども・若者支援ガイド【再掲】	子ども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、様々な悩みを抱える子ども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
192	思春期こころの健康相談【再掲】	自殺率の高い若年層のうち、精神疾患の発症リスクが増える高校生及びその家族を対象とした精神科医師による相談会を定期的実施する。	健康管理課
193	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置【再掲】	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
194	健やか輝き支援事業【再掲】	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
195	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クwest」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

③困難を抱える若者への支援

番号	事業名	事業内容	担当課
196	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援【再掲】	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
197	精神障害者アウトリーチ支援事業	重篤な精神障害のある方が、住み慣れた地域で生活をしていくために、医療・保健・福祉の各分野の専門職チームが、障害者本人、家族をまるごと支援する「メリデン版訪問家族支援」の手法等を取り入れながら個々に合わせた支援を行う。	健康管理課
198	精神保健事業	精神障害の早期発見、早期治療と治療の継続等、社会復帰に向けた総合的な支援を行う。また精神保健福祉に関する知識の普及啓発を実施する。	健康管理課

施策の方向2 若者の社会参画の促進

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により交流の場が制限され、若者と地域や人とのつながりの希薄化が懸念されます。若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、若者の社会からの孤立を防ぐために、若者の社会参画の促進に取り組む必要があります。

若者が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、安心できる居場所づくりや、自分の能力や個性を発揮できる活動や社会参画の場づくりを進めます。

今後の取組

①若者の居場所の提供

様々な困難を抱える若者が地域で孤立しないために、地域との交流の場づくりを促進し、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。

②社会参加の促進

多世代交流の場や地域の行事への若者の参画を促し、若者への体験機会の充実や地域とのつながりの強化を図ります。

主な取組事業

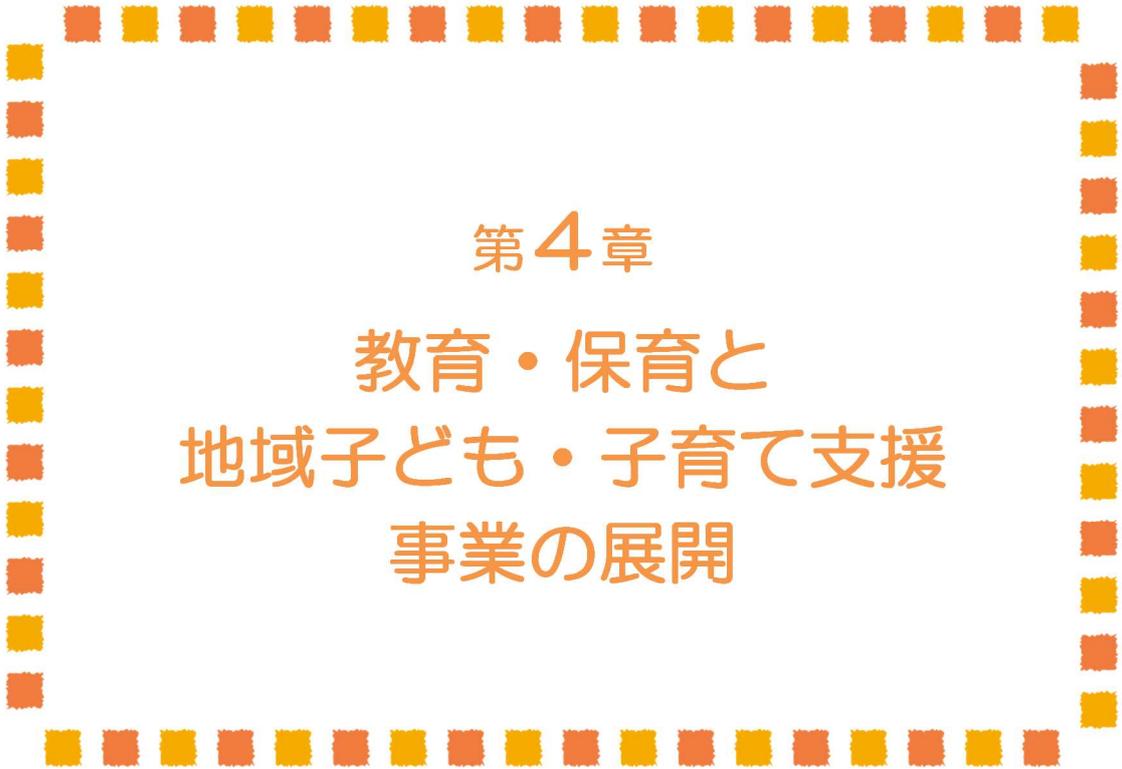
①若者の居場所の提供

番号	事業名	事業内容	担当課
199	音楽のあるまちづくり推進事業【再掲】	あらゆる世代の市民や所沢市を訪れる方々に、音楽を演奏する機会、聴く機会を常に身近なものとして定着させ、豊かな音楽文化が持続的に発展できるよう取り組んでいく。プロ、アマを問わず音楽を通じた交流や音楽環境の活性化を図る。	文化芸術振興課
200	居場所に関する情報提供【再掲】	こども・若者が地域とつながり、一人ひとりにとっての居場所を持てるよう、LINEの「こども・若者情報チャンネル」を活用し、居場所づくりにつながる情報を配信する。	こども政策課
201	こども・若者の意見の聴き取り【再掲】	LINEの「こども・若者情報チャンネル」を活用するなどし、居場所づくりに関するこども・若者の意見の聴き取りを行い、ニーズ把握に努める。	こども政策課
202	中高生の居場所支援【再掲】	主に中高生世代のこどもが気軽に集まれる場を設置するとともに、こどもに関する情報の広報啓発活動を行う。	青少年課
203	児童館運営事業【再掲】	18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
204	にぎわいトコロ創出支援事業	人と人、物が巡りあうことのできる地域の特性を生かしたにぎわい拠点（にぎわいトコロ）の創出、活性化に向けた事業を行うものに対し、事業費の一部を補助する。	商業観光課
205	ところん自習室開設事業【再掲】	こども・若者に対する学習の機会を提供するため、また、児童・生徒・学生が自由に安心して自主学習に取り組める居場所となることを目的とし、見守りスタッフが常駐する放課後自習室を月・水・金の放課後に設置する。	社会教育課

②社会参加の促進

番号	事業名	事業内容	担当課
206	平和推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さ、命の大切さを若い世代をはじめとした市民に理解してもらうため、公募した学生と平和祈念式典に参加する「広島平和祈念式典参加事業」や、市内小中学校を対象とした被爆体験者による「平和を語る会」、市役所及びまちづくりセンターで原爆のパネル写真を展示する「平和祈念資料展」を行う。	企画総務課
207	国際交流推進事業	市内在住の高校生を海外の姉妹都市に派遣することにより、交流を通して相互理解を深め、広い視野から国際社会を理解できる人材の育成に取り組む。	企画総務課
208	官学連携	市と大学等が様々な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に取り組む。	経営企画課
209	自治会等応援事業 【再掲】	安心して快適に暮らせる地域社会を実現するために、地域で重要な役割を担う自治会等の活動支援や、報奨金の交付を行うとともに、地域住民の自治会等への加入と参加を促進するために、自治会等の活動のPR、転入者への働きかけなどを行う。	地域づくり推進課
210	青少年相談員協議会 補助金【再掲】	青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行う。	青少年課
211	青少年育成所沢市民 会議交付金事業 【再掲】	本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
212	中心市街地商業活性化 事業	市民の交流の場・情報発信の拠点として、各種の展示のほか、中心市街地のイベント開催などにより、中心市街地全体の活性化を目指す。イベント開催時には、近隣学校の学生ボランティアが参加することにより、イベントの充実及び若者の社会参加を促す。	商業観光課

番号	事業名	事業内容	担当課
213	明るい選挙啓発事業	若者を含めた有権者が政治や選挙に関心を持ち、自らが進んで投票に参加して選挙が適正に行われるよう、選挙管理委員会と所沢市明るい選挙推進協議会が協力しながら啓発活動に取り組む。	選挙管理委員会事務局
214	二十歳のつどい開催事業	二十歳の節目を迎えた青年の門出を祝福する式典等を各地区で開催するため、市内11地区それぞれで組織される実行委員会に交付金を交付する。青年に地域への愛着を抱いてもらえるよう、身近なまちづくりセンターを中心とした会場で、各特色を活かしたつどいを実施する。	社会教育課
215	「トコロん のびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業【再掲】	教育センター等を会場に、地域の教育力を活用した学習の機会を設けることで算数の基礎学力向上を図り、学習意欲の向上及び中1ギャップ解消の一助とする。また、学生ボランティアにサポーターを担ってもらうことで、こども・若者の社会参加も促す。	学校教育課



第4章
教育・保育と
地域子ども・子育て支援
事業の展開

1

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援事業計画」の期間中に予測される需要量とサービスなどの供給量を定めることとなっています。

これまでは、「所沢市子ども・子育て支援事業計画」においてこれらの内容を定めていましたが、「所沢市こども計画」の策定により、この計画に含めて定めることとなりました。

教育・保育とは、未就学児童を対象に提供される施設・事業で、幼稚園・保育園・認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業など）をいいます。これらの施設・事業を通じて、質の高い教育・保育を提供していきます。【P.133～135 参照】

地域子ども・子育て支援事業とは、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として子育て中の親子の交流促進や育児相談などを行う事業をいいます。【P.136～152 参照】

2

目標の設定

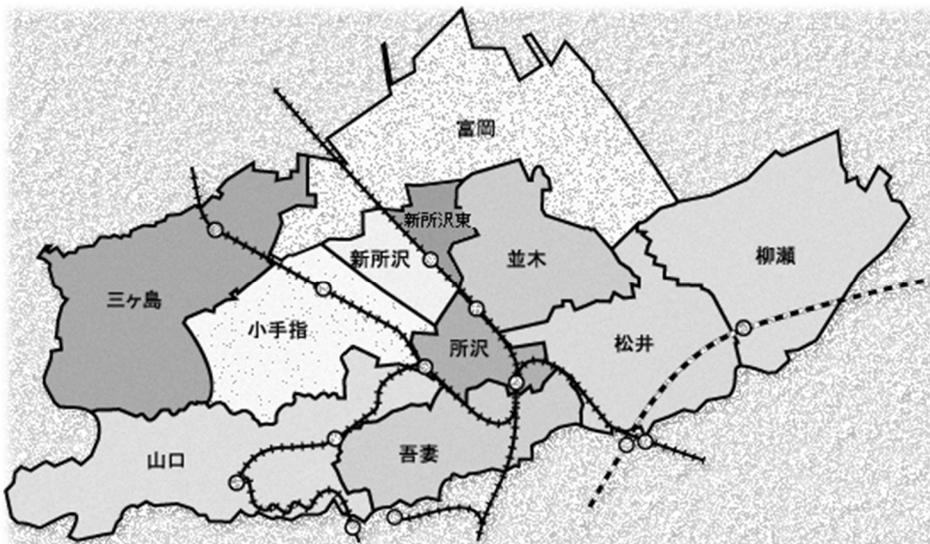
（1）区域の設定

本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域は、市全体を1区域として設定します。

【設定の理由】

すべての子どもたちが、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の利用状況、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、行政区を超えた広域的な提供体制が必要となるため、提供区域は市全域単位で設定します。

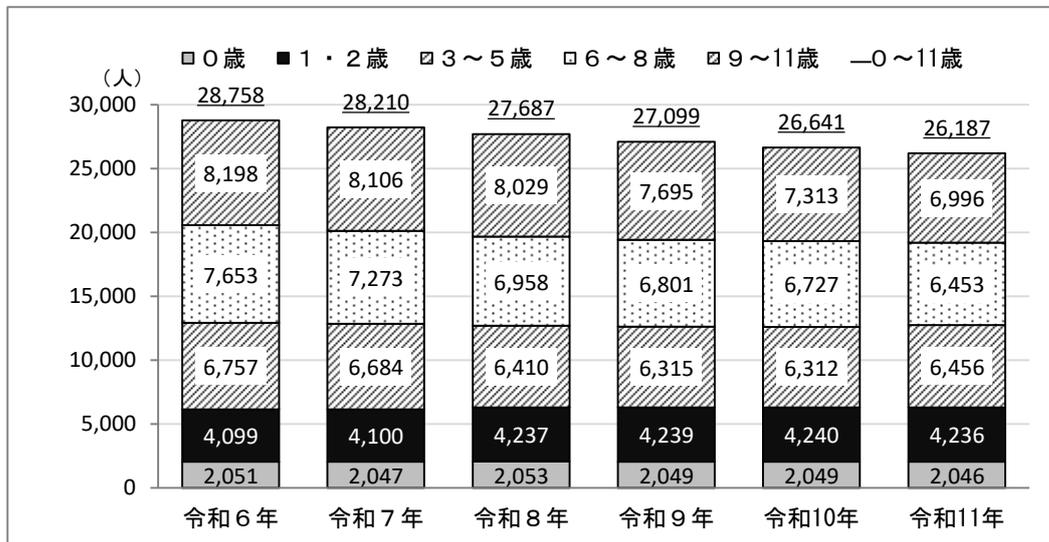
【提供区域（市全域）】



(2) 将来推計児童数

将来推計児童数は、毎年度人口動態や推移を把握するため実施している将来人口推計を用いています。0～11歳人口は、毎年度2%程度ずつ減少を続けると見込まれています。

【将来推計児童数】



資料：経営企画課（令和5年度）

3

量の見込みと確保の内容

量の見込みとは、将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を指します。

確保の内容とは、現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類ごとの提供可能な量（供給量）を指します。

教育・保育の量の見込みと確保の内容では、充足量として、量の見込みと確保の内容の差（確保の内容－量の見込み）を需要と供給の差として記載します。

（1）教育・保育

●認定区分

認定区分	要件	施設・事業
1号 (3～5歳)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号 (3～5歳)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園
3号 (0～2歳)	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園 地域型保育事業

●確保の内容

* 1 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、保育園、認定こども園

* 2 新制度未移行幼稚園

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

* 3 地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

* 4 企業主導型保育事業【地域枠】

企業が主に従業員用に設置する認可外の保育事業

（地域枠は、従業員以外の保育認定を受けた子どもを受け入れる定員枠）

量の見込みと確保の内容

	令和7年度						令和8年度					
	1号	2号	3号				1号	2号	3号			
			1・2歳		0歳	1・2歳			0歳			
			2歳	1歳		2歳				1歳		
①量の見込み	3,027	3,173	1,959	1,042	917	419	2,653	3,334	1,999	999	1,000	455
②確保の内容	3,060	3,569	2,080	1,126	954	507	3,033	3,592	2,080	1,079	1,001	507
特定教育・保育施設	1,383	3,563	1,668	914	754	420	1,356	3,586	1,668	867	801	420
新制度未移行幼稚園	1,677		0				1,677					
地域型保育事業			388	203	185	78			388	203	185	78
企業主導型保育事業【地域枠】		6	24	9	15	9		6	24	9	15	9
③充足量（②-①）	33	396	121	84	37	88	380	258	81	80	1	52

	令和9年度						令和10年度					
	1号	2号	3号				1号	2号	3号			
			1・2歳		0歳	1・2歳			0歳			
			2歳	1歳		2歳				1歳		
①量の見込み	2,544	3,396	2,106	1,092	1,014	493	2,507	3,413	2,139	1,106	1,033	510
②確保の内容	3,033	3,643	2,110	1,094	1,016	516	3,033	3,679	2,144	1,111	1,033	525
特定教育・保育施設	1,356	3,637	1,698	882	816	429	1,356	3,673	1,716	891	825	435
新制度未移行幼稚園	1,677						1,677					
地域型保育事業			388	203	185	78			404	211	193	81
企業主導型保育事業【地域枠】		6	24	9	15	9		6	24	9	15	9
③充足量（②-①）	489	247	4	2	2	23	526	266	5	5	0	15

	令和11年度					
	1号	2号	3号			
			1・2歳		0歳	
			2歳	1歳		
①量の見込み	2,505	3,420	2,138	1,108	1,030	492
②確保の内容	3,033	3,679	2,144	1,111	1,033	525
特定教育・保育施設	1,356	3,673	1,716	891	825	435
新制度未移行幼稚園	1,677					
地域型保育事業			404	211	193	81
企業主導型保育事業【地域枠】		6	24	9	15	9
③充足量（②-①）	528	259	6	3	3	33

量の見込みの考え方

第2期計画（令和2～6年度）における量の見込みは、教育・保育需要量の実情を勘案するため、直近の実績をベースとして算出しました。本計画においても、この考え方を踏襲しつつ、今後の大規模開発や土地区画整理事業などによる需要の増加も勘案した上で設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

就学前児童数や就労意向のある保護者の割合の変化などの要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の流行による子育て家庭を取り巻く環境の変化が、保育需要の変動に影響をもたらしました。

また、第2期計画における急激な保育需要の変化に対しては、既存施設の活用や保育施設の新設などによって対応してきました。

◆今後の方向性

市内の就学前児童数は減少していますが、保育を必要とする方の割合は引き続き高い状況にあります。また、令和6年4月時点の待機児童数は6人であり、保育需要の変動を注視しながら引き続き待機児童の解消を図ります。

本市においては、これまでの第2期計画の方向性を踏襲し、既存する幼稚園の認定こども園移行などの既存施設の活用、定員の弾力化の活用などによって受入枠を確保していくとともに、大規模開発や土地区画整理事業などによる保育需要の急激な高まりに対して既存施設の活用だけでは受入れが不足するときは、保育施設の新設を検討します。また、保育施設職員確保のための支援や家庭における子育て支援等を検討し、待機児童対策を進めていきます。

一方で、就学前児童数の減少により、今後は施設・事業の利用希望者数が定員を満たさなくなることも想定されることから、現在運用している定員を超えての受入れ（弾力化の運用）の見直しや、公立保育園における受入れを調整するなど、需給調整についても検討が必要となります。

幼稚園は、認可定員を満たしていない施設もあるなど、需要量が充足していることから、既存の施設で対応していくこととします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、それぞれの事業の特性を考慮して、適切な量の確保と質の向上に努めていきます。

地域子ども・子育て支援事業一覧

- ①ところっこ子育てサポート事業（利用者支援事業）
- ②妊婦健康診査事業
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥時間外保育事業
- ⑦一般型一時預かり事業
- ⑧幼稚園型一時預かり事業
- ⑨子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業
- ⑩放課後児童健全育成事業〈放課後児童クラブ〉
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て短期支援事業
- ⑮子育て世帯ホームヘルプ事業
- ⑯産後ケア事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業

①ところっこ子育てサポート事業（利用者支援事業）

事業の内容

妊娠期から子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整などを行い、保護者をはじめとする子育てに関わる方を身近な立場で支援する事業です。

この事業には、下記の3タイプがあります。

◆こども家庭センター型（令和5年度までは「母子保健型」）

妊産婦及びこどもと子育て家庭を対象に、保健師等が妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談に応じ、母子保健と児童福祉が連携して専門的な見地から支援を行います。

◆基本型

子育て家庭を対象に、保育士が当事者目線で寄り添った情報提供や相談、また地域の子育て支援施設の案内を行います。

◆特定型

子育て家庭を対象に、保育士が保育園・幼稚園の入園に関する事や子育ての悩み事の相談を行います。

量の見込みと確保の内容

（設置数：か所）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み						3 (内訳) ・母子保健型 1 ・基本型・特定型 2
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	
基本型・特定型	2	2	2	2	2	
確保の内容						
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	
基本型・特定型	2	2	2	2	2	

量の見込みの考え方

利用者支援事業は基本型・特定型・こども家庭センター型の3タイプであること、また身近な地域において、子育てに関する相談や情報提供を行っている地域子育て支援拠点が多く設置されていることから、現状の設置数を維持するものとして設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

現在は、こども家庭センターにてこども家庭センター型、こども支援センター子育て支援エリア「ルピナス」にて基本型、こども支援課にて特定型を実施し、妊産婦や子育て世代の保護者をはじめとする利用者のニーズに応じた支援をしています。

それぞれの担当者による会議を実施し、情報交換や相談内容の情報提供など、互いに連携を図り、支援の充実に努めています。

◆今後の方向性

今後もこども家庭センター型・基本型・特定型が情報共有しながら、ライフステージに応じて区切られることがないように、「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を実施し、利用者に寄り添った丁寧な対応に努めていきます。

②妊婦健康診査事業

事業の内容

妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進と、健康管理の向上を図ることを目的に、妊娠の届出をした市内に住所を有する妊婦に対して、健康診査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(対象者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	2,053	2,049	2,049	2,046	2,044	1,876
確保の内容	2,053	2,049	2,049	2,046	2,044	(妊娠届出数 1,962人) (受診率 95.6%)

量の見込みの考え方

将来推計人口（翌年度0歳児）を考慮して受診率100%を目標に設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

埼玉県医師会加入医療機関、埼玉県助産師会加入医療機関、その他個別契約医療機関において実施しています。

◆今後の方向性

妊娠届出の面談を活用して、すべての妊婦が健やかに妊娠期を過ごすために、妊娠・出産に関する情報提供や妊婦健康診査の積極的な受診について、周知・啓発に取り組みます。



～ 母子健康手帳 ～

③乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

少子化、核家族化が進む社会背景の中で、母親の孤立感や育児不安などに早期に対応するために、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(対象者数：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	2,047	2,053	2,049	2,049	2,046	1,875
確保の内容	1,945	1,950	1,947	1,947	1,944	

量の見込みの考え方

将来推計人口（0歳児）を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

新生児・妊産婦訪問、未熟児訪問とあわせて、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、把握に努めています。

訪問員：保健師、助産師（委託を含む）

◆今後の方向性

里帰り出産などで不在である場合を考慮し、目視確認率95%を目指します。不在であった家庭については、引き続き市が実施している4か月児健康診査ですべての乳児の養育環境などの把握に努めます。

④養育支援訪問事業その他要保護児童などの支援に資する事業

事業の内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、授乳指導や育児方法などの適切な指導・助言を行い保護者の養育能力の向上と養育環境の改善を図るための支援（授乳指導・育児方法・相談支援など）を助産師、保育士により行う事業です。

量の見込みと確保の内容

（利用世帯数：世帯）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	7	7	7	7	7	4
確保の内容	7	7	7	7	7	

量の見込みの考え方

過去5年間の平均実績及び令和6年度の支援状況を考慮して設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

要保護児童対策地域協議会※は、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の把握に努め、関係機関が情報共有し、連携して児童及びその保護者へ支援を行っています。その中で、特に養育支援が必要な世帯については、協議会の実務者会議において養育支援訪問事業の実施の適否を判断するとともに、家庭の状況に合わせて、期間・支援者・支援内容を決定します。支援は、助産師及び保育士による専門的な養育に関する指導や助言などを訪問により実施するもので、個々の家庭の抱える養育上の課題の解決、負担軽減を図っています。

◆今後の方向性

今後も要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報共有し、連携することにより、少子化、核家族化が進む現代社会において、地域で孤立し、こどもの養育に課題がある家庭の把握に努めるとともに、当該家庭及び児童への支援の充実を図ります。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及び保護者の支援を目的とした地域連携（ネットワーク）の場です。

⑤地域子育て支援拠点事業

事業の内容

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大などに対応するため、保育園や児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに関する講習などを実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	188,288	188,288	188,288	188,288	188,288	198,893
確保の内容	321,800	321,800	321,800	321,800	321,800	

量の見込みの考え方

年間延べ利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

事業開始当初は、認可保育施設に併設する形で進めました。平成25年度から各行政区への充足を目的に、児童館へ事業を拡大し、現在27施設で実施しています。

◆今後の方向性

各行政区としては充足しており、確保の内容も量の見込を上回っていることから、引き続き事業を継続し、子育て家庭の不安の軽減に努めていきます。



～ 地域子育て支援拠点事業の様子 ～

⑥時間外保育事業

事業の内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	3,119	3,131	3,177	3,217	3,217	2,925
確保の内容	6,117	6,140	6,230	6,309	6,309	

量の見込みの考え方

年間利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

時間外保育事業については、保育園（55園）、認定こども園（9園）及び地域型保育事業（14施設）で保育標準時間（11時間）を超えて0.5時間から2時間までの時間外保育事業を実施しています。また、最長で20時まで（13時間開所）実施しており、在園児を対象に事業を提供しています。

◆今後の方向性

時間外保育事業の利用については、施設の開所時間を限度に利用することができることから、確保の内容を施設の認可定員数とし、引き続きすべての在園児に対して事業を提供していきます。

計画期間中の取組としては、新たに実施する施設については、地域の実情に応じて利用可能な時間を設定していきますが、実施中の施設については、地域によっては20時までの時間外保育を希望する利用者が少ないところもあるため、今後は各園の状況を踏まえながら、地域の実情に応じて時間外保育時間の変更を検討していきます。



～ 時間外保育事業の様子 ～

⑦一般型一時預かり事業

事業の内容

保護者の病気などの緊急時や就労などで家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	27,680	27,680	27,680	27,680	27,680	28,439
確保の内容	92,800	92,800	92,800	92,800	92,800	

量の見込みの考え方

年間延べ利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

新たな認可保育施設の設置時に、一時預かり事業の併設を求めてきたことにより現在では実施園が32施設となり、1日当たり320人の受入れが可能となっています。

◆今後の方向性

令和5年度実績における施設の利用率が定員に対して30.6%となっています。現時点では待機児童の受け皿として利用されているケースや就労形態や生活様式の多様化によりニーズは高まっています。ところっこ子育てサポート事業の相談・助言を行いながら、現状の施設数を維持することを通じて受入枠の確保を図ります。



～ 一般型一時預かり事業の様子 ～

⑧幼稚園型一時預かり事業

事業の内容

幼稚園などにおいて保護者の要請などに応じて、児童を一時的に預かる事業です。

◆幼稚園型Ⅰ

幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、主に在園児を対象に一時的に預かる事業です。なお、所沢市では、『3・4・5トワイライトようちえん』という名称で実施しています。

◆幼稚園型Ⅱ

保育の必要性が認められた0歳児から2歳児を対象に、幼稚園で一時的に預かる事業です。なお、所沢市では、『0・1・2ちびっこようちえん』という名称で実施しています。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み						幼稚園型Ⅰ： 146,411 幼稚園型Ⅱ： 実施なし
幼稚園型Ⅰ	125,442	109,943	105,425	103,892	103,809	
幼稚園型Ⅱ	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
確保の内容						
幼稚園型Ⅰ	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000	
幼稚園型Ⅱ	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	

量の見込みの考え方

量の見込みは、年間延べ利用者数の実績や施設の定員数と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

幼稚園型Ⅰの利用時間は施設により異なりますが、最長19時まで実施しています。年間実施日数の平均は230日となっており、年間延べ146,411人の児童を預かっています。

幼稚園型Ⅱの利用時間は原則8時間の開所となっており、施設の定員数に基づき児童を預かっています。

◆今後の方向性

本事業を利用することにより、就労等により保育を必要とする保護者であっても、労働時間等の状況によっては、保育施設だけでなく幼稚園も利用できることを知っていただき、選択肢の一つとして検討していただけるよう、さらに周知を図るとともに、引き続き利用者が利用したいときに、いつでも利用できるような環境を保っていきます。

⑨子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業

事業の内容

- 〈1〉生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する事業です。
- 〈2〉幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する事業です（令和元年10月1日より開始）。

量の見込みと確保の内容

（給付対象者数：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 （令和5年度）
量の見込み	360	360	361	361	361	451
確保の内容	360	360	361	361	361	

量の見込みの考え方

対象世帯数の実績に基づき設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業の対象となる世帯に対し、事業を周知するとともに、事業に係る申請を促し、施設の協力を得ながら、対象経費の一部を助成しています。

◆今後の方向性

国の制度改正などを踏まえながら、必要に応じて事業の拡充などを検討します。

⑩放課後児童健全育成事業〈放課後児童クラブ〉

事業の内容

保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、放課後や夏休みなど、保護者に代わって保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用者数：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み(合計)	4,007	4,026	4,046	4,065	4,085	3,017
1年生	1,154	1,159	1,165	1,170	1,176	
2年生	1,057	1,062	1,067	1,072	1,077	
3年生	905	910	914	918	923	
4年生	564	566	569	572	575	
5年生	248	249	251	252	253	
6年生	79	80	80	81	81	
確保の内容	3,211	3,331	3,451	3,571	3,691	

※量の見込み、確保の内容は面積基準である児童一人当たり面積概ね 1.65㎡を確保した場合での人数

※量の見込み(合計)は端数処理の関係で各学年の利用者数の合計と一致しない場合があります。

量の見込みの考え方

児童クラブ申込児童数の増減率と、小学校児童数推計、学年ごとの逡減率(高学年になるにつれて少しずつ減っている割合)から算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

児童館で実施している生活クラブ 11 か所と小学校の近隣などの専用施設で実施している児童クラブ 42 か所の合計 53 か所で実施しており、令和6年4月1日時点での入所児童数は 3,476 人となっています。

確保の内容については、放課後児童クラブの施設定員であり、増加する量の見込みに対応できるように、施設整備に取り組んでおります。

◆今後の方向性

量の見込みの推計の結果、放課後児童健全育成事業の利用希望数は微増していく見込みです。

児童クラブの需要に対応するため、学校施設の活用や民設民営児童クラブの新設などにより、定員拡大を図っていく必要があります。また、小学校の長期休業期間中の一時預かりなど、施設整備以外の事業も併せて検討します。

⑪病児・病後児保育事業

事業の内容

児童が発熱などの急な病気となった場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースで看護師や保育士などが一時的に保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	525	525	525	525	525	486
確保の内容	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	

量の見込みの考え方

年間延べ利用者数の実績を用いて算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

市内の東・西・中央(2か所)の4か所に施設を配置し、1施設あたり1日4名の定員としているため、年間利用可能数として4,640人の受入れを可能としています。令和5年度の利用実績は486人で、施設の稼働率は約10%となっています。

◆今後の方向性

令和5年度実績における施設の稼働率が定員に対し、約10%となっていることから、量の見込みに大きな増加が生じなければ、現状の施設数を維持することで受入枠を確保します。今後、4施設の稼働率が上がる場合には、施設の定員増など検討する必要があります。また、病後児保育については病児保育より利用者が少ないことから、病児保育への移行を検討します。



～ 病児・病後児保育事業の様子 ～

⑫ファミリー・サポート事業

事業の内容

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と援助を行いたい方を組織化し、地域での相互援助活動を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間利用件数：件)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	13,978
確保の内容	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	

量の見込みの考え方

年間利用件数の実績と今後の利用者数の推移を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

育児の援助を受けたい方（利用会員…市内在住・在勤で0～12歳のこどもを養育している方）と、育児の援助を行いたい方（援助会員…市内在住で18歳以上の方。講習会の受講が必須）を組織化し、地域での相互援助活動を行っています。ファミリー・サポート事業は、委託により実施し、センターが利用会員の希望する援助内容（保育施設等への送迎や一時的な預かりなど）に応じて、条件に合致する援助会員を紹介します。

◆今後の方向性

援助会員の中心となっている60歳代の就労が増加しているため、援助会員の確保が難しくなっていることから、今後も引き続き事業に関する広報活動を行い援助会員の確保に努め、利用会員が利用したいときにいつでも利用できるような環境を整えます。



◀ファミリー・サポート事業の様子

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の内容

幼稚園類似施設を利用する保護者に対して、経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興及び充実を図ることを目的に補助金を交付する事業です。

量の見込みと確保の内容

(交付対象者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	40	40	40	40	40	52
確保の内容	45	45	45	45	45	

量の見込みの考え方

施設の定員数に基づき設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の対象となる世帯に対し、事業を周知するとともに事業の利用に係る申請を促し、施設の協力を得ながら利用料の一部を補助しています。

◆今後の方向性

国の制度改正などを踏まえながら、必要に応じて事業の拡充を検討します。

⑭子育て短期支援事業

事業の内容

保護者の疾病、入院、出産、看護、育児疲れ、仕事、冠婚葬祭等により、18歳未満の児童の養育が一時的に困難になった際に、里親宅等に児童を預け、一定期間養育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用日数：日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	336	336	336	336	336	41
確保の内容	336	336	336	336	336	

量の見込みの考え方

令和6年度の実績が大きく増加したことから、実績に基づき設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

支援が必要な家庭に周知を行い、里親との日程調整に努めています。

◆今後の方向性

事業開始後の利用量を元に翌年度以降の見込みについて見直します。

⑮子育て世帯ホームヘルプ事業

事業の内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用日数：日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	768	768	768	768	768	-
確保の内容	768	768	768	768	768	

量の見込みの考え方

近隣市実績等を参考に、利用見込み延べ日数を設定しました。

確保の内容の考え方

◆現在の取組

令和7年度事業実施に向け要綱及び事務手続きを整備します。

◆今後の方向性

事業開始後の利用量を基に翌年度以降の見込みについて見直します。

⑩産後ケア事業

事業の内容

医療機関・助産所等に宿泊や通所をして心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援について、必要とする母子に対して行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(年間延べ利用日数：日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	710	740	761	785	807	318
確保の内容	710	740	761	785	807	

量の見込みの考え方

国から示された基本指針及び参酌標準を参考に、本市の人口推計と令和6年度の事業利用者、利用者の増加率、利用者1人あたりの平均利用日数から算出したものです。

※算出方法

推計産婦数×(利用見込産婦数(令和6年度利用者数×増加率)÷令和6年度推計産婦数)
×平均利用日数

確保の内容の考え方

◆現在の取組

産後ケア事業を必要とする母子に対し、宿泊型・デイサービス型各7日間を上限に産後ケア事業を提供しています。

◆今後の方向性

産後ケア事業を必要としている母子に対し、利用しやすい体制を整えると共に、産後ケア事業について、妊娠届出時や妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等と連携を取りながら周知していきます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

事業の内容

妊婦等に対して面談などにより、妊婦等の心身の状態や環境の把握を行うとともに、子育てに関する情報の提供や相談などの支援を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(対象者数：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	参考・実績 (令和5年度)
量の見込み	6,159	6,147	6,147	6,138	6,132	4,115
確保の内容	6,159	6,147	6,147	6,138	6,132	

量の見込みの考え方

量の見込みは、将来推計人口（翌年度0歳児）を元に、1組当たりの面談回数3回を乗じて相談支援二ーズ量を見込み、算出しました。

※参考：翌年度0歳児数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2,053人	2,049人	2,049人	2,046人	2,044人

確保の内容の考え方

◆現在の取組

専門職の面談などにより、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談ができる相談支援や妊娠期から子育て期に必要な情報提供を行っています。

◆今後の方向性

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、相談支援の充実を図り、また、妊娠期から子育て期の情報提供を行います。



第5章
計画の推進に向けて

1

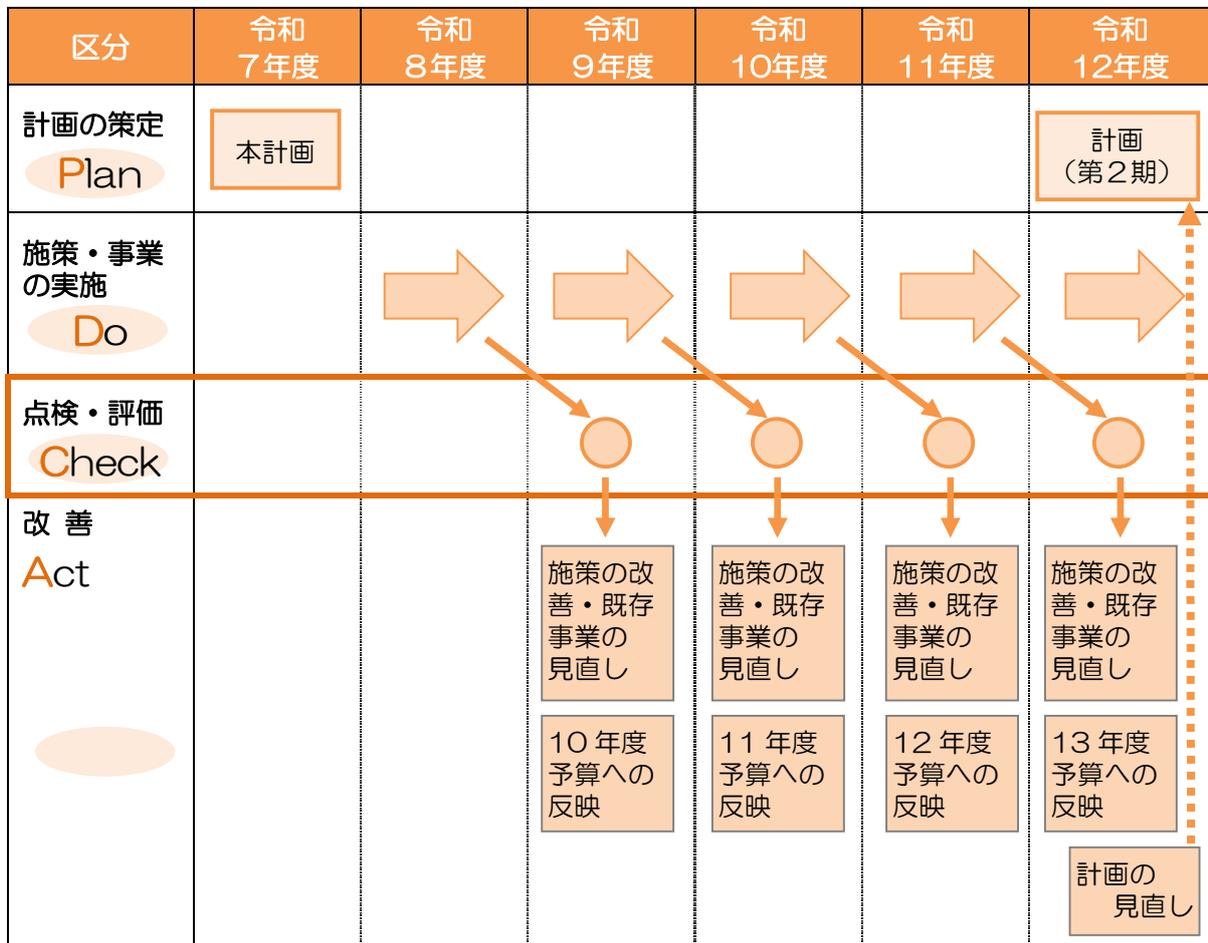
計画の進行管理

計画を着実に推進していくため、毎年度計画の進捗状況を確認し、各事業の点検・評価を行います。

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを確保し、計画に基づく施策・事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

特に、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業について、子ども・子育て会議で、進捗状況の確認、点検・評価を行います。必要に応じて計画の見直しを行い、施策の改善、既存事業の見直し、予算への反映なども検討します。

計画の進捗状況や評価は、子ども・子育て会議での審議の後、市ホームページ等によって市民に公表します。



(1) 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行っていくためには、市内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。

国・県・他市町村はもとより、自治会や子育て支援に関わる住民組織、児童相談所、医療機関、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化することで、本計画の実効性の向上を図ります。

(2) 情報公開・提供の充実

広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、市役所の担当部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

(3) 庁内点検体制の充実

本計画に関係する部署を中心に、計画の進捗状況の定期的なフォローアップが必要であり、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績などについて各年度において点検・評価を実施し、本計画の着実な実施や推進を図ります。

(4) こども・若者の意見聴取

市内のこども・若者の意見をアンケート等を通じて聞き取り、その意見が施策に反映されるよう努めます。

3

指標一覧

基本理念の実現に向けて、本計画では4つの基本目標に対して指標を設定し、目標達成を目指します。

【表の見方】

○番号のみ：毎年度進捗状況を確認する事業です。

○番号*：5年後に進捗状況を確認する事業です。

■基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援

No	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の出典
1*	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8% ※国の現状値	70.0% ※国の目標値	アンケート調査
2	就学前児童の保育待機児童数	53人	0人	こども政策課
3	放課後児童クラブの施設定員数	3,017人	3,691人	青少年課
4	幼稚園型一時預かり事業の量の見込み(上段)と確保の内容(下段) (単位：延べ利用人数)	146,411人	103,809人	保育幼稚園課
		218,000人	184,000人	

■基本目標2 子育て当事者への支援

No	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の出典
1*	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% ※国の現状値	現状値以上	アンケート調査
2	こども支援センター(子育て支援)の利用者満足度	98.8%	現状値以上	こども支援課
3	地域子育て支援拠点事業の量の見込み(上段)と確保の内容(下段) (単位：延べ利用人数)	198,893人	188,288人	こども支援課
		321,800人	321,800人	
4	ファミリー・サポート事業の量の見込み(上段)と確保の内容(下段) (単位：延べ利用件数)	13,978件	14,000件	こども支援課
		17,484件	18,000件	

■基本目標3 特に支援を要するこども・家庭への支援

No	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の出典
1*	「障害のあるこども・若者、 発達に特性のあるこども・若 者の地域社会への参加・包容 が推進されている」と思う人 の割合	27.2% ※国の現状値	現状値以上	アンケート調査
2	こども支援センター（発達支 援）の利用者満足度	93.0%	現状値以上	こども福祉課
3	養育支援訪問事業その他要保 護児童などの支援に資する事 業の量の見込み(上段)と確保 の内容(下段) (単位：利用世帯数)	4世帯	7世帯	こども家庭センター
		13世帯	7世帯	
4	子育て短期支援事業の量の見 込み(上段)と確保の内容(下段) (単位：延べ利用日数)	41日	336日	こども家庭センター
		168日	336日	

■基本目標4 こども・若者の育成支援

No	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	指標の出典
1*	「今の自分が好きだ」と思う こども・若者の割合	60.0% ※国の現状値	70.0% ※国の目標値	アンケート調査
2	青少年健全育成に関する施策 の満足度	11.7%	現状値以上	青少年課
3	安心できる場所の数が1つ以 上あるこども・若者の割合	97.4%	100.0%	こども政策課
4	LINE アカウント「こども・ 若者情報チャンネル」の友だ ち登録者数	16,399人	31,000人	こども政策課

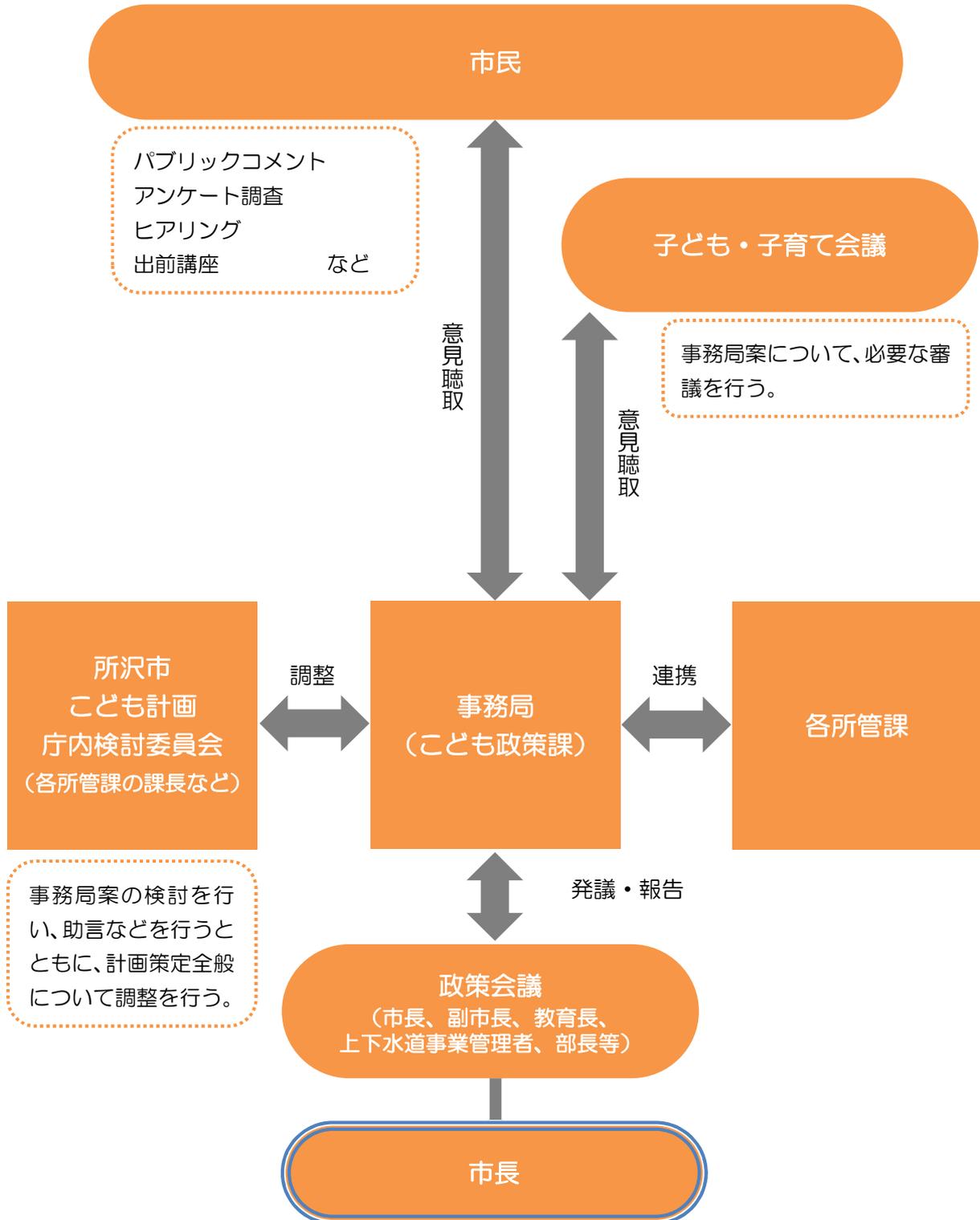


資料編

1

策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。



2

策定経過

年度	月日	会議等名称	主な検討・報告内容など
令和5年度	5月30日	第1回子ども・子育て会議	・こどもの意見の聴き取り方法
	8月29日	第2回子ども・子育て会議	・アンケート調査票案
	11月7日 ～12月20日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（保護者向け）	・保護者に対するアンケート調査の実施 【対象】 就学前児童保護者 1,500人 小学生児童保護者 500人 中学生生徒保護者 500人 高校生世代保護者 500人
	11月30日 ～1月15日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（こども本人向け）	・こども・若者本人に対するアンケート調査の実施 【対象】 小学生児童（小学5年生）本人 541人 中学生生徒（中学2年生）本人 532人 高校生世代（16、17歳）本人 500人
	3月24日	ところティーンズフェスティバル	・来場者へのヒアリング調査
令和6年度	5月1日	第1回所沢市こども計画庁内検討委員会	・こども計画の概要 ・庁内検討委員会の役割 ・こども計画全体構成・骨子案
	5月21日	第1回子ども・子育て会議	・全体構成案・骨子案
	8月8日 ～8月30日	第2回所沢市こども計画庁内検討委員会（電子会議室）	・こども計画素案 ・施策の体系に紐づける取組事業
	8月28日	第2回子ども・子育て会議	・こども計画素案 ・「教育・保育」の量の見込みと確保の内容 ・「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の内容
	7月29日 ～9月19日	所沢市公式LINEを通じたアンケート調査	・所沢市若者応援事業により、所沢市公式LINEを友だち追加した者対象
	10月11日 ～11月13日	所沢市アンケートシステムを通じたアンケート調査	・市内通信高等学校に通う高校生対象

年度	月日	会議等名称	主な検討・報告内容など
	10月25日	第3回子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画素案 ・所沢市公式 LINE の若者の友だち増加策
	11月1日 ～11月13日	第3回所沢市こども 計画庁内検討委員会 (電子会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画素案 ・こども計画を進捗管理する指標
	12月6日 ～1月7日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画素案について、市ホームページへの掲載、市役所窓口での閲覧・配布
	2月5日	第4回子ども・子育て 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画最終案

3

所沢市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和4年2月14日～令和6年2月13日

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属
会長	秋山 展子	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
副会長	仲田 智宏	所沢市立小中学校校長会
委員	佐藤 愛子	市民公募
委員	下村 友香 ※令和4年2月19日から	市民公募
委員	齊木 景子	市民公募
委員	津村 亜紀子	市民公募
委員	野本 理恵	所沢商工会議所
委員	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
委員	渡辺 由美子	所沢市私立幼稚園協会
委員	川口 貴史	埼玉県保育協議会
委員	後藤 泰秀	地域型保育事業運営団体
委員	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
委員	小沢 貞泰	所沢市放課後児童対策協議会
委員	佐々木 弘子 (前任) 秀島 寿子 (後任) ※令和5年1月16日から	所沢市民生委員・児童委員連合会
委員	中村 芳江	子ども・子育て支援関係者
委員	田口 眞弓	子ども・子育て支援関係者

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属
会長	秋山 展子	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
副会長	仲田 智宏	所沢市立小中学校校長会
委員	城崎 理恵	市民公募
委員	石川 美穂	市民公募
委員	中村 まどか	市民公募
委員	藤原 秀太	市民公募
委員	野本 理恵	所沢商工会議所
委員	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
委員	渡辺 由美子	所沢市私立幼稚園協会
委員	川口 貴史	埼玉県保育協議会
委員	後藤 泰秀	地域型保育事業運営団体
委員	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
委員	秀島 寿子	所沢市民生委員・児童委員連合会
委員	小沢 貞泰	子ども・子育て支援関係者
委員	竹内 和代	子ども・子育て支援関係者
委員	田口 眞弓	子ども・子育て支援関係者

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関する事。
- (3) こども基本法第2条第2項に規定するこども施策に係る事務（第1号及び前号に掲げる事務を除く。）の実施に係る協議及び連絡調整に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 市民医療センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	7,900円
-------------	---	--------

附 則(令和5年3月20日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項第2号の規定及び附則第4項の改正規定(別表第1 放課後児童対策協議会委員の項を削る部分に限る。) 令和7年7月1日

(2) 次項第3号の規定、附則第4項の改正規定(別表第1 保育園等運営審議会委員の項を削る部分に限る。)及び附則第5項の改正規定 令和8年9月1日

(所沢市青少年問題協議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 所沢市青少年問題協議会条例(昭和39年告示第108号)

(2) 所沢市放課後児童対策協議会条例(平成26年条例第47号)

(3) 所沢市保育園等運営審議会条例(昭和51年条例第33号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、所沢市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 保育園等運営審議会委員の項、青少年問題協議会委員の項、児童館運営協議会委員の項及び放課後児童対策協議会委員の項を削る。

(所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所沢市保育園等運営審議会条例(昭和51年条例第33号)」を「所沢市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第19号)」に、「所沢市保育園等運営審議会の」を「所沢市子ども・子育て会議の」に改める。

(所沢市立児童館設置及び管理条例の一部改正)

- 6 所沢市立児童館設置及び管理条例(昭和53年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第16条から第21条までを削り、第22条を第16条とする。

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

最終改正：令和 6 年 10 月 1 日法律第 47 号

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則（第八条）

第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則（第十一条—第十八条）

第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）

第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）

第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）

第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）

第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）

第六章 費用等

第一節 費用の支弁等（第六十五条—第六十八条の二）

第二節 拠出金の徴収等（第六十九条—第七十一条）

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

第一款 通則（第七十一条の二）

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務（第七十一条の三）

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等（第七十一条の四—第七十一条の七）

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法（第七十一条の八—第七十一条の十三）

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等（第七十一条の十四—第七十一条の二十五）

第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等（第七十一条の二十六―第七十一条の二十八）

第七款 雑則（第七十一条の二十九・第七十一条の三十）

第七章 市町村等における合議制の機関（第七十二条）

第八章 雑則（第七十三条―第七十七条）

第九章 罰則（第七十七条の二―第八十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情にに応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、

子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的

保育事業として行われる保育をいう。

- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣

府令で定める基準を満たすもの

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総

- 数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、

都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第一百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の
手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において
「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による
第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六
十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制
機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て
支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次
号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分
を除く。）及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第
二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十
三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部
分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準
備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府
県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く
部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十五年四月一日
- 三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた
めの消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日まで
の間において政令で定める日
- 四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施
行日」という。）前の政令で定める日
（検討等）

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に
係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認め
るときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）
の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施する
ための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基
づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の
施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、
その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するた
め、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等
の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に
関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て
支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

最終改正：令和 6 年 5 月 31 日法律第 42 号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

い。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号）

最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 63 号

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

(令和4年6月22日法律第77号)

最終改正：令和6年6月26日法律第68号

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策（第九条—第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保され

ること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

- 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

所沢市こども計画
～ こども・若者しあわせプラン ～
令和7年3月

所沢市 こども未来部 こども政策課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1
TEL：04-2998-9415 FAX：04-2998-9035
Eメール：a9415@city.tokorozawa.lg.jp
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>



こども・若者 しあわせプラン

所沢市 こども計画

